

奈良市 子ども・子育て支援事業計画

奈良市 子どもにやさしいまちづくりプラン



平成 27 年 3 月

奈良市

はじめに

「子どもにやさしいまち」をめざして

「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」は、子ども・子育て支援法に基づく本市の事業計画です。事業計画は、すべての子どもや子育て家庭を対象に必要な支援を行うことにより、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現しようとするものです。

本市では次世代育成支援対策推進法に基づく「奈良市次世代育成支援行動計画」を、平成17年度から推進してきましたが、この度、新たに5年間の事業計画を策定しました。



本市の事業計画の特徴は、次のとおりです。

はじめに、平成27年4月から施行される「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の理念を踏まえ、すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるよう、「子どもにやさしいまち」の実現をめざしています。

次に、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が始まりますが、本市の子ども・子育て支援施策を今後も切れ目なく推進し、さらに充実させていくため、「奈良市次世代育成支援行動計画」に基づく施策を引き継ぐ形で策定しており、100を超える施策により本市の子ども・子育て支援に総合的に取り組んでいきます。

事業計画の策定にあたっては、学識経験者や教育・保育施設及び子育て支援事業の運営者のほか、市民公募、現在子育て中の保護者の方々から構成される「奈良市子ども・子育て会議」でご議論をいただくとともに、ニーズ調査やパブリックコメント、フォーラムなどを通じて、市民の皆様から広くご意見をいただきました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げます。

子どもたちの笑顔は、親や家庭のみならず地域全体の未来を輝かせるみんなの宝物です。全国的に人口減少問題が喫緊の課題とされている中、子ども・子育て支援は、行政だけで達成できるものではありません。市民の皆様、事業者や企業の皆様、「子どもにやさしいまち」を実現し「若者たちが帰ってきたくなるまち」をめざして、共に取り組んでいきましょう。

平成27年3月

奈良市長

仲川 げん

目 次

第1章 事業計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨・位置付け	1
2 計画の期間	3
3 計画の対象	3
4 本市の他計画との関係	4
第2章 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題	6
1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境	6
2 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績	14
第3章 事業計画の基本的な理念・方針	18
1 計画の愛称	18
2 計画の基本理念	18
3 計画の基本方針	19
第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組	23
基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり	25
基本目標1 子どもにとって大切な権利の保障	26
基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実	27
基本目標3 学齢期の教育・育成施策の充実	33
基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり	36
基本目標1 子どもと子育て家庭の健康の確保	37
基本目標2 地域の子育て支援の充実	40
基本目標3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実	44
基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実	47

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	51
基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進	52
基本目標2 仕事と子育ての両立支援の推進	55
基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進	56

第5章 主な事業の5年間の需給計画

59

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割	59
2 提供区域の設定	60
3 提供区域ごとの施設・事業の実施状況	63
4 教育・保育の量の見込みと確保方策	68
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	77

第6章 事業計画の推進体制

88

1 計画内容の周知	88
2 市民や関係機関等との連携	88
3 計画の進捗管理	89

資料編 参考資料

90

資料1 事業計画の策定体制と経過	91
1 奈良市子ども・子育て会議の経過と概要	91
2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿	93
3 ニーズ調査・パブリックコメント等の実施	95
資料2 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況	97
1 子ども・子育てに関する統計資料等	97
2 奈良市子育てに関するニーズ調査の結果（抜粋）	110
資料3 事業計画に関する条例等	117
1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例	117
2 奈良市子ども・子育て会議条例	123
3 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会設置要領	125
資料4 進捗管理事業一覧	127

第1章 事業計画の策定にあたって

1 計画の趣旨・位置付け

我が国の子ども・子育て支援については、平成2年の「1.5ショック」を契機として取り組みがスタートしました。平成15年7月には、「少子化社会対策基本法」が制定され、子育て家庭が安心と喜びをもって子育てに当たることができるように、社会全体で応援するとの基本的な考えに立ち、少子化の流れを変えるための施策を国をあげて取り組むべき極めて重要なものと位置付けられました。さらに、家庭や地域の子育て力の低下に対応して、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業主が、次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれが行動計画を策定し、実施していくこととされました。

しかしながら、依然として子どもや子育て家庭をめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、就労形態の多様化や女性の社会進出に伴い、保育ニーズが年々増大・多様化しており、仕事と子育てを両立できる環境の整備が今後も必要であり、さらに保育所では待機児童が生じています。

これらの課題に対応するため、平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格施行されることとなりました。この新制度では、子どもの最善の利益が実現される社会をめざすとの考え方を基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の状況により社会的な支援の必要性の高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象に必要な支援を行うことにより、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現しようとするものです。

さらに、平成25年6月には、「少子化危機突破のための緊急対策」が決定され、これまでの取組を一層強化するとともに、「結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援」の総合的な施策の充実・強化をめざすこととされました。

本市においては、平成 17 年 3 月に前述の「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画として、「奈良市次世代育成支援行動計画（前期計画：平成 17～21 年度）」を策定するとともに、平成 22 年 3 月には後期計画（平成 22～26 年度）を策定し、国の動向を踏まえつつ、本市の子ども・子育て支援の充実に向けて計画的に取り組んできたところです。

また、平成 27 年 4 月 1 日には、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を施行し、今後は子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組むことをめざしています。

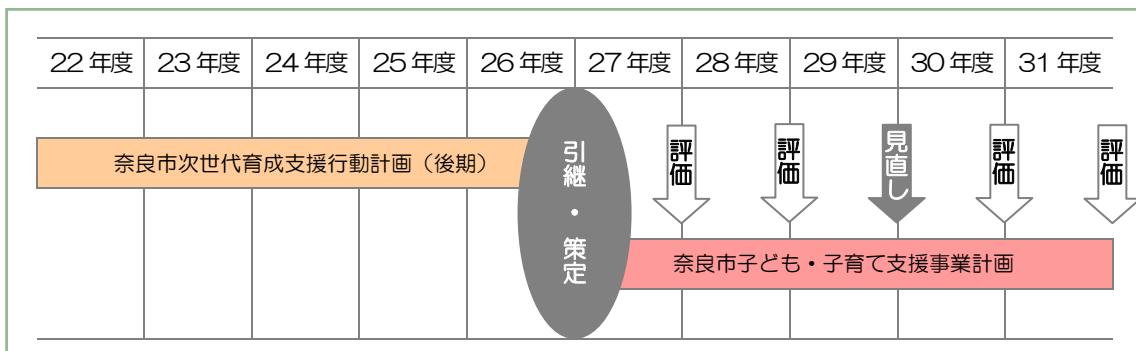
本計画は、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を踏まえつつ、「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画に位置付けるほか、これまでの「奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成 22～26 年度）」を引き継ぐ計画としても位置付けることにより、本市の子ども・子育て支援に関する施策を幅広く網羅し、今までの取り組みをさらに充実させていきます。

2 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本市の計画においても、平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】



3 計画の対象

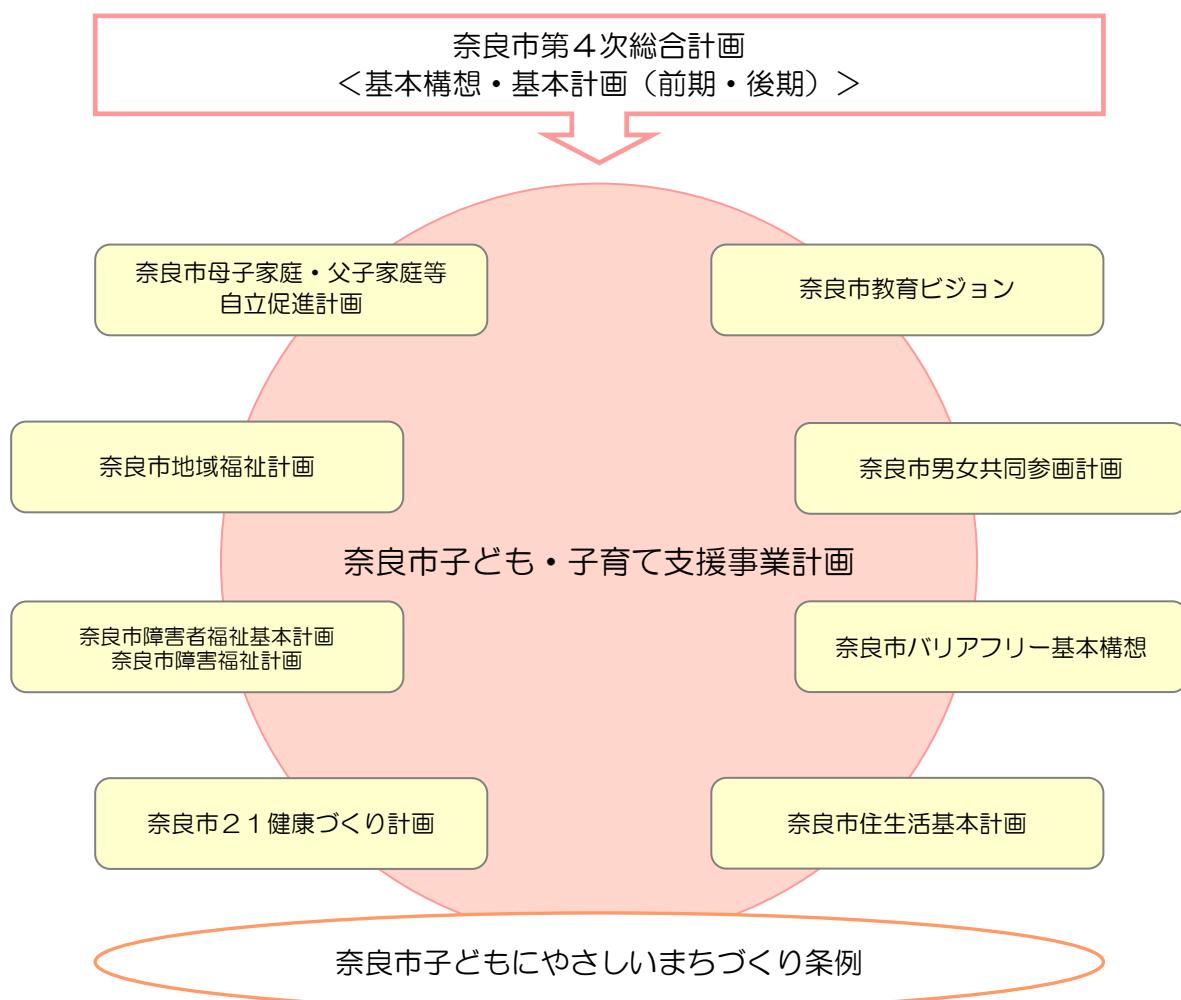
本計画は、奈良市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政、子どもが育ち学ぶ施設の関係者や事業者の個人及び団体を対象とします。なお、子ども・子育て支援法における「子ども」とは、満18歳未満とされていますが、施策の内容によっては、義務教育終了前までの児童を中心とします。

4 本市の他計画との関係

この計画は、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を最上位の規範とし、奈良市第4次総合計画における子ども・子育てに関する分野別計画の役割も有しています。

また、計画の推進にあたっては、子ども・子育てに関連する本市の各分野の計画との連携・整合性を十分に考慮しつつ、柔軟に施策を展開していくものとします。

【 他計画との関連イメージ 】





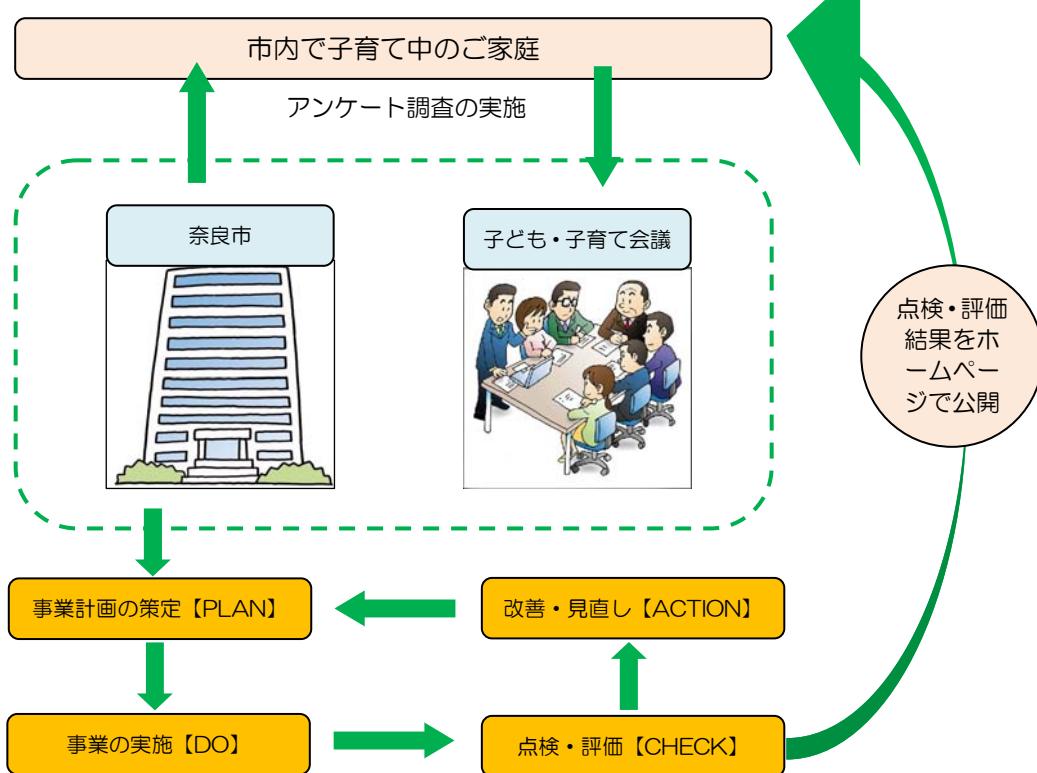
ご存知ですか??

子ども・子育て会議

奈良市では、これから奈良市の子ども・子育て支援に関する施策を検討するため、「奈良市子ども・子育て会議」を設置しています。

会議の委員は全て外部委員で構成されており、学識経験者や幼保施設・子育て支援事業の代表だけではなく、市内企業の代表、現在子育て中の保護者や市民公募の方にも参加いただることで、これから奈良市の子ども・子育て支援について、さまざまな視点から検討を行っています。また、事業計画の進捗状況は、この「子ども・子育て会議」を通じて点検・評価を行っていきます。

■子育て家庭の声を活かす仕組み



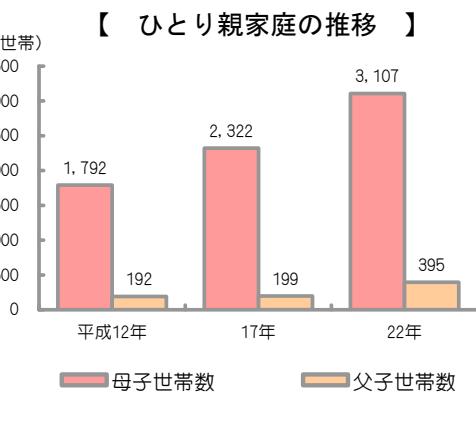
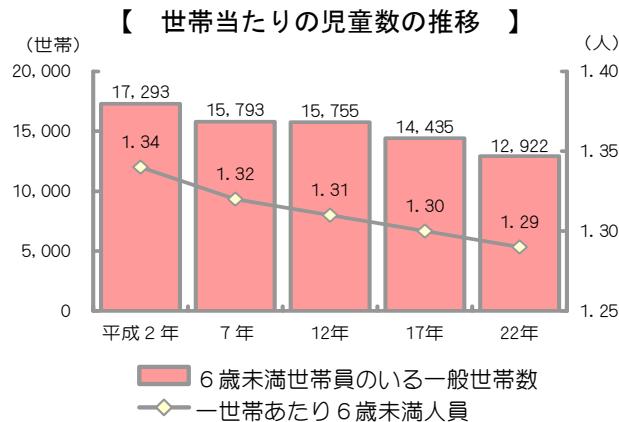
第2章 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況と課題

1 子ども・子育て家庭を取り巻く環境

(1) 子育て家庭

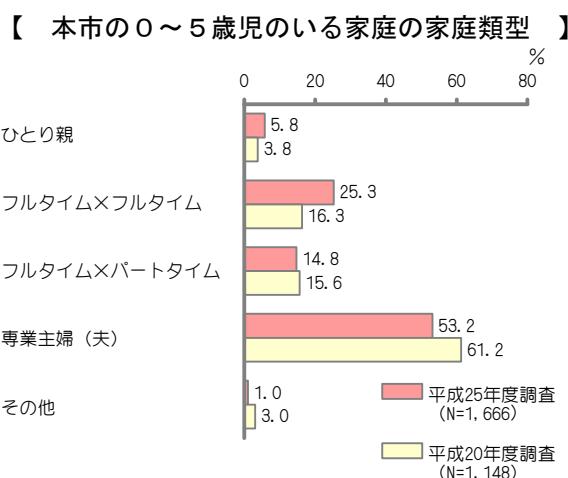
①家族の状況の変化

- 子どもがいる世帯の数、一世帯当たりの子どもの数が減少しているとともに、ひとり親家庭が増加しており、家庭の小規模化が進んでいます。



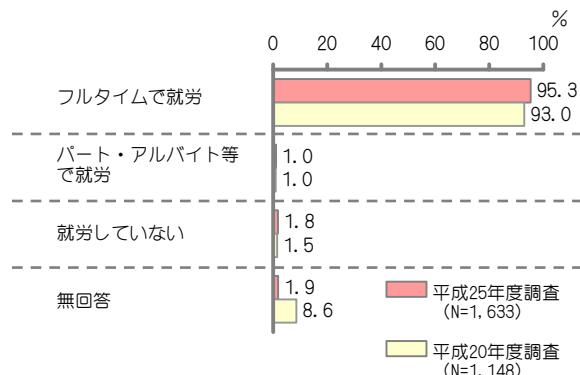
②保護者の就労状況の変化

- 本市の家庭類型は、5年前と比較すると依然として専業主婦（夫）の割合が50%以上となっていますが、フルタイムで働く共働き家庭が9%増加しています。

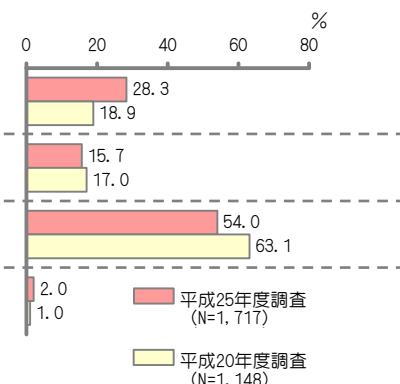


- 保護者の就労状況について、父親では、フルタイムで就労している割合が95%以上となっています。一方、母親では、就学前の子どもを持つ家庭における就労中の母親は、5年前と比較すると8%増加しているとともに、フルタイムの共働き家庭の割合も増加しており、家族のあり方の変化がうかがえます。

【 父親の就労状況(0～5歳児)】



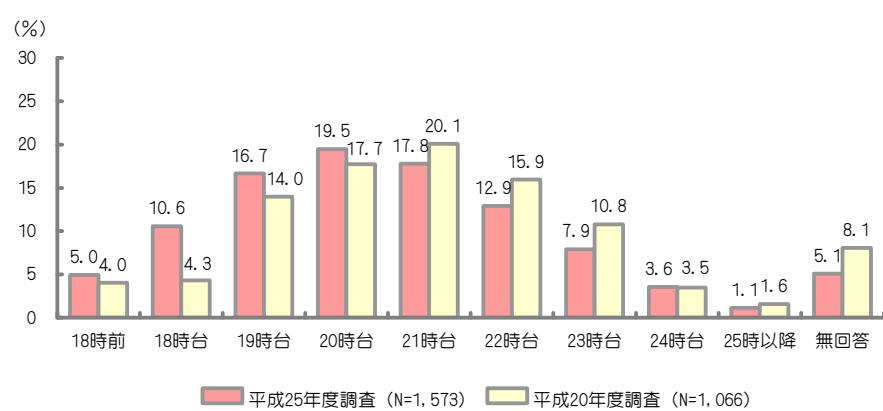
【 母親の就労状況(0～5歳児)】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）
次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年）

- 就学前の子どもを持つ家庭における就労中の父親の帰宅時間は、60%以上が20時以降であり、依然として長時間労働の傾向が続いていることから、父親の家庭・育児への関わりが難しいことがうかがえます。

【 父親の帰宅時間(0～5歳児)】

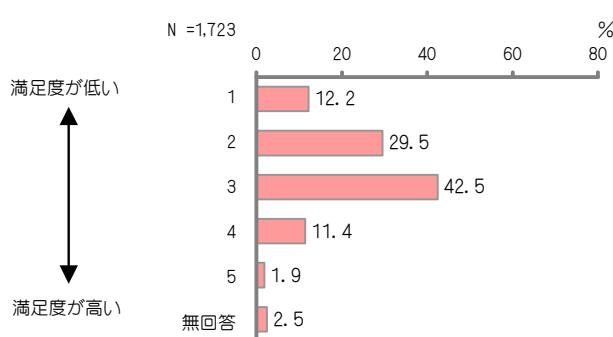


資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）
次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年）

③子育てに対する保護者の意識の変化

- 本市における子育ての環境や支援への満足度について、「3」の割合が40%以上と最も高くなっています。

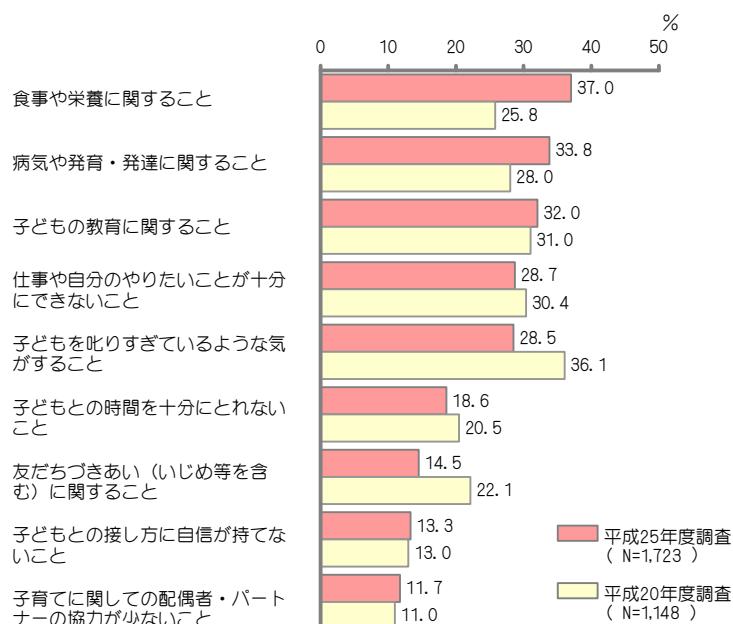
【 本市における子育ての環境や支援への満足度（0～5歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成 25 年）

- 子育てに関して保護者が日常悩んでいることについて、子どもの発育や教育等に関する項目を除き、保護者の状況に関する項目をみると、「仕事や自分のやりたいことが十分にできないこと」、「子どもとの時間を十分にとれないこと」、「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないとこと」等の割合が高くなっています。

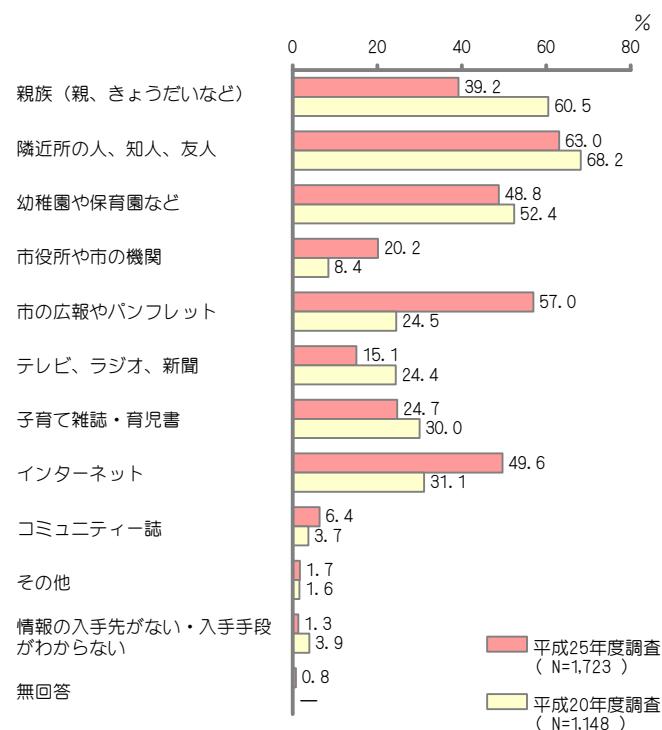
【 子育てに関して悩んでいること（0～5歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成 25 年）
 次世代育成支援に関するニーズ調査（平成 20 年）

- ・子育てに関する情報の入手方法をみると、親族・知人等の割合が減少する一方で、幼稚園や保育所の割合が高いほか、「市の広報やパンフレット」、「インターネット」の割合が大幅に増加しています。

【 子育てに関する情報の入手方法(0～5歳児) 】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）
次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年）

○本市の子育て家庭を取り巻く環境として、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすという視点からも、子育て家庭が仕事と子育ての両立ができるように、また、子育てへの不安感や負担感を軽減させ、安心して子育てができるように、必要な支援を充実させる必要があります。

○また、並行して、父親も家庭・子育てに関わる機会が増えるような取り組みのほか、家庭、職場、地域において子育てに対する理解を促し、市民、事業者、行政が一体となって取り組む環境を醸成する必要があります。

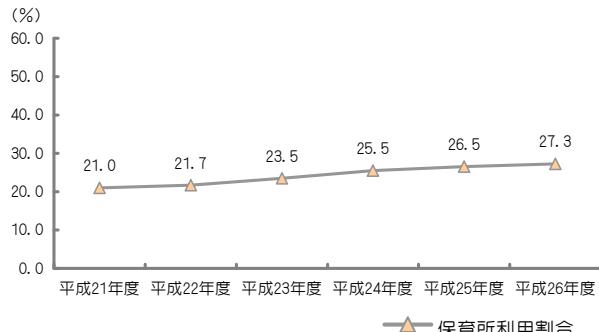
○情報の入手方法に関して、本市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」を開設したほか、「なら子育て情報ブック」を作成・配布することで取り組みを充実させていますが、子育てに関する悩みや不安の相談相手と情報の入手方法を組み合わせて、より効果的な情報の提供が必要です。

(2) 子ども

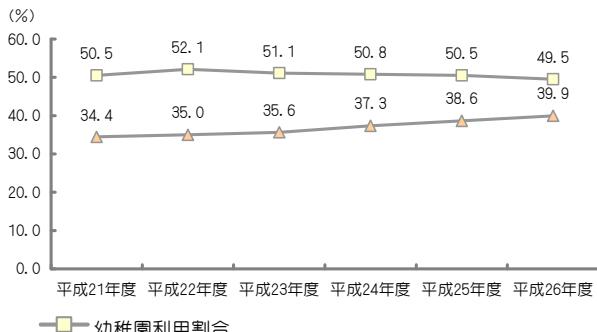
- 平成27年3月現在、幼稚園は、市立が35園（認定こども園4園を含む）、国私立が17園の合計52園が運営されており、利用割合について5年前の平成21年度と比較すると、ゆるやかな減少傾向にあります。
- 保育所は、市立が19園（認定こども園1園を含む）、私立が27園（認定こども園3園を含む）の合計46園が運営されており、利用割合について5年前の平成21年度と比較すると、0～2歳児では6.3%増加し、3～5歳児では5.5%増加しています。保育所の定員数が5年前と比較して、私立では668人増加したものの、利用割合の増加が続いていることにより、待機児童の解消には至っていません。
- 認定こども園については、平成21年度では幼稚園型1園のみ（市立）だったものが、平成27年3月現在では、幼稚園型が市立5園、保育所型が市立1園、私立3園の合計4園が運営されています。
- 以上のことから、就学前児童について、幼稚園・保育所の利用状況を5年前と比較すると、特に3～5歳児では、約90%が幼稚園または保育所を利用していることからも、今後はニーズに適った受け皿の確保だけではなく、質の向上も同時に努めていく必要があります。

【 保育所・幼稚園利用割合の推移 】

(0～2歳児)



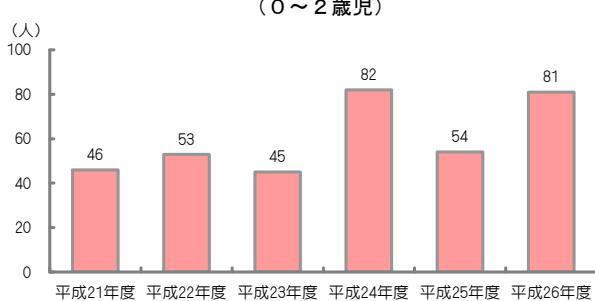
(3～5歳児)



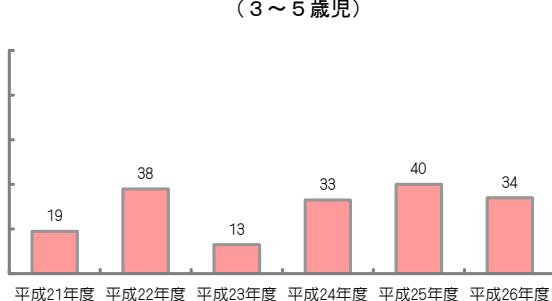
資料：府内資料（保育所は各年度4月、幼稚園は各年度5月）

【 保育所待機児童数の推移 】

(0～2歳児)



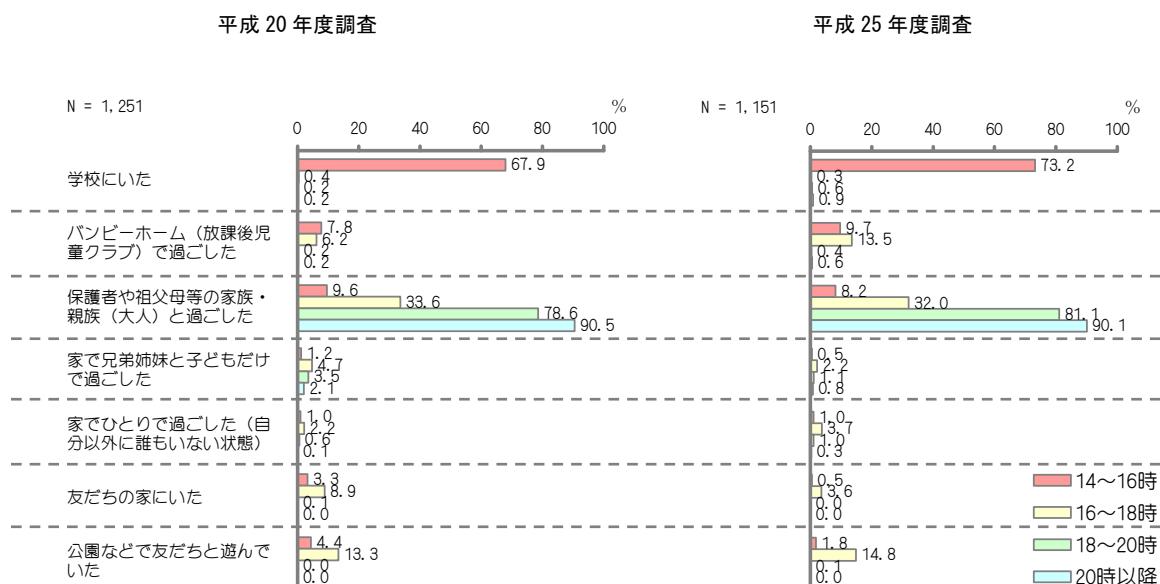
(3～5歳児)



資料：府内資料（各年度4月）

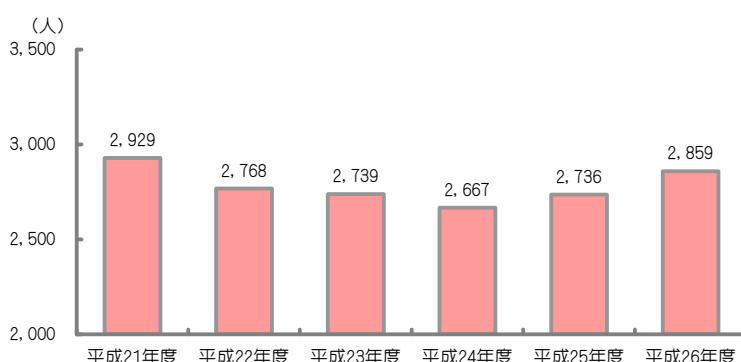
- ・小学生の放課後の過ごし方について、5年前と比較すると、「バンビーホーム（放課後児童クラブ）で過ごした」割合が増加しており、特に「16～18時」まで過ごした割合が2倍に増加しています。
- ・平成27年3月現在、バンビーホーム（放課後児童クラブ）は、46小学校区で運営されており、登録児童数をみると、一時は減少傾向にあったものの、平成25年度から増加に転じています。
- ・なお、バンビーホームのほかに、民間の放課後児童クラブが4か所運営されています。

【 放課後の過ごし方（小学生）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）
次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年）

【 バンビーホーム（放課後児童クラブ）登録児童数の推移 】

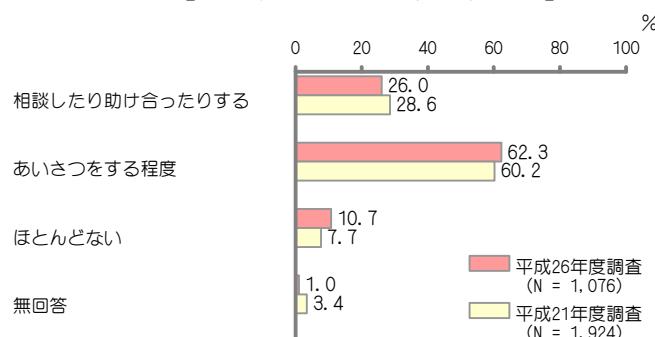


資料：府内資料（各年度5月1日）

(3) 地域

- 日頃の地域の人との交流の状況について、5年前と比較すると、「相談したり助け合ったりする」の割合が減少するとともに、「ほとんどない」の割合が増加していることから、日頃、生活の中で地域の人と交流する機会が減少していることがうかがえます。

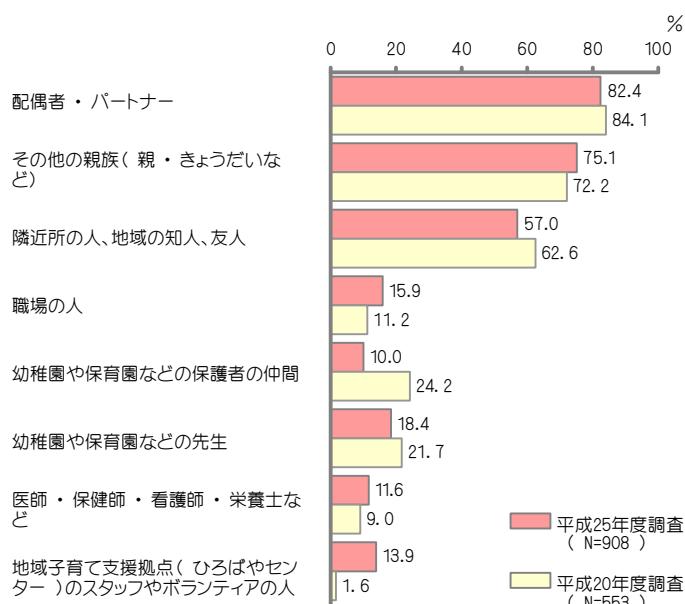
【 地域の人との交流の状況 】



資料：奈良市のまちづくりに関する市民アンケート（平成26年）
奈良市次期総合計画策定基礎調査市民アンケート（平成21年）

- 子育てに関する悩みや不安の相談相手について、特に0～2歳児の保護者では、5年前と比較すると、隣近所や地域の割合が減少している一方で、地域子育て支援拠点の割合が大幅に増加しています。

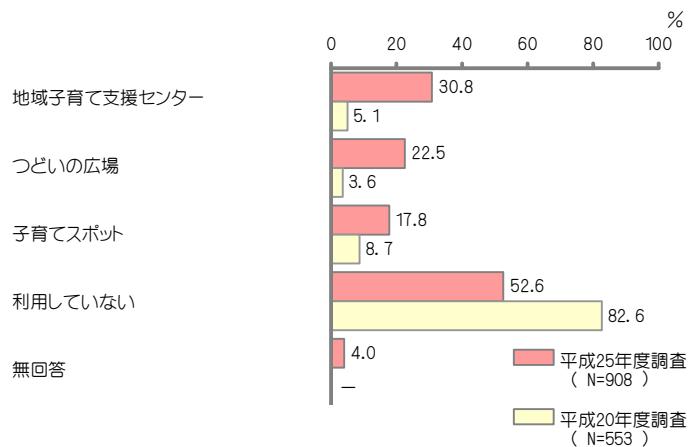
【 子育てに関する悩みや不安の相談相手 (0～2歳児) 】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）
次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年）

- ・子育てに関する悩みや不安の相談相手として、地域子育て支援拠点の割合が大幅に増加しているように、子育てに関する相談対応、さらには親子の居場所づくりとしての取り組みを継続することが必要です。

【 地域子育て支援拠点事業の利用状況（0～2歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）
次世代育成支援に関するニーズ調査（平成20年）

2 次世代育成支援行動計画に基づくこれまでの実績

次世代育成支援行動計画（後期計画）では、個別施策の進捗管理に加え、個別施策を束ねた基本目標と計画全体について評価を行い、市全体として子どもを生み育てやすいまちづくりが進んでいるかどうかを検証することとしています。

そこで、本計画の策定においては、「奈良市次世代育成支援行動計画（後期計画：平成22年度～平成26年度）」に基づき、豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまちの実現に向け、「奈良市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、各年度の事業の進捗管理を行ってきた様々な施策の現状と課題について整理し、子ども・子育て支援事業計画に反映することとします。

【 主な事業の進捗状況 】

番号	項目	平成21年3月	平成26年4月
1	■子育て広場を充実させました 公共施設等の地域の身近な場所で、乳幼児とその保護者が集って遊ぶことができるスペースの充実。	センター型：4か所 ひろば型：4か所 児童館型：0か所	センター型：7か所 ひろば型：11か所 児童館型：4か所
2	■病児・病後児保育を充実させました 子どもが病気や病気の回復期で、仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、一時的に専用施設で預かる「病児・病後児保育」の充実。	病児保育：0か所 病後児保育：1か所	病児保育：2か所 病後児保育：2か所
3	■認可保育所の定員を拡充させました 待機児童の解消に向けて、私立保育所の新增設を推進。	保育所数：44園（※） 保育所定員：5,825人	保育所数：46園 保育所定員：6,373人
4	■認定こども園の設置を進めました 県内初の認定こども園を平成21年度に設置。また、市立幼稚園と市立保育所を認定こども園に統合・再編する取り組みを開始。	幼稚園型：1園 保育所型：0園	幼稚園型：4園 保育所型：1園
5	■バンビーホームの充実を進めました 各小学校区への設置と民間学童施設の増設等のほか、一部のホームにて19時までの延長保育を試行。	直営：42か所 民間：2か所	直営：46か所 民間：3か所
6	■子育て家庭の経済的支援を充実させました 経済的支援の一環として、子どもの医療費助成の対象者を拡大。	<子ども医療費助成> 平成23年8月から、子どもの医療費助成の対象を中学校修了前まで拡大しました。	
7	■子育てと仕事の両立に向けた取り組みも進めました 市内の事業主や企業を対象に、仕事と生活の調和を図り、社会全体で子育てを支援する機運を高めるための取り組みを推進。	<子育て支援企業の表彰> 平成23年度から、仕事と子育てを両立できる職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を「ならの子育てほっと企業」として表彰する制度を開始しました。	

※認可保育所については、平成21年度末をもって公立保育所が3園閉園。

基本目標1 子どもを安心して楽しく育てられるまち

子どもを安心して育て、子どもとのふれあいの中から、喜びと楽しさを感じられるよう、すべての子育て家庭が適切な支援を受けたり、子育てにかかる負担を軽減させるための取り組みを進めてきました。

通常保育事業の受入数の拡充や一時預かり事業、夜間保育事業、幼稚園における預かり保育事業などの子育て支援サービスの充実や相談体制の充実においては目標を達成した事業も多く、一定の成果が見られます。

しかし、保育所ニーズの高まりにより依然として多数の待機児童が発生している状況であり、待機児童の解消を引き続き検討する必要があります。また、「ならの子育てほっと企業表彰」の応募数の少なさに見られるように、仕事と子育ての両立支援の充実に向けた企業・団体等との連携・協力は十分とは言えず、様々な企業・団体等と連携を深め、ワーク・ライフ・バランスが実践されるよう、働きかけを行っていく必要があります。

基本目標2 子どもがいきいきと心豊かに育つまち

子どもたちの豊かな感性や自主性を育むため、健康で基本的な生活習慣を身につける保育および教育を推進するとともに、遊びや多様な体験活動、仲間同士や世代間交流の人間関係などを通じた体験活動、学習活動の充実を図ってきました。

保育・教育環境の充実に関する事業において、目標を達成した事業が多く、子どもたちの豊かな人間性と「生きる力」を育む環境の充実は進んできていると言えます。

今後も、学校（園）教育の充実において、よりきめ細かい教育・指導の充実に向け、一層の人材の確保やその資質の向上などが求められます。また、いじめ、不登校、非行等の問題が深刻化する中、児童の不安や悩み、心の問題へ対応するため、相談体制の充実が求められます。

基本目標3 地域で子どもや子育てを支援するまち

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、地域全体で子どもや子育てを支援するまちを目指し、子育てサークルへの支援や子育て支援アドバイザーの派遣などを通じて地域の子育て支援活動の充実に取り組んできました。

子育てサークルの支援に関する取り組みや、学校の自己評価の実施においては目標を達成しており、地域ぐるみの子育て支援の充実や地域に開かれた保育所、幼稚園、学校づくりは進んできていると言えます。

その一方で、「子ども安全の家」標旗配布事業は設置件数が伸び悩んでいる状況もうかがえます。地域ぐるみの子育て支援の更なる充実を図るため、関係機関及び子育て支援者等の交流や連携の強化が求められます。

基本目標4 家族がいつまでも健康で安全・快適に暮らせるまち

乳幼児や保護者の様々な各ライフステージを通じた健康づくりを積極的に進めるとともに、家族がいつまでも健康で安全、快適に暮らせるよう、子ども・子育て家庭にやさしい生活環境の整備や、防犯、交通安全の確保などの取り組みを進めてきました。

健康づくりや健康教育に関連する事業の多くは目標を達成しており、健康づくりや母子保健、医療施策の充実が図られてきていると言えますが、今後も継続して医療体制の整備・充実に取り組んでいく必要があります。

奈良市の子育ておうえんキャラクター 「ももいろいくジーカ」の紹介です♪

奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」のキャラクター「ももいろ いくジーカ」は優しいパパ・ママと元気いっぱいの3匹の子鹿たちの5匹家族です。「ももいろ いくジーカ」は、子育てに奮闘するみなさんをいつも応援しています。



ももいろ いくジーカ Facebook

イベント等への参加情報を投稿しているよ!!

URL <http://www.facebook.com/momoiroiukijika.official>

お出かけ大好きな行動派ママ。
3匹の子育てに奮闘中。

ママ
ママジーカ

優しくおおらかなパパ。
子育てにも積極的に参加。

パパ
パパジーカ

のんびりマイペースな女の子。
ちょっと生意気。

長女
バビナ

やんちゃな男の子。
ママに似て行動派。



末っ子で甘えん坊の女の子。
パパとママが大好き。

次女
バビニ

第3章 事業計画の基本的な理念・方針

1 計画の愛称

本市が「子どもにやさしいまちづくり」を進めていくため、その基本となる理念及び具体化の方向を示した「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」がめざす「子どもにやさしいまち」とは、子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援を社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいいます。

この条例に基づく取り組みと事業計画との整合性を図るため、「子どもにやさしいまちづくり」をキーワードに、本計画の愛称を『奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン』とします。

2 計画の基本理念

次代を担う子どもは人間としての尊厳と人格をもった存在であり、社会の一員として大切に育てられる必要があります。子育ての基盤は家庭であり、子育ては第一義的責任として保護者が担うべき重要な役割であるという考え方を基本とし、さらにすべての子育て家庭に対して包括的で継続的な子育て支援と地域、さらには社会全体で子育て家庭を優しく見守り応援していくことが大切です。そのような環境で育つ子どもは、いきいきと輝き、未来を築く社会の担い手となると考えます。

本計画では、奈良市次世代育成支援行動計画の基本理念「豊かな心を持ち、未来をひらく子どもを育むまち・なら」の考えを継承するとともに、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の方向性や本市のめざす将来像を踏まえ、次のように基本理念を定めます。

すべての子どもが今を幸せに生き、
夢と希望を持って
成長することができるまち なら

3 計画の基本方針

本計画では、基本理念を受けて、「子ども」「子育て家庭」「地域や社会」という3つの視点から、子どもにやさしいまちづくりのために、次の3つの基本方針を掲げ、総合的に施策を展開することをめざします。

(1) 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり【子ども】 ■ ■ ■ ■

子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

本市の人口推移を見ると、世帯当たりの子どもの人数が減少しており、家庭の小規模化が進む中、就学前施設（認可保育所（園）・幼稚園）全体として、在籍児童の割合が増加しています。その中でも、3～5歳児の約9割が幼稚園や保育所等の就学前施設に在籍しており、待機児童も見られます。

このような保育ニーズの高まりへ対応するため、今後、幼稚園等の既存施設の活用や幼保の連携を図りながら、保育サービスの拡充を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して本市の特性に応じた子育て支援施策を進めます。

また、子どもの視点に立ち、幼児期の人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす取り組みを進めます。

(2) 子どもを安心して生み育てられるまちづくり【子育て家庭】 ■ ■ ■

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべての子ども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、保護者が自己肯定感（自分のよさを肯定的に認める感情）を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

また、児童虐待や子どものいじめ問題等については、保育所・幼稚園・学校のほか、行政や専門機関、家庭・地域社会・企業等が連携して対応することが必要であり、組織的な取り組みを強化します。

(3) 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり【地域や社会】 ■ ■ ■

「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

子育て期における就労中の母親が増加していることから、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、家庭、職場、地域において子育てに対する理解を促し、市民、事業者、行政が一体となって取り組む環境の醸成に努めます。

また、親子が住みよいまちづくりを進めるためには、全市的な活動として安心・安全なまちづくりを強く推進していく必要があります。地域には保育所や幼稚園など、子育ての知識や技術、人材、施設などの福祉・教育資源を有しており、こうした資源を有効に活用しつつ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。



奈良市子どもにやさしい

奈良市では、全ての子どもが、今を幸せに生き、夢と希望を持って成長していく様子を願うことを込め、この度、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」(子ども条例)を制定しました。

子ども条例の目的

- この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していく様子を願うことを目的とする。

この条例では、子どもにやさしいまちづくりを進めていくための基本となる理念や、子どもにやさしいまちづくりを具体的に展開するための方向について定めています。



子ども条例の基本理念

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

子ども条例の基本理念として、子どもが権利の主体として尊重されることが全ての取組の基礎になること。子どもにとっての最善の利益を考えること。子どもにやさしいまちづくりを進めることは、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという考え方を表しています。



定義

この条例でいう「子ども」とは、「18歳未満の者」を対象としています。ここでいう「18歳未満の者」とは、奈良市民だけではなく、奈良市を訪れた人であっても、市内にいる限りは子どもとして広く対象としています。

子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重

- 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。
- 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることが可能となると同時に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

この条例の基本理念に基づき、子どもにとって大切な権利が保障されるよう、子どもたちが求めることができることを表しています。また、自分自身の権利の保障を求めるだけではなく、他の権利も自分自身の権利と同様に尊重されるよう、子どもたちが努めるものとすることを表しています。

まちづくり条例の概要



大人たちの役割

ここでは、子どもにやさしいまちづくりを行う上での大人たちの役割を定めています。

市の役割

- ★子どもに関する施策の実施及び財政上の措置
- ★保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるための必要な支援

地域住民の役割

- ★子どもの健やかな育ちを支援
- ★安全で安心な地域づくり
- ★多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供



保護者の役割

- ★子どもの育成に対し第一義的な責任を有する
- ★子どもが健やかに育つよう努める

子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割

- ★子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるための支援
- ★子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるための環境づくり
- ★虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と協力し、その予防と早期発見に向けた取組を行う。

事業者の役割

- ★雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境を整備
- ★地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力

市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者が連携・協働し、子どもにやさしいまちづくりを進める

子どもにやさしいまちづくりの推進

ここでは、子どもにやさしいまちづくりの推進について、具体的な取組を掲げています。

子どもによる意見表明と参加の促進 子ども会議の設置について

子どもへの虐待やいじめ、 体罰などに対する取組について

ここでは、市が行う施策として、計画の策定、定期的な検証、必要な体制整備、広報活動、啓発活動の実施について掲げています。

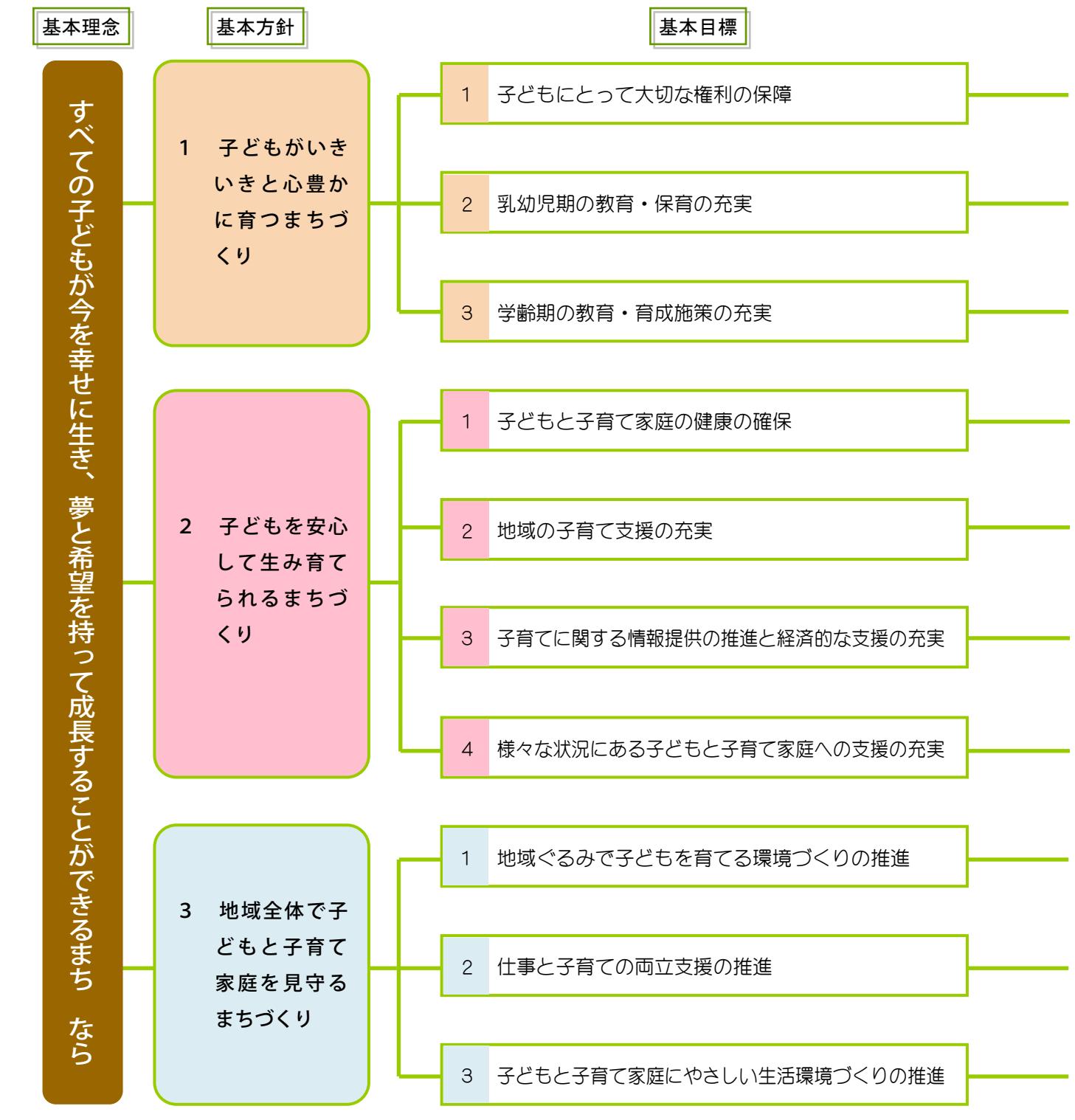
有害な環境や危険な環境から 子どもたちを守ることについて

子どもの居場所や 遊び場づくり 子どもが直接、安心して容易に 相談できる体制の充実について



第4章 奈良市の子ども・子育て支援のこれからの取組

【施策の体系】



施策の方向性

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保
② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実
② 子どもの居場所や体験活動の充実
③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実
② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実
③ 小児医療体制等の充実

① 子育て中の親子の居場所づくりの推進
② 多様な子育て支援サービスの充実

① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
② 子育て家庭への経済的な支援の充実

① ひとり親家庭への支援の充実
② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実
③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

① 地域における子育て支援活動の充実
② 地域における子どもの見守り活動の推進

① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

① 安心して外出できる環境づくりの推進

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標1. 子どもにとって大切な権利の保障

基本目標2. 乳幼児期の教育・保育の充実

基本目標3. 学齢期の教育・育成施策の充実

成果指標

No	指標名	単位	現状値	目標値（平成31年度）
1	認定区分ごとの定員数	人	1号:4,174(26年5月) 2号:3,368(26年4月) 3号:2,180(26年4月)	1号:4,118 2号:3,412 3号:2,700
2	市立認定こども園の設置数	園	5(26年4月)	35

(認定区分ごとの定員数の現状値について、1号は幼稚園、2・3号は保育所の利用者数を記載)

基本目標1 子どもにとって大切な権利の保障

現状と課題

子どもが健やかに成長するためには、子ども一人ひとりの権利が尊重されることが大切です。子どもの最善の利益を考え、子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけではなく、奈良市に住み、訪れるすべての人にとってやさしいまちづくりにつながります。

子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもが、家族、コミュニティ、社会生活に関わり、文化的・社会的行事に参加するなどして自立するための知識や経験を得られるよう社会全体で支援することや、安心して子育てのできるまちづくり、又は若者が帰ってきたくなるまちづくりを通して、子どもが育つための支援や子どもを育てていくための支援に、地域社会全体で取り組むことが求められます。

施策の方向性

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」の理念や考えを踏まえ、子どもの権利を守る取り組みを総合的に進めていきます。

国や県、関係機関と連携し、保護者や地域住民、子どもの育ちや学びに関わる人がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を効果的・効率的に実施できる体制づくりを進めます。



主な取り組み

○ 子ども会議の設置

子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を設置します。

基本目標2 乳幼児期の教育・保育の充実

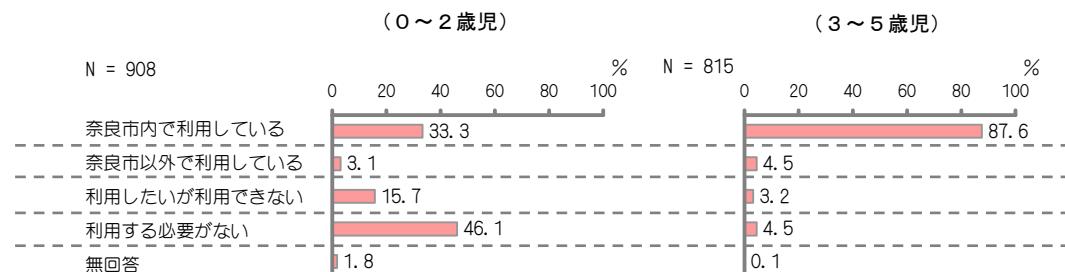
現状と課題

乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、乳幼児期に心さわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

近年、女性の就業率の上昇や育児休業制度の普及などにより、子育て家庭においても共働きが増えています。また、教育・保育におけるニーズも多様化しており、ニーズ調査によると、年齢区分を問わず、約50%の方が幼稚園・保育所を選ぶ際に教育方針や保育方針の内容を重視していることがわかります。

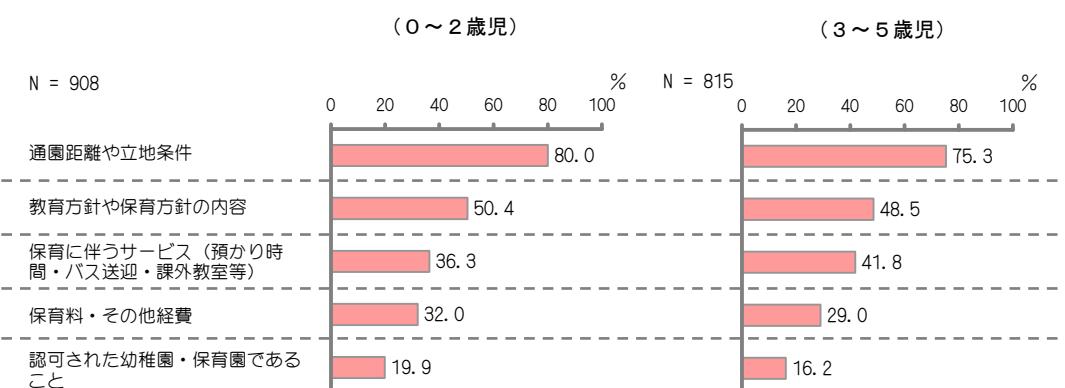
また、就学前児童の子どもをもつ保護者において、子育ての孤立化や子育てについての不安が広がりつつある傾向がみられるため、認定こども園や、幼稚園・保育所が拠点となり、子どもが健やかに成長できるように家庭や地域と連携を深め、子育て家庭をサポートしていくことが求められます。

【 幼稚園・保育所の利用状況 】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

【 幼稚園・保育所を選ぶ際に重視すること 】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

施策の方向性

① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

教育・保育の場の整備拡充を積極的に行うとともに、きめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

② 質の高い教育・保育の一體的提供と内容の充実

就学前児童の子どもの自立と協同の態度を育むことを目的とし、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達の支援に努めます。



主な取り組み

○ 教育・保育施設及び地域型保育事業の整備

待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。

○ 市立こども園の設置

「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の再編を進めながら、「市立こども園（幼保連携型認定こども園）」の設置を進めます。

○ 幼稚園等の預かり保育

幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に預かり保育を実施し、保護者の子育てを支援します。

○ 保育所等の延長保育

保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。

主な取り組み

○ 保育所及び幼稚園等職員研修の推進

子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、保育所及び幼稚園、認定こども園に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。

○ 保育所及び幼稚園等と小学校との連携の推進

中学校まで連携・接続した教育をめざし、保育所及び幼稚園、認定こども園から小学校への滑らかな接続を図るとともに、小学校との連携を推進します。

○ 保育所等における食育の推進

乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成など、心身の健全育成を図るため、保育所等で「食育カリキュラム」を作り、実施します。また、「奈良市立保育園・こども園食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、食物アレルギーのある園児に安全な給食を提供します。

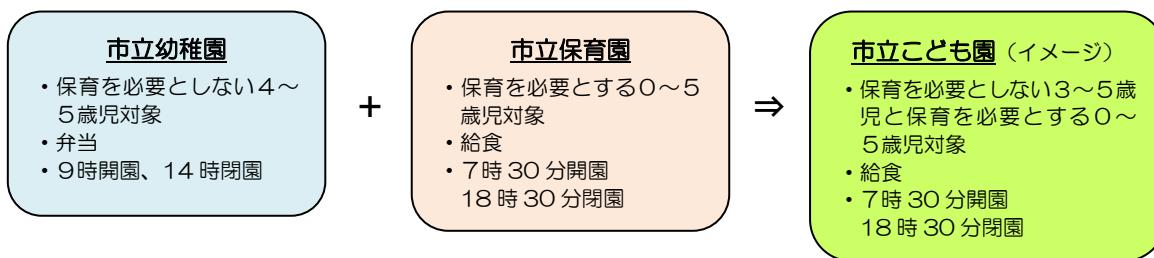
(詳細な事業一覧は、資料編 127~128 ページに掲載)



**ご存知ですか？？
「市立こども園」**

奈良市では、「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、多様化する市民ニーズにスピード感を持って対応し、質の高い教育・保育を総合的に提供するため、市立幼保施設を統合・再編して「市立こども園（幼保連携型認定こども園）」に移行しており、平成27年4月には、「富雄南」「都祁」「左京」「都跡」「青和」「帯解」「月ヶ瀬」の7園が「市立こども園」としてスタートします。

市立幼稚園と市立保育園のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる就学前の子どもの施設、それが「市立こども園」です。



○開園時間を延長します！

市立幼稚園から市立こども園へ移行する際は、開園時間を午前7時30分から午後6時30分までに延長し、働いている保護者等も利用しやすくなります。3歳児からは保護者の仕事の状況に関係なく利用することができ、幼稚園的な利用の園児でも、給食や長時間利用等も可能になります。

○就園前の親子も利用できます！

0歳児から2歳児までは対象が保育所的な利用のみですが、地域の子育て支援の拠点として、通園している子どもだけではなく、地域の子育て中の親子の居場所や仲間づくり、子育て相談、情報提供などの様々な子育て支援を実施しています。

○市立こども園カリキュラムを策定しました！

今まで市立幼稚園と市立保育園で培ってきた教育・保育内容や指導方法に加えて、小学校との円滑な接続等の観点から新たに策定した「市立こども園カリキュラム」に基づき、「幼稚園教諭免許」と「保育士資格」の両方を持つ職員が担当します。

～認定こども園の普及に係る基本的な考え方について～

子ども・子育て支援新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するため、教育・保育を一体的に行う認定こども園の普及を図ることが柱の一つとして位置付けられています。認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず利用することができるため、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるという大きな特長があり、全国的に徐々に普及が進んでいるところです。

少子化の進行や社会情勢による保護者の就労状況の変化とそれに伴う保育ニーズの変化等により、幼稚園の園児数が減少する一方で、保育所では待機児童が解消されないという課題が生じています。このような保育ニーズの変化の中、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することは、特に保育ニーズの高い低年齢児の待機児童対策として有効であるとともに、園児数が減少している幼稚園が機能を充実させ、多様なニーズに対応するための手法としても有効であると考えます。本市においては、市立幼稚園の過小規模化が著しい一方で、市立保育所では待機児童が発生しているほか、施設の老朽化等様々な面で課題を抱えていることから、市立幼稚園及び市立保育所については、「奈良市幼保再編基本計画」及び「奈良市幼保再編実施計画」に基づく統合・再編を進めながら、幼保連携型認定こども園の設置を進めているところです。

私立幼稚園及び保育所については、本計画策定時に意向調査を実施したものの、認定こども園や新制度に係る国の公定価格の先行きが不透明であり、今後の動向により判断するとした園も多く、各園の移行希望が今後変化する可能性が十分考えられる状況です。そのため、本計画には詳細な設置目標は記載していませんが、本計画の中間年を目安として、認定こども園の設置目標数等の見直しを行います。また、国において、幼稚園や保育所が認定こども園へ移行する場合には、運営者の意向を尊重し、原則として認可・認定するような配慮がなされており、本市においても、国の意向に沿って認定こども園への移行を支援していくものとします。

ただし、本市の就学前の教育・保育に係る量の見込みと提供体制を考慮した場合、1号認定のニーズを満たす提供体制を既に備えている一方で、3号認定のニーズは当面の間、増加を続けることが想定されることから、幼稚園から認定こども園に移行する場合には、1号認定の定員の拡充は設定せず、運営者の意向を尊重しながら3号認定の定員の設定を促すものとします。保育所から認定こども園に移行する場合には、1号認定の定員の設定は必須としませんが、2号・3号認定の定員の減少を伴うものは、制度の趣旨に反するとともに、本市の保育ニーズの状況からみても好ましくないことから、適切な対応がなされるよう調整を図るものとします。

～質の高い教育・保育の提供と小学校等との連携について～

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期ですが、子どもの育ちは、幼稚園や保育所等で完結するものではなく、小学校等との連携が重要です。本市においては、一つはカリキュラム、指導の内容や方法に関わるもの、もう一つは幼稚園及び保育所の教職員と小学校の教員間や、児童と生徒間の交流という大きく分けて二つの点から取り組んでいるところです。連携にあたっては、職員がそれぞれの生活や授業、子どもの姿を知ることが大切であると考え、幼稚園・保育所・認定こども園の職員が小学校の研究授業の参観、中学校区の幼稚園・保育所・認定こども園及び小・中学校が合同で研修する中で、それぞれの視点で「幼稚園・保育所・認定こども園では、どんな経験をしているのか」「幼児期からの経験がどう学習につながっているのか」等、円滑な接続をするための様々な取り組みが行われています。

また、質の高い教育・保育の提供にあたっては、職員の資質向上は欠かせません。市立幼稚園では、小規模園が多く、限られた人数の職員体制のため、活気のある園運営や職員同士の資質の向上が図りにくい状況です。一方、保育所では、長時間子どもを保育するため、勤務時間内に研修の機会を確保しにくい状況です。

このような中、連携大学の指導を受け、本市の幼稚園教員と保育士が参加して、これからの教育・保育の担い手に必要とされる資質について、公開保育等を通して指導案・子どもへの関わり・環境構成・評価・記録等について学び合いました。

今後、職員一人ひとりが自己研鑽を基盤とし、日常の実践と結びついた園内研修や幼保の枠を超えて互いに理解し合い、教育・保育の力量を高めるための研修を充実させていきます。また、引き続き連携大学の指導を受けた合同研修も一層充実させていきます。

基本目標3 学齢期の教育・育成施策の充実

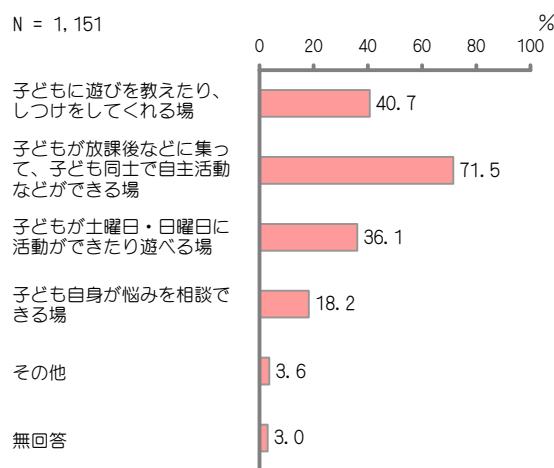
現状と課題

子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるためには、教育内容・方法の一層の充実を図ることが重要です。特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などを育成することが求められます。

子どもの居場所づくりについては、ニーズ調査においては、放課後に子ども同士で活動などができる場や、土曜日・日曜日に活動ができたり遊べる場の希望が高く、今後も安心して気軽に利用できる居場所づくりを進めていく必要があります。

また、児童の不安や悩み、心の問題へ対応するため、今後も引き続き相談体制を維持するとともに、相談者的心の拠り所となるよう努めていくことが求められます。

【 子ども同士が交流等を行うことができる場の希望（小学生） 】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

施策の方向性

① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

幼児期からの子どもの発達や学習の連續性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、豊かな人間性と「生きる力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本市の特徴を生かした教育を推進します。

② 子どもの居場所や体験活動の充実

地域において子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりや自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流を行う場を設けることにより、子どもの育成活動を推進します。

③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

子どもが相談しやすい体制をつくるとともに、関係機関と連携を図りながら、心身の健やかな成長を支援していきます。



主な取り組み

○ 小学校での少人数学級の実施

少人数学級を実施し、よりきめ細かな指導を行うことにより、子どもの教育の充実を図ります。

○ 世界遺産学習推進事業

世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じて、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもを育成します。

○ 中学校給食実施事業

健康で安心、安全な食を提供するため、小学校に加え、中学校でも給食を実施します。

主な取り組み

○ 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

保護者が就労などで昼間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。

○ 放課後子ども教室推進事業

放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

○ 教育センター学習事業

教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。

○ 黒髪山キャンプフィールド管理運営

自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。

○ 児童館事業の充実

児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。

○ 教育相談業務の充実

教育センターに総合相談窓口を設け、カウンセラーを配置することで不登校などの教育に関する様々な相談の充実を図ります。

○ すこやかテレフォン事業

青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を奈良「いのちの電話」協会に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。

(詳細な事業一覧は、資料編 128～130 ページに掲載)

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標1. 子どもと子育て家庭の健康の確保

基本目標2. 地域の子育て支援の充実

基本目標3. 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

基本目標4. 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

成果指標

No	指標名	単位	現状値	目標値（平成31年度）
1	利用者支援事業	箇所	0 (25年度実績)	2
2	乳児家庭全戸訪問事業の面接率	%	98.3 (25年度実績)	100

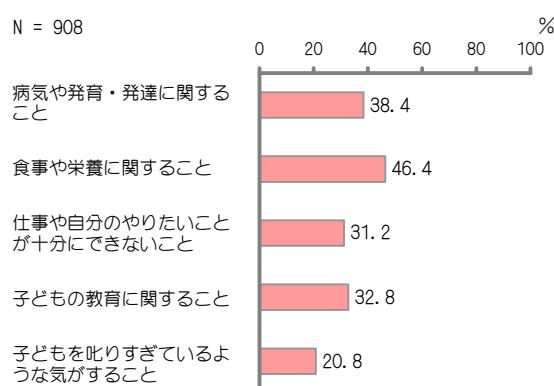
基本目標1 子どもと子育て家庭の健康の確保

現状と課題

乳幼児期は、生涯にわたる生活習慣と人格の基礎を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。また核家族化やひとり親家庭の増加などの影響により、保護者の孤立から育児不安に陥ることが懸念されます。

ニーズ調査において、保護者が子育てに関して日常気になっていることとして、「病気や発育・発達に関すること」「食事や栄養に関すること」の割合が高くなっていることからも、子どもの成長・発達を促し、保護者の育児不安の軽減をめざすとともに、乳幼児健康診査や相談等の母子保健施策等の充実を図る必要があります。

【 子育てに関して日常気になっていること（0～2歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成 25 年）

施策の方向性

① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実

安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携しながら、健康診査等の母子保健事業を妊娠期から継続して支援します。

② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

子どもの健やかな成長発達を支援するため、子育て家庭が安心して楽しく育児ができるよう相談や交流ができる場を提供するとともに、健康に関する情報発信を図ります。

③ 小児医療体制等の充実

関係機関と連携をとり、小児医療の充実に努めるとともに、疾病や障がいの早期発見に取り組んでいきます。



主な取り組み

○ 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。

○ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。

○ 乳児一般健康診査（4か月・10か月）

生後4か月及び10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。

主な取り組み

- 妊産婦・乳幼児健康相談事業（巡回相談・おやこプチ講座）
安心して妊娠・出産・育児が行えるよう公民館等の地域の身近な場所に出向き、保健師、助産師等が健康相談を実施します。また、親子の健康づくりに関する情報提供の場として、おやこプチ講座を実施します。
- 5か月児ぱくぱく教室（離乳食教室）
生後5か月児を持つ保護者に離乳食の進め方、子どもの発達・子育てについての知識提供を行うとともに、集まる場の設定をすることにより乳児期前期の養育者の孤立感に伴う育児不安の軽減を図ります。
- きしゃぽっぽ教室（発達支援教室）
1歳7か月児及び3歳6か月児健康診査後の事後指導の場として、遊びやグループワークを通して、子どもの発達や適切な関わり方を学び、親同士が悩みを共有することで育児不安の軽減及び子どもの発達の理解・受容につなげるために実施します。
- 休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実
妊娠・出産の安全確保とともに、育児不安の解消をめざし、救急医療体制の充実を図ります。

（詳細な事業一覧は、資料編 131～133 ページに掲載）

基本目標2 地域の子育て支援の充実

現状と課題

「すべての子どもと家庭」への支援を実現するため、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

ニーズ調査においては、地域子育て支援センターをはじめとした、地域子育て支援拠点の認知度が高いものの、今後の利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が高いことから、地域子育て支援拠点の充実と機能の強化を図る必要があります。

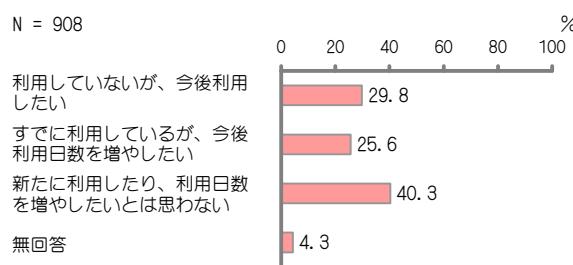
また、一時預かり等の子育て支援サービスについては、ニーズ調査では、パート・アルバイト等の就労や、就労していない家庭の利用希望が高いことや、利用したい理由で保護者の私用やリフレッシュ目的の割合が最も高くなっていることからも、保護者の就労の状況に関わらず、子育てをしているすべての家庭が利用できるよう、今後も内容の充実を続けていく必要があります。

【 地域子育て支援拠点の認知度（0～2歳児）】



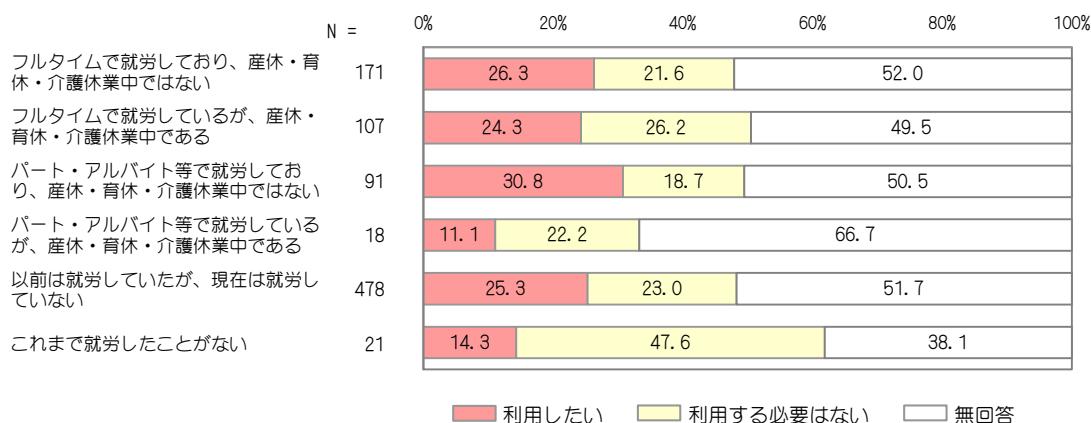
資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

【 地域子育て支援拠点の今後の利用希望（0～2歳児）】



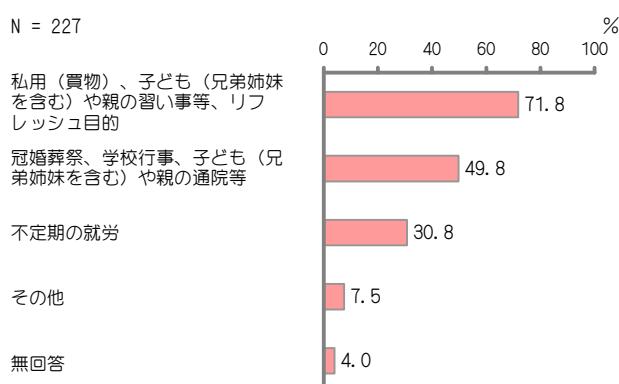
資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

【一時預かり等の利用希望（0～2歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

【一時預かり等を利用したい理由（0～2歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

施策の方向性

① 子育て中の親子の居場所づくりの推進

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために身近な地域で子どもや子育て家庭を見守り、支え合うことができるよう、地域での様々な子育て支援の充実に取り組みます。

② 多様な子育て支援サービスの充実

在宅で子育てをしている家庭も含めたすべての子育て家庭を支援するため、一時預かりや病児・病後児保育など、多様なニーズに応えるサービスを開拓します。

主な取り組み

○ 地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。

○ 市立こども園の地域活動の推進

地域に開かれたこども園として、地域の様々な人との交流を推進するとともに、未就園児の親子登園や子育て相談を実施する等、地域の子育て支援の拠点として子育て支援の充実を図ります。

○ 地域に開かれた幼稚園・保育所づくりの推進

地域の仲間とふれあう機会が少なくなっている幼児や、子育てに孤立感・不安感を抱えている保護者のために、園庭・園舎を開放し、在園児との交流や未就園児の親子登園を実施します。

○ 保育所における一時預かり事業

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

○ 地域子育て支援拠点における一時預かり事業

地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援をします。

○ 病児・病後児保育事業

児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

緊急一時的に児童の養育が困難になった場合に、児童を7日間を限度に預かり、養育・保護を行います。（ショートステイ事業）

（詳細な事業一覧は、資料編133ページに掲載）



ご存知ですか??

奈良市の子育て広場

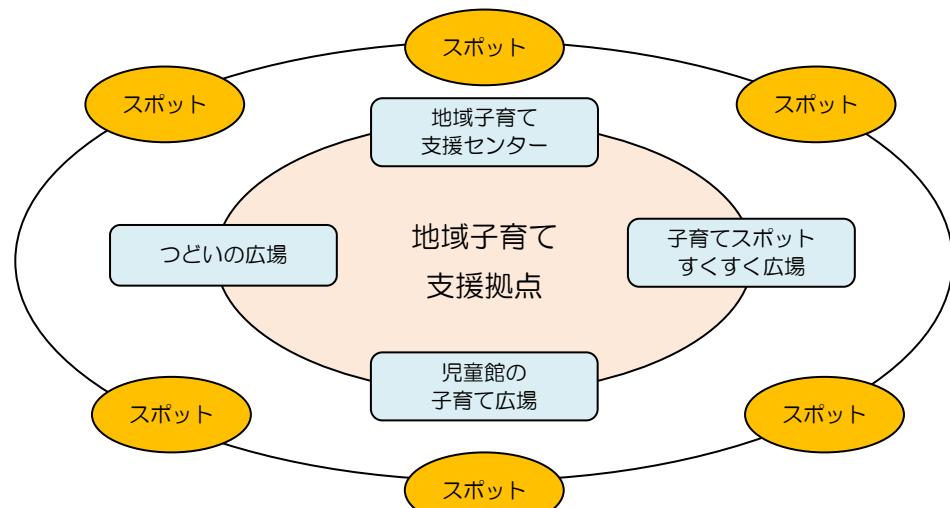
奈良市では、少子化や核家族化の進行に伴う、子育て中の保護者の孤立感や育児に対する不安・負担感の軽減を図るため、おおむね0～3歳の乳幼児とその保護者を対象に、地域の公共施設などで「子育て広場」を開いています。

基本的な取り組みとして、「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」、「子育て等に関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子育て及び子育て支援に関する講習」を行っています。

また、さまざまなタイプの「子育て広場」を組み合わせることにより、地域の実情に応じ、地域に根ざした子育て支援をめざしています。

- ① 関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携を図る「地域子育て支援センター」、「つどいの広場」
- ② 高齢者を含め異世代間の交流ができる「子育てスポットすくすく広場」
- ③ 就学前までの子どもと子育て家庭に対して支援を行うことにより、長期的・継続的な関わりを持つことができる「児童館の子育て広場」
- ④ 地域の団体が運営し、より地域に密着した「子育てスポット」

■奈良市の子育て広場 ～つながる地域の輪～



基本目標3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

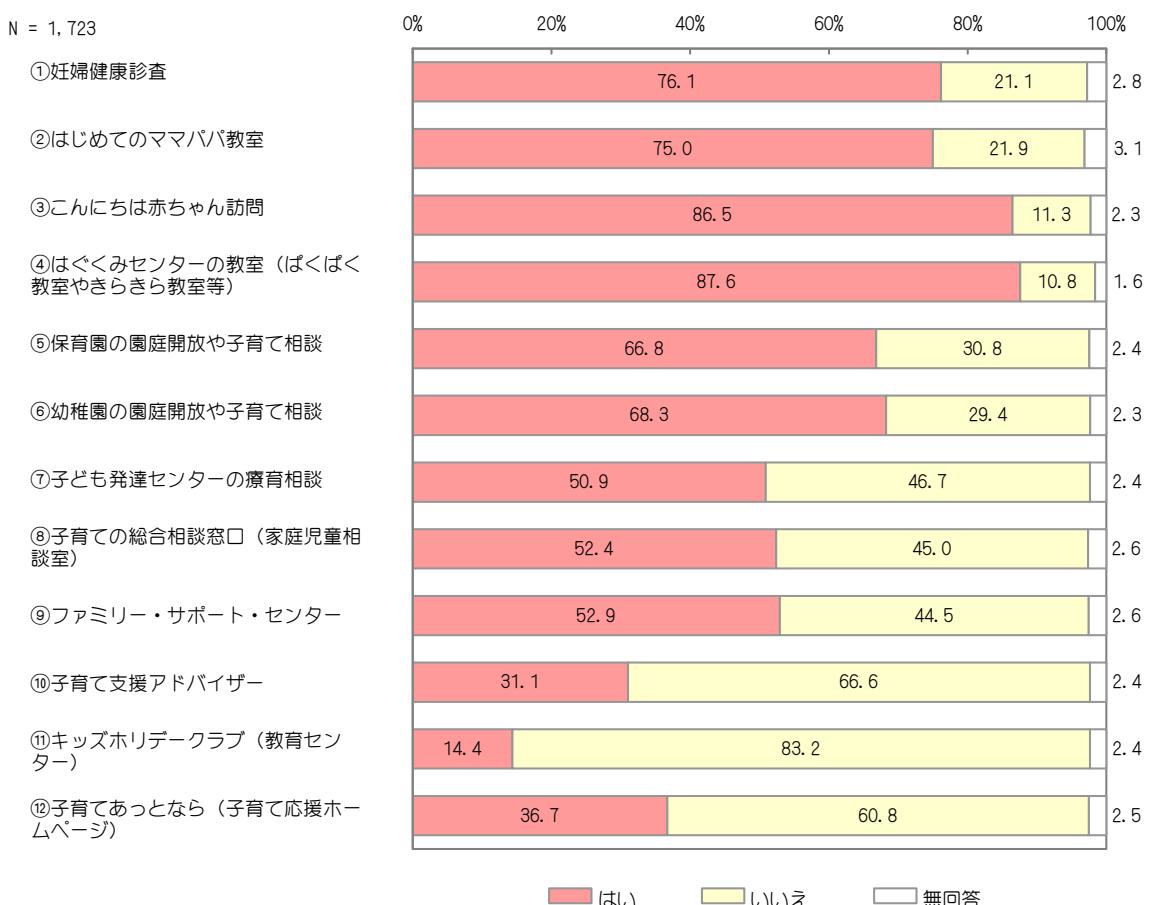
現状と課題

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化にともない、身近な地域に相談できる相手がないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

本市では、子育てを支援する様々な事業や取り組みを行っていますが、ニーズ調査では、事業によっては市民に十分知られていないものもあります。

すべての人が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるように支援していくため、必要な支援を適切に受けることができるよう事業の周知などの情報提供の充実や相談体制の充実が求められています。

【 本市で実施している事業や取り組みの認知度（0～5歳児）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

施策の方向性

① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

子どもや保護者が教育・保育施設や地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

② 子育て家庭への経済的な支援の充実

引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、経済的な困窮家庭に対する支援を充実します。



主な取り組み

○ 利用者支援事業

就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。

○ 子育て世代支援 PR 事業

本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。

○ 家庭児童相談室運営事業

子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。

主な取り組み

○ 子ども医療費助成

健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費は除く）から一部負担金を除いた額を助成します。ただし、中学生は入院のみの助成です。

○ 就園奨励費補助

私立幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減を図ります。

○ 就学援助

小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。

（詳細な事業一覧は、資料編134ページに掲載）

基本目標4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

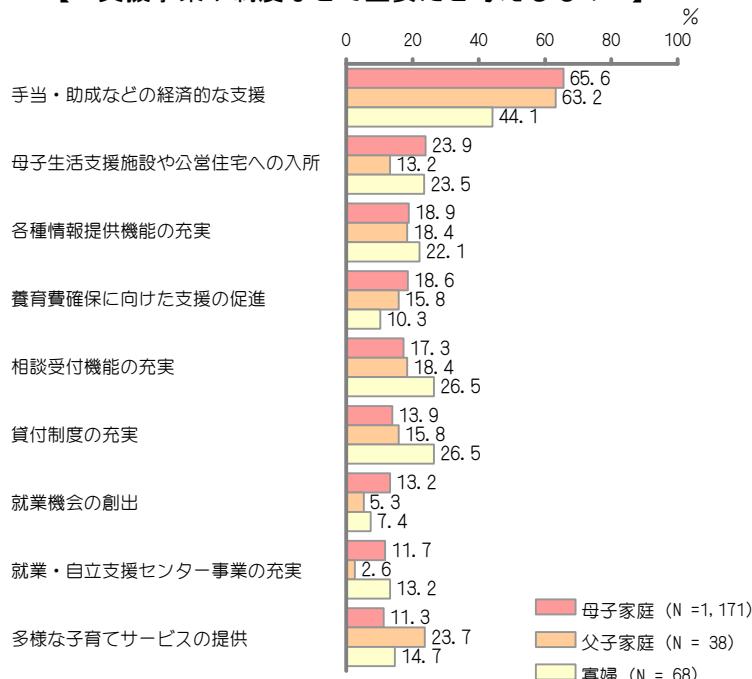
現状と課題

母子家庭や父子家庭などは、親がひとりで子育てと生計とを担うこととなり、生活状況が大きく変化し、仕事、子育て、教育など、日常生活上のさまざまな困難に直面することが少なくありません。平成23年に実施した「奈良市ひとり親家庭等実態調査」によると、支援事業や制度などで重要だと考えるものについて、「手当・助成などの経済的な支援」が最も高く、次いで「各種情報提供機能の充実」や「相談受付機能の充実」などが高くなっています。そのため、母子家庭・父子家庭の親と子どもに対して、地域や関係機関と連携しつつ、切れ目なく支援していくことが必要です。

また、少子高齢化や単身化がさらに進行し、地域における連帯感の希薄化、育児情報の氾濫などを背景に、多くの不安やストレスを抱えている子育て家庭も多く、子どもを虐待してしまう痛ましい事件の増加が大きな社会問題となっています。虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、迅速かつ適切な対応が求められます。

その他、近年、保育所・幼稚園・学校において発達障がいやその境界域の子どもたちが増加傾向にあり、従来の3障がい（身体、知的、精神）に加え、発達障がい（自閉症、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい、アスペルガー症候群等）を含めた支援のあり方が課題となっています。

【 支援事業や制度などで重要だと考えるもの】



資料：奈良市ひとり親家庭等実態調査（平成23年）

施策の方向性

① ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭が抱える様々な悩みや問題への相談支援をはじめ、引き続き各種手当等の経済的支援を行うとともに、保護者や子どもの生活支援、保護者の就労支援など、関係機関と連携し、ひとり親家庭の自立に向けた支援を充実します。

② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実

奈良市障害福祉計画と連携を図りつつ、障がい児や発達に関して支援を要する児童に乳幼児期からの継続的な支援を行うとともに、障がいのある子どもをもつ子育て家庭の多様なニーズに応じた相談・支援体制を充実します。

③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

被虐待児童対策地域協議会や乳児家庭全戸訪問事業等を活用して、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、関係機関のより一層の強化により、虐待から子どもを守る取り組みを充実します。



主な取り組み

○ ひとり親家庭等医療費助成

健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費・生活療養費は除く）から一部負担金を除いた額を助成します。

○ ひとり親家庭等相談

母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。

○ 公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用

市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。

主な取り組み

○ 障害児通所支援

障がい児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。

○ 子ども発達支援事業

心理的な発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいのある就学前の幼児又は発達支援の必要があると認められる就学前の幼児とその保護者に対して、相談・療育の場を設け、心理的な発達を関係機関と協働しながら一貫して支援します。

○ 被虐待児童対策地域協議会の活用

児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。

○ 養育支援訪問事業

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。

(詳細な事業一覧は、資料編 135～136 ページに掲載)



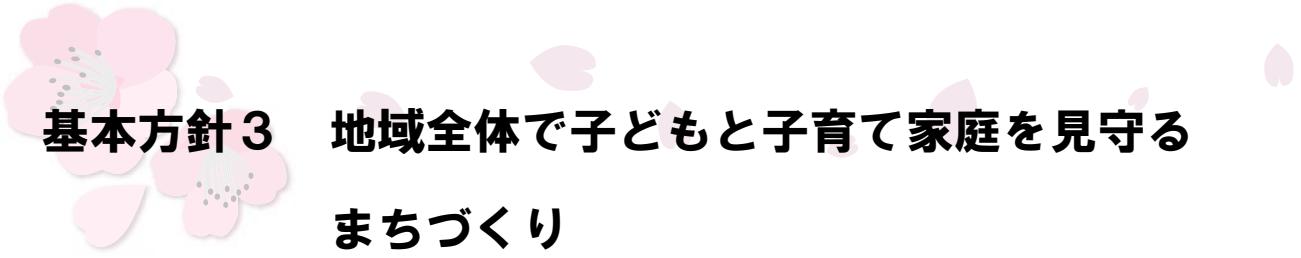
奈良市では、「子育てにやさしいまち」をめざして様々な取り組みをしています。こうした取り組みを市民の皆さんにわかりやすくお知らせするために、子育ておうえんサイト「子育て@なら」を開設しています。子育て中の皆さんからのエピソードや写真の投稿、その他ももいろいろくじーかのぬりえや壁紙のダウンロードなどの楽しいコンテンツも盛りだくさんです。さらに・・・

「妊娠したら、子どもが生まれたら、どんな子育て支援サービスがあるんだろう?」

「奈良市に引っ越してきたけれど、家の近くにどんな子育て支援施設があるんだろう?」

そんな皆さんのための情報源として、「なら子育て情報ブック」も作成しています!

「なら子育て情報ブック」は、「子育て@なら」からダウンロードできますので、ぜひご活用ください。



基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守る まちづくり

基本目標1. 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

基本目標2. 仕事と子育ての両立支援の推進

基本目標3. 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

成果指標

No	指標名	単位	現状値	目標値（平成31年度）
1	ファミリー・サポート・センターの相互援助活動件数	件	6,307 (25年度延べ)	6,762 (年間延べ)

基本目標1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

現状と課題

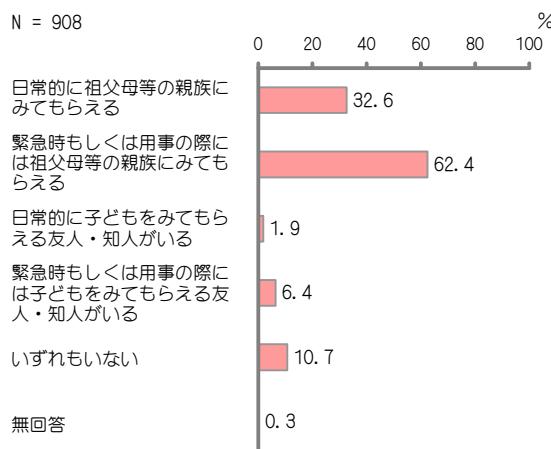
急激な少子高齢化・核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

本市ではこれまで、育児の孤立化を防止し、地域社会で子どもを育てる環境づくりを進めるため、地域子育て支援拠点事業の充実だけではなく、子育てサークルなどの支援にも取り組んできました。

ニーズ調査によると、子育てに関して、多くの保護者が不安や負担を感じていることがわかります。その内容をみると、子どもの教育や友だちづきあい、しつけなどに関する項目が高くなっています。さらに、日頃子どもをみてもらえる親族・知人が全くいないと回答している保護者が1割もいることから、子育ての孤立化がうかがえます。

そのため、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要となります。

【 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無（0～2歳）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

施策の方向性

① 地域における子育て支援活動の充実

すべての保護者が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、子どもたちや保護者が仲間や地域の人とふれあう場へ参加する機会を確保し、子どもの社会性を育むため気軽に利用できる施設や事業の充実及び周知を行います。

② 地域における子どもの見守り活動の推進

子どもの安全を守るため、交通安全対策や防犯体制を整備し、安全・安心なまちづくりを構築していくため、地域と協力していきます。



主な取り組み

○ ファミリー・サポート・センター事業

「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。

○ 子育て支援アドバイザー事業

子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。

○ 子育てサークルの支援

地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。

主な取り組み

○ 学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実

「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。

○ 「子ども安全の家」 標旗配布

子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。

○ 交通安全教室の開催

学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。

(詳細な事業一覧は、資料編 137 ページに掲載)

基本目標2 仕事と子育ての両立支援の推進

現状と課題

ワーク・ライフ・バランスの実現には、すべての人が仕事、家庭・地域生活、個人の自己啓発等の様々な活動を、自らが希望するバランスで行えることが必要です。

0～2歳の保護者で育児休業を取得したと回答した割合について、母親では約35%、父親では約2%にとどまっています。また、取得しなかった理由について、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」となっています。一方父親では、「仕事が忙しかった」の割合が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」等が高くなっています。

労働者の働き方は正社員と非正規雇用といった「働き方の二極化」や、共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が残っており、仕事と子育てや介護の両立を困難にしている状況といった様々な課題があります。

施策の方向性

① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実するワーク・ライフ・バランスの考え方を広く社会に浸透させ、女性も男性も仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。



主な取り組み

○ イクメン手帳の配布

奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配布します。

○ 仕事と生活の調和推進事業

事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。

基本目標3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

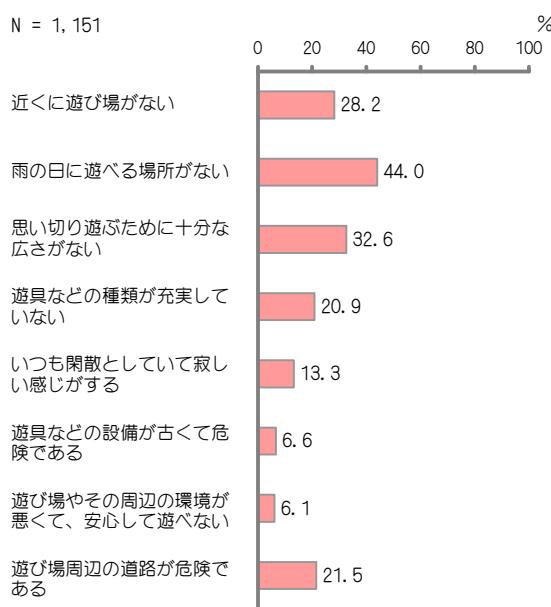
現状と課題

地域において安全・安心で快適な生活を営むことはすべての市民の願いです。

本市では、子育て世代の定住を促し、次の世代にも住み続けてもらうため、子育て世代の定住を促す住まい、まちづくりを進めています。また、幼い子どもを連れてでも安心して自由に行動し、活動できる移動空間を確保できるよう、公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化を進めてきました。今後も、子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進が求められています。

ニーズ調査では、子どもの遊び場について日頃感じていることとして、遊具の設備に関することや、遊び場周辺の環境に関する割合が高くなっています。子どもが安全に暮らしていくには、親も子も安心して生活できる環境の整備が必要となります。特に、子どもを事故から守り、安心して外出できる環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

【 子どもの遊び場について日頃感じること（小学生）】



資料：子育てに関するニーズ調査（平成25年）

施策の方向性

① 安心して外出できる環境づくりの推進

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりをめざして、既存公園の再整備、公共交通機関のバリアフリー化などを進め、より子育てしやすいまちにしていきます。



主な取り組み

○ 通学路整備事業

児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。

○ 公園管理運営

身近な自然とのふれあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。また、街区公園等に設置されている遊具の安全点検を行い、老朽化した遊具の修繕を行います。

○ 公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用

市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。

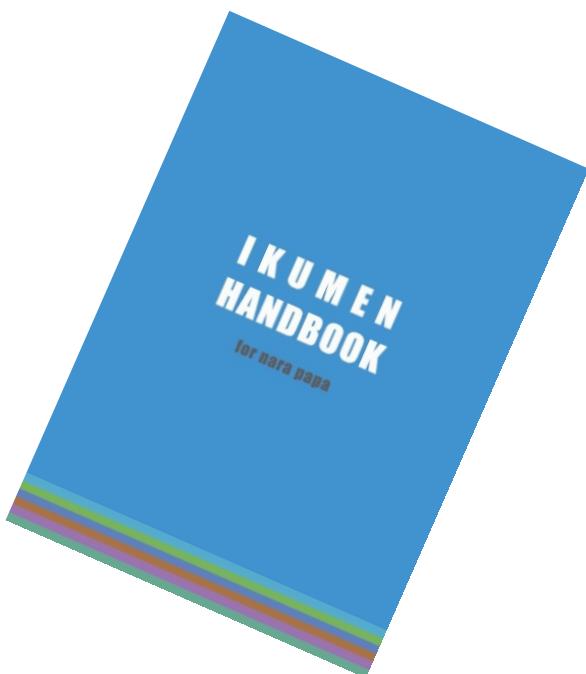
（詳細な事業一覧は、資料編 138 ページに掲載）



奈良市では、男性が育児を身近に感じ一層楽しめるように奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for nara papa」を配布しています。

男性は、妊娠、出産、結婚についての情報を得る機会が少なく、なかなかイメージがわきにくいことから、育児に関わりたくてもどう関わってよいのかわかりにくいと言われています。そこで、パートナーの妊娠から出産、子どもが生まれてから6歳になるまでに知っておきたいことを男性目線で一冊にまとめています。

母子健康手帳を交付している窓口や男女共同参画課のほか、奈良市公式ホームページや奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」のホームページでもダウンロードすることができます。



第5章 主な事業の5年間の需給計画

1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割

幼稚園は、「幼稚園教育要領」に基づいた幼児教育を行っており、さらに私立幼稚園においては、各園が建学の精神に則った特色ある幼児教育を提供しています。

保育所は、「保育所保育指針」に基づいた保育を行っており、児童福祉施設としての公的な役割を果たしています。さらに私立保育所においては、延長保育や一時預かり等の特別保育を提供しています。

認定こども園は、幼稚園と保育所のそれぞれの特長をあわせ持つ施設です。本市の市立幼稚園、市立保育所においては、幼稚園と保育所での教育・保育の違いにより、小学校就学時に影響が出ないよう、幼稚園と保育所双方の子ども観、保育観の共通認識を深め、「奈良市立幼稚園・保育園・認定こども園教育・保育カリキュラム」をモデルカリキュラムとして策定し、共通カリキュラムに基づいた教育・保育を提供してきました。現在、本市では市立こども園（幼保連携型認定こども園）の設置を進めているところです。市立こども園については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」はもとより、前述の共通カリキュラムをさらに充実させた「奈良市立こども園カリキュラム」に基づき、就学前の教育・保育を提供していくことになります。今後については、これまでに蓄積してきた知見、環境等を生かしつつ、奈良市の子どもの最善の利益と健やかな育ちのため、公私立の幼稚園・保育所・認定こども園が一体となって、総合的な取り組みを推進していくことが必要です。

また、特別な配慮を必要とする家庭と子どもへの支援については、公的機関との連携が取りやすい市立幼稚園及び市立保育所が中心となって、セーフティネットの役割を担ってきました。今後は、公私共に地域における就学前の教育・保育を保障していく主体として、特別な配慮を必要とする家庭と子どもへの関わりについて、公私の間での連携や各関係機関との連携を深めていく必要があります。

地域子ども・子育て支援事業についても、地域子育て支援拠点や放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）、身近な場所で利用できるように従来より取り組んできたところです。在宅で子育てをしている家庭も含めた全ての子ども・子育て家庭を対象とするという子ども・子育て支援新制度の趣旨を鑑み、家庭の状況や子どもの成長に応じた子育て支援施策を展開・充実させることにより、安心して子どもを産み、育てられるまちづくりを推進していきます。

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づいて、乳幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、提供区域を設定することになります。提供区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路等の社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望のほか、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して定めることとされており、本市では教育・保育施設や子育て支援事業の利用状況や実施状況も踏まえながら、提供区域を設定しています。

この提供区域は、小学校や中学校の校区とは異なり、提供区域外の各施設や事業の利用を制限するものではありません。

(1) 教育・保育における提供区域

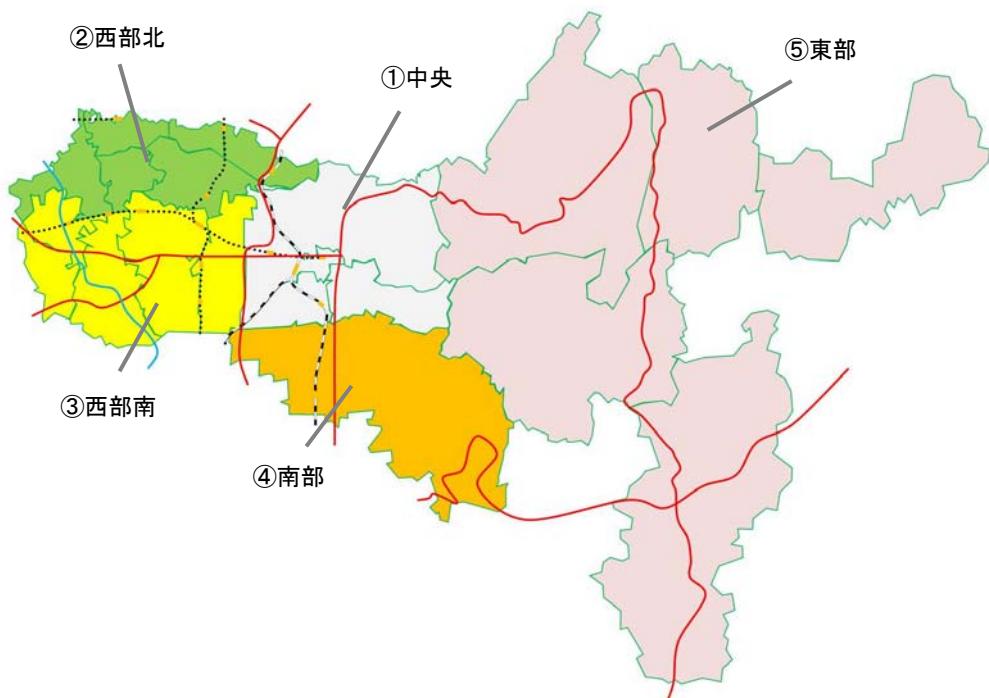
本市では、市政運営の根幹となるまちづくりの基本指針を示している「奈良市第4次総合計画」において、地域別土地利用の考え方として7つのゾーンを設定しています。

しかし、各ゾーンにおける児童数の動向のほか、教育・保育施設の配置状況や利用実態に注目した場合、幼稚園もしくは保育所が存在していないゾーンや実際の利用実態等にそぐわないゾーンもあることから、需給計画を検討するうえでミスマッチが生じることになり、市全域で統一的な提供体制を確保することが困難になると考えられます。

そこで、本計画における提供区域の設定に当たっては、「奈良市第4次総合計画」における7つのゾーンを勘案したうえで22の中学校区を基本単位として、児童数の動向のほか、教育・保育施設の現在の配置状況や今後の方向性、実際の利用実態等を反映するとともに、可能な限り提供区域内で需給調整を検討することを目的として、隣接する中学校区を組み合わせることにより、次に記載する5つの教育・保育提供区域を設定するものとします。

なお、この教育・保育提供区域は、教育・保育に係る需要と供給のバランスを判断するための一つの目安として設定するものであり、利用者の利用範囲を制限するものではありません。また、本市の子ども・子育て支援に係る施策・計画の実施を制限するものではありません。

【 本計画における教育・保育提供区域（5区域）】



区域	区域名	構成する中学校区	(参考) 奈良市総合計画における 地域別土地利用のゾーン
①	中央	春日、三笠、若草、飛鳥	中央市街地ゾーン
②	西部北	登美ヶ丘、平城西、二名、平城 登美ヶ丘北、平城東	中部ゾーン
③	西部南	伏見、富雄、京西、富雄南、都跡 富雄第三	西北部ゾーン
④	南部	都南	南部ゾーン
⑤	東部	田原、柳生、興東、月ヶ瀬、都祁	東部ゾーン、月ヶ瀬ゾーン 都祁ゾーン

（中学校区は平成27年3月時点）

(2) 地域子ども・子育て支援事業における提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、事業の内容や性質等に応じて、次のように区域を設定します。

① 教育・保育における提供区域に準じる事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の4事業については、教育・保育の利用実態と関連があることから、教育・保育における提供区域と同一の区域とします。

- ・時間外保育事業（延長保育事業）
- ・放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）
- ・地域子育て支援拠点事業（子育て広場）
- ・一時預かり事業（幼稚園の預かり保育・保育所等の一時預かり）

② 市全域を1つの提供区域とする事業

地域子ども・子育て支援事業のうち、以下の9事業については、事業の性質や不定期かつ広域的な利用が想定されることから、市全域を1つの提供区域とします。なお、事業の実施に当たっては、利用者の利便性に配慮することとします。

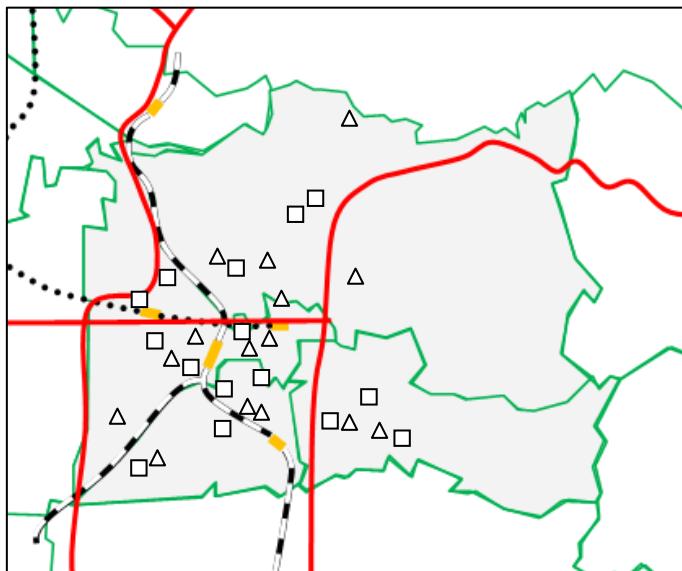
- ・利用者支援事業
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ等）
- ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
- ・養育支援訪問事業
- ・病児・病後児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・妊婦健康診査事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業

3 提供区域ごとの施設・事業の実施状況

(1) 中央

① 教育・保育施設

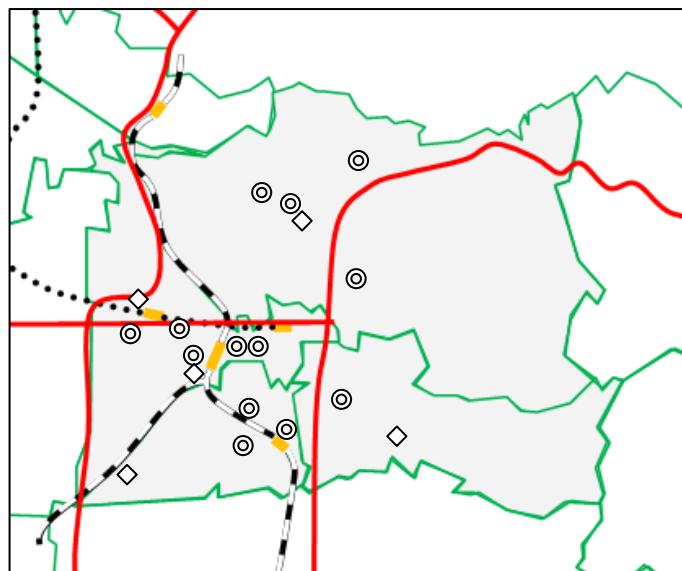
中央では、幼稚園が15園、保育所が15園設置されており、認定こども園は設置されていません。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
(平成27年3月時点)	

② 地域の子育て支援事業

中央では、子育て広場が13箇所、保育所等での一時預かりが5箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が12箇所設置されています。

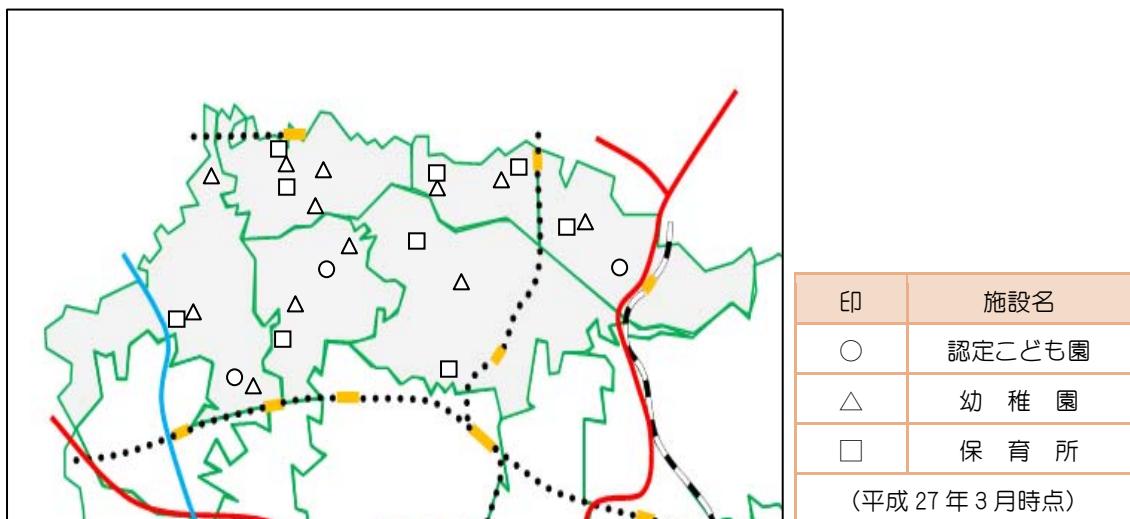


印	事業名
◎	子育て広場
◇	一時預かり
(平成27年3月時点)	

(2) 西部北

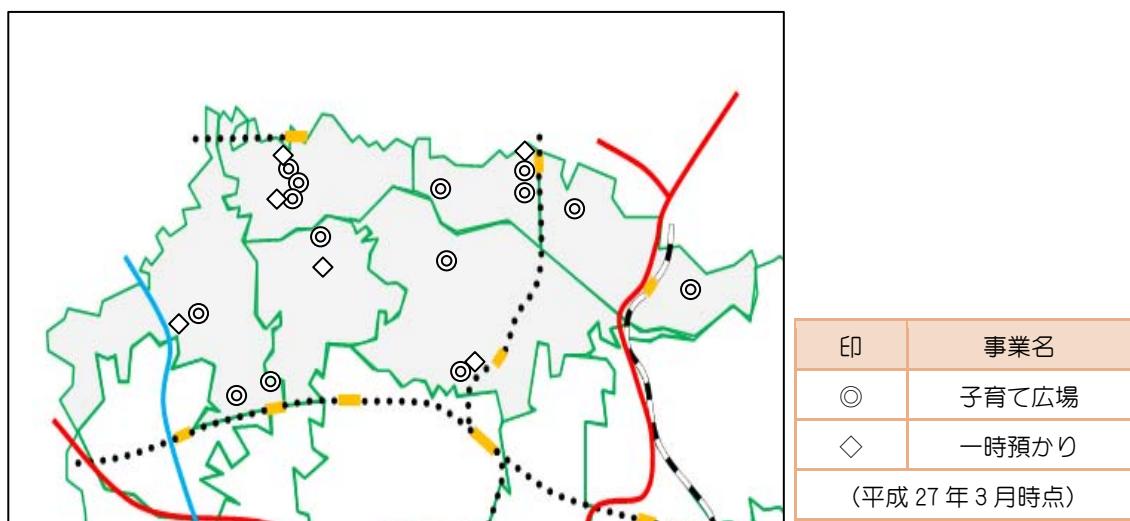
① 教育・保育施設

西部北では、幼稚園が12園、保育所が9園設置されており、認定こども園は3園設置されています。



② 地域の子育て支援事業

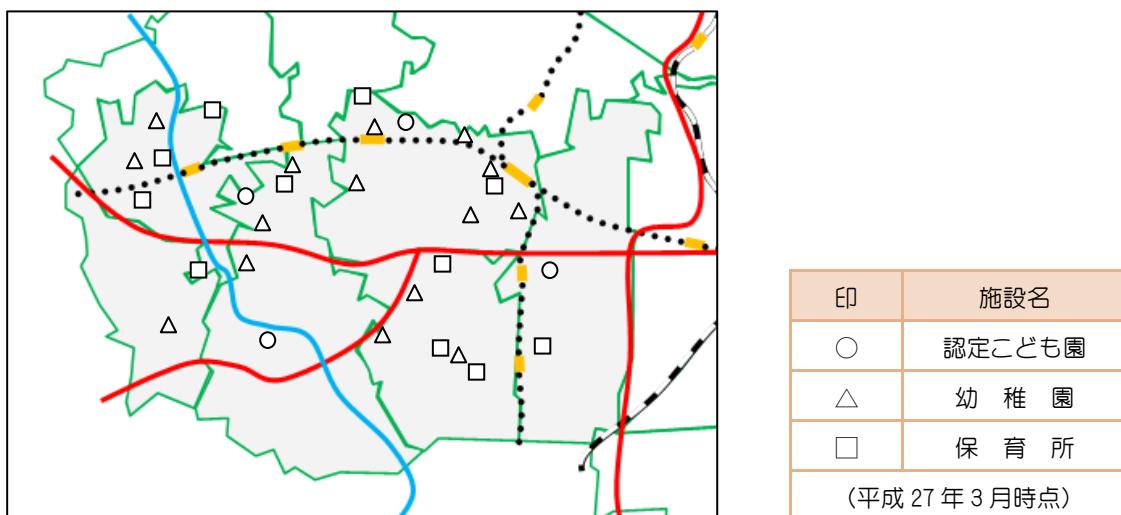
西部北では、子育て広場が14箇所、保育所等での一時預かりが6箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が13箇所設置されています。



(3) 西部南

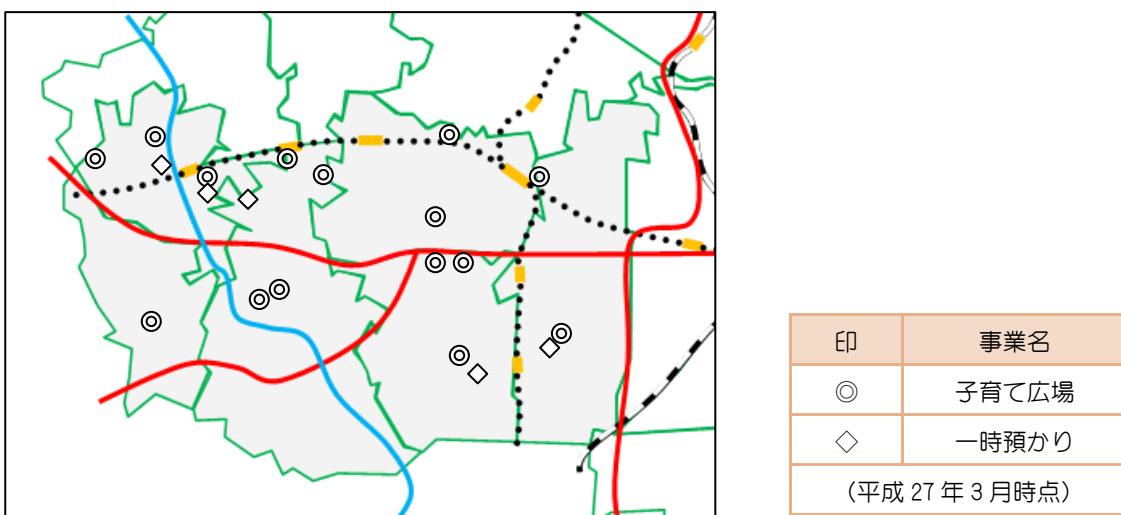
① 教育・保育施設

西部南では、幼稚園が15園、保育所が11園設置されており、認定こども園は4園設置されています。



② 地域の子育て支援事業

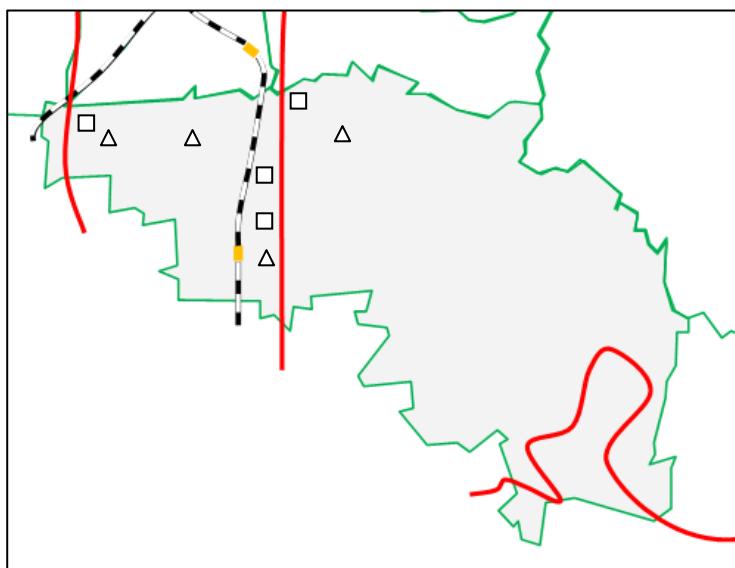
西部南では、子育て広場が15箇所、保育所等での一時預かりが5箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム等）が13箇所設置されています。



(4) 南部

① 教育・保育施設

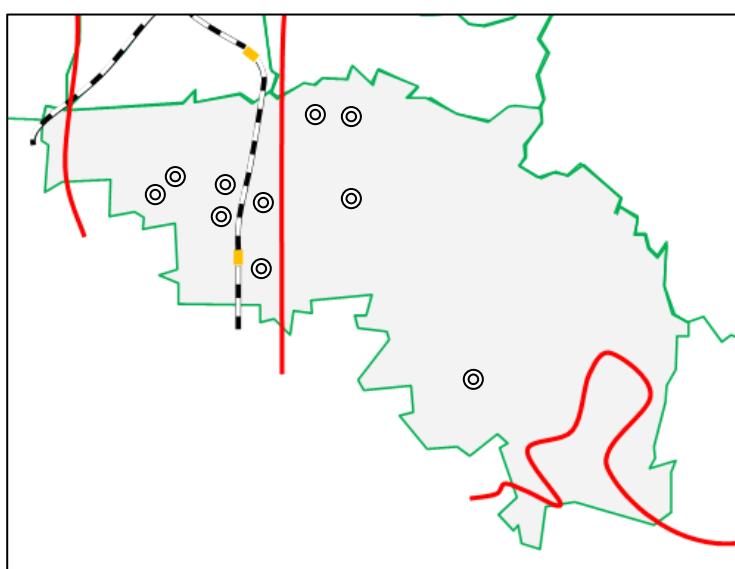
南部では、幼稚園が4園、保育所が4園設置されており、認定こども園は設置されていません。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
(平成27年3月時点)	

② 地域の子育て支援事業

南部では、子育て広場が10箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が4箇所設置されており、保育所等での一時預かりは設置されていません。

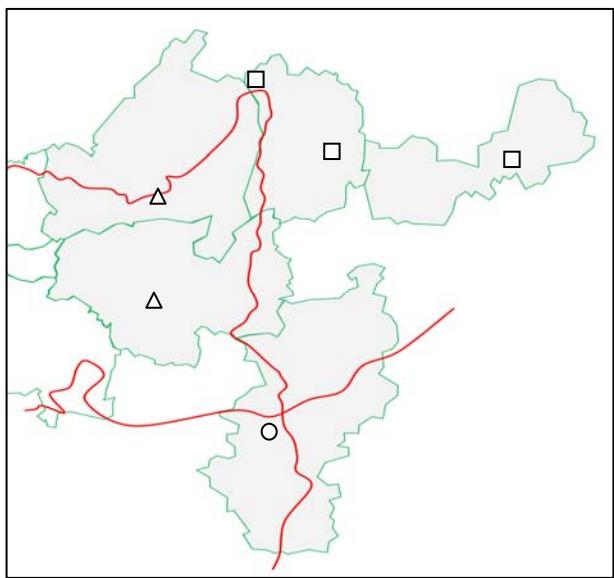


印	事業名
○	子育て広場
◇	一時預かり
(平成27年3月時点)	

(5) 東部

① 教育・保育施設

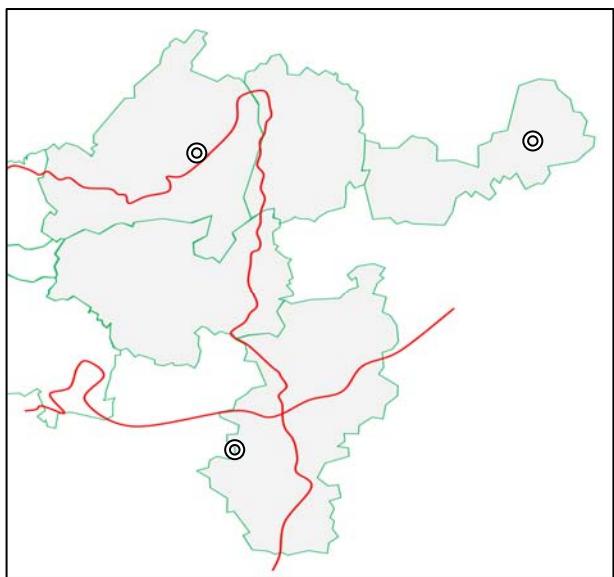
東部では、幼稚園が2園、保育所が3園設置されており、認定こども園は1園設置されています。



印	施設名
○	認定こども園
△	幼稚園
□	保育所
(平成27年3月時点)	

② 地域の子育て支援事業

東部では、子育て広場が3箇所、放課後児童クラブ（バンビーホーム）が8箇所設置されており、保育所等での一時預かりは設置されていません。



印	事業名
◎	子育て広場
◇	一時預かり
(平成27年3月時点)	

4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込みについて

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の量の見込み（利用に関するニーズ量）とその確保方策（量の見込みに対応する受け皿の整備量と実施時期）を定めています。

量の見込みの算出に当たっては、地域のニーズに対応するため、平成25年度に実施した「奈良市子育てに関するニーズ調査」の結果を活用し、提供区域ごとに算出しています。

(2) 表の見方について

平成27年度					
※1		1号	2号	3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要 教育希望 が強い	1・2歳 保育必要	0歳 保育必要
				左記以外	
	児童数推計		8,399	5,350	2,554
※2 ←	量の見込み	4,366	570	3,047	2,133
※3 ←	保育希望率	52.0%	43.1%	39.9%	24.0%
※4 確 保 方 策	特定教育・保育施設		3,124	3,753	2,005
	確認を受けない幼稚園		2,344		
	特定地域型保育事業			17	7
	計		5,468	3,753	2,022
※5 ←	不足分		0	0	▲111
					0

※1 認定区分に応じて、量の見込み等を設定しています。

- 1号認定…3歳以上で、幼稚園や認定こども園を希望する子ども
- 2号認定…3歳以上で、保育の必要性の認定を受けた子ども
 - ・教育希望が強い：幼稚園を希望
 - ・左記以外：保育所、認定こども園を希望
- 3号認定…3歳未満で、保育の必要性の認定を受けた子ども
(保育所や認定こども園、地域型保育事業を希望)

※2 量の見込み…各認定区分ごとのニーズ量を示しています。

※3 保育希望率…量の見込み／対象年齢児の児童数推計

※4 確保方策…ニーズ量に対応する方策について、施設の種類ごとに利用定員を設定しています。

- 特定教育・保育施設…認定こども園、幼稚園、保育所
- 確認を受けない幼稚園…国立幼稚園と新制度に移行しない私立幼稚園
- 特定地域型保育事業…家庭的保育、小規模保育等

※5 ニーズ量に対応できる体制が整っていない場合に「▲」を付けています。

ニーズ量を満たす場合は、「0」で記載しています。

(3)今後の方向性について

2号認定子ども（3歳以上で保育の必要性の認定を受けた子ども）の量の見込みについては、今後も希望率が一定数で続いていると見込まれますが、将来的な教育・保育施設の供給が過剰となる恐れがあることから、既存幼稚園を活用し認定こども園への移行を促進することで対応していくこととします。

3号認定子ども（3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども）の量の見込みについては、今後も需要が増加していく可能性が高いと想定しています。従来の認可保育所の新設を進めることは、将来的な供給過剰につながる恐れがあるとともに、必要な年齢区分への即効性が低いことから、小規模保育事業を展開しピンポイントに対応することを主な取り組みとします。また、既存施設を活用した認定こども園化等を組み合わせることにより対応していくこととします。

なお、市立幼稚園及び市立保育所については、「奈良市幼保再編実施計画」に基づいて、幼保連携型認定こども園への統合・再編を進めており、私立幼稚園及び私立保育所についても、今後認定こども園へ移行する可能性があることから、実際の確保方策に変更が生じることが想定されます。そのため、計画の中間年である平成29年度を目安に見直しを図るものとします（認定こども園の普及に係る本市の考え方については、31ページに記載）。

(4) 5年間の量の見込みと確保方策について

<市全域>

【平成27年度】

確保方策		平成27年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要 教育希望 が強い	左記以外	1・2歳 保育必要 0歳 保育必要
	児童数推計		8,399		5,350 2,554
	ニーズ量の見込み	4,366	570 3,047	2,133	614
	保育希望率	52.0%	43.1%	39.9%	24.0%
確保方策	特定教育・保育施設		3,124	3,753	2,005 657
	確認を受けない幼稚園		2,344		
	特定地域型保育事業				17 7
	計		5,468	3,753	2,022 664
	不足分		0	0	▲111 0

<市全域>

【平成 28 年度】

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育必要 教育希望 が強い	左記以外	1・2 歳 保育必要	0 歳 保育必要
児童数推計		8,297		5,246	2,515	
ニーズ量の見込み		4,311	561	3,011	2,140	620
保育希望率		52.0%	43.1%		40.8%	24.7%
確保方策	特定教育・保育施設	3,149		3,753	2,005	657
	確認を受けない幼稚園	2,344				
	特定地域型保育事業				17	7
	計	5,493		3,753	2,022	664
不足分		0		0	▲118	0

<市全域>

【平成 29 年度】

		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育必要 教育希望 が強い	左記以外	1・2 歳 保育必要	0 歳 保育必要
児童数推計		8,163		5,212	2,476	
ニーズ量の見込み		4,241	551	2,961	2,162	621
保育希望率		52.0%	43.0%		41.5%	25.1%
確保方策	特定教育・保育施設	2,924		3,753	2,025	657
	確認を受けない幼稚園	2,344				
	特定地域型保育事業				62	19
	計	5,268		3,753	2,087	676
不足分		0		0	▲75	0

<市全域>

【平成 30 年度】

	3歳以上 教育希望	平成 30 年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上保育必要	教育希望 が強い	左記以外	1・2歳 保育必要
児童数推計		8,068		5,132	2,448
ニーズ量の見込み	4,193	547	2,929	2,128	613
保育希望率	52.0%	43.1%		41.5%	25.0%
確保 方策	特定教育・保育施設	2,674		4,123	2,129
	確認を受けない幼稚園	2,259			
	特定地域型保育事業			103	30
	計	4,933		4,123	2,232
不足分		0		0	0

<市全域>

【平成 31 年度】

	3歳以上 教育希望	平成 31 年度			
		1号	2号	3号	
		3歳以上保育必要	教育希望 が強い	左記以外	1・2歳 保育必要
児童数推計		7,925		5,062	2,397
ニーズ量の見込み	4,118	535	2,877	2,100	600
保育希望率	52.0%	43.1%		41.5%	25.0%
確保 方策	特定教育・保育施設	2,639		4,233	2,129
	確認を受けない幼稚園	2,259			
	特定地域型保育事業			103	30
	計	4,898		4,233	2,232
不足分		0		0	0

(5) 提供区域別の量の見込みと確保方策について

【平成27年度】

<提供区域別>

		平成27年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望	3歳以上保育必要 教育希望が 強い	左記以外	1・2歳 保育必要	0歳 保育必要	
中央	量の見込み	1,097	103	841	774	227	
	保育希望率	51.7%	44.5%		56.1%	33.7%	
	特定教育・保育施設		560	1,238	720	227	
	確認を受けない幼稚園		823				
	特定地域型保育事業				0	0	
	計	1,383	1,238	720	227		
西部北	不足分	0	0	▲54	0		
	量の見込み	1,256	126	769	485	127	
	保育希望率	54.7%	39.0%		33.6%	18.7%	
	特定教育・保育施設		993	967	505	160	
	確認を受けない幼稚園		472				
	特定地域型保育事業				0	0	
西部南	計	1,465	967	505	160		
	不足分	0	0	0	0		
	量の見込み	1,723	303	1,027	669	207	
	保育希望率	54.9%	42.3%		33.7%	22.0%	
	特定教育・保育施設		1,211	1,037	526	195	
	確認を受けない幼稚園		1,049				
南部	特定地域型保育事業				17	7	
	計	2,260	1,037	543	202		
	不足分	0	0	▲126	▲5		
	量の見込み	215	34	293	163	45	
	保育希望率	34.1%	51.9%		39.0%	22.1%	
	特定教育・保育施設		245	319	176	60	
東部	確認を受けない幼稚園		0				
	特定地域型保育事業				0	0	
	計	245	319	176	60		
	不足分	▲4	0	0	0		
	量の見込み	75	4	117	42	8	
	保育希望率	35.2%	56.8%		33.6%	13.8%	
	特定教育・保育施設		150	192	78	15	
	確認を受けない幼稚園		0				
	特定地域型保育事業				0	0	
	計	115	192	78	15		
	不足分	0	0	0	0		

<提供区域別>

【平成 28 年度】

		平成 28 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教 育希望	3 歳以上保育必要 教育希望が 強い	3 歳以上保育必要 左記以外		1・2 歳 保育必要	0 歳 保育必要
中央	量の見込み	1,084	101	832	780	231	
	保育希望率	51.7%	44.5%		57.6%	34.7%	
	特定教育・保育施設		560	1,238	720	227	
	確認を受けない幼稚園		823				
	特定地域型保育事業				0	0	
西部北	計	1,383	1,238	720	227		
	不足分	0	0	▲60	▲4		
	量の見込み	1,239	124	760	481	126	
	保育希望率	54.7%	39.0%		34.1%	18.8%	
	特定教育・保育施設		993	967	505	160	
西部南	確認を受けない幼稚園		472				
	特定地域型保育事業				0	0	
	計	1,465	967	505	160		
	不足分	0	0	0	0		
	量の見込み	1,701	299	1,013	669	210	
南部	保育希望率	54.8%	42.3%		34.4%	22.7%	
	特定教育・保育施設		1,211	1,037	526	195	
	確認を受けない幼稚園		1,049				
	特定地域型保育事業				17	7	
	計	2,260	1,037	543	202		
東部	不足分	0	0	▲126	▲8		
	量の見込み	212	33	289	168	45	
	保育希望率	34.1%	51.8%		40.7%	22.3%	
	特定教育・保育施設		245	319	176	60	
	確認を受けない幼稚園		0				
	特定地域型保育事業				0	0	
	計	245	319	176	60		
	不足分	0	0	0	0		
	量の見込み	75	4	117	42	8	
	保育希望率	35.4%	57.1%		34.3%	14.0%	
	特定教育・保育施設		140	192	78	15	
	確認を受けない幼稚園		0				
	特定地域型保育事業				0	0	
	計	140	192	78	15		
	不足分	0	0	0	0		

<提供区域別>

【平成 29 年度】

		平成 29 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教 育希望	教育希望が 強い	3 歳以上保育必要		1・2 歳 保育必要	0 歳 保育必要
中央	確保方策	量の見込み	1,065	100	818	788	233
		保育希望率	51.7%	44.6%		58.7%	35.5%
		特定教育・保育施設		560	1,238	720	227
		確認を受けない幼稚園		823			
		特定地域型保育事業				15	4
西部北	確保方策	計		1,383	1,238	735	231
		不足分		0	0	▲53	▲2
		量の見込み	1,222	121	749	485	124
		保育希望率	54.7%	38.9%		34.5%	18.9%
		特定教育・保育施設		878	967	515	160
西部南	確保方策	確認を受けない幼稚園		472			
		特定地域型保育事業				0	0
		計		1,350	967	515	160
		不足分		0	0	0	0
		量の見込み	1,671	293	995	675	212
南部	確保方策	保育希望率	54.8%	42.3%		34.9%	23.2%
		特定教育・保育施設		1,136	1,037	536	195
		確認を受けない幼稚園		1,049			
		特定地域型保育事業				47	15
		計		2,185	1,037	583	210
東部	確保方策	不足分		0	0	▲92	▲2
		量の見込み	209	33	285	172	44
		保育希望率	34.2%	52.0%		42.0%	22.5%
		特定教育・保育施設		245	319	176	60
		確認を受けない幼稚園		0			
	特定地域型保育事業					0	0
		計		245	319	176	60
		不足分		0	0	0	0
		量の見込み	74	3	114	42	8
		保育希望率	35.4%	56.0%		34.8%	14.1%
	確保方策	特定教育・保育施設		105	192	78	15
		確認を受けない幼稚園		0			
		特定地域型保育事業				0	0
		計		105	192	78	15
		不足分		0	0	0	0

<提供区域別>

【平成 30 年度】

		平成 30 年度					
		1 号		2 号		3 号	
		3 歳以上教 育希望	3 歳以上保育必要 教育希望が 強い	左記以外	1・2 歳 保育必要	0 歳 保育必要	
中央	量の見込み	1,053	99	808	777	230	
	保育希望率	51.7%	44.6%		58.7%	35.5%	
	特定教育・保育施設		415	1,348	764	236	
	確認を受けない幼稚園		738				
	特定地域型保育事業				30	8	
西部北	計	1,153	1,348		794	244	
	不足分	0	0		0	0	
	量の見込み	1,205	121	739	477	123	
	保育希望率	54.7%	39.0%		34.5%	18.9%	
	特定教育・保育施設		858	1,047	515	160	
西部南	確認を受けない幼稚園		472				
	特定地域型保育事業				0	0	
	計	1,330	1,047		515	160	
	不足分	0	0		0	0	
	量の見込み	1,655	291	987	664	209	
南部	保育希望率	54.9%	42.4%		34.9%	23.2%	
	特定教育・保育施設		1,051	1,217	596	195	
	確認を受けない幼稚園		1,049				
	特定地域型保育事業				73	22	
	計	2,100	1,217		669	217	
東部	不足分	0	0		0	0	
	量の見込み	207	32	281	169	44	
	保育希望率	34.2%	51.7%		42.0%	22.5%	
	特定教育・保育施設		245	319	176	60	
	確認を受けない幼稚園		0				
	特定地域型保育事業				0	0	
	計	245	319		176	60	
	不足分	0	0		0	0	
	量の見込み	73	4	114	41	7	
	保育希望率	35.3%	57.0%		34.8%	14.1%	
	特定教育・保育施設		105	192	78	15	
	確認を受けない幼稚園		0				
	特定地域型保育事業				0	0	
	計	105	192		78	15	
	不足分	0	0		0	0	

<提供区域別>

【平成31年度】

		平成31年度				
		1号		2号		3号
		3歳以上教 育希望	3歳以上保育必要 教育希望が 強い	左記以外	1・2歳 保育必要	0歳 保育必要
中央	量の見込み	1,035	97	794	767	225
	保育希望率	51.8%	44.6%		58.7%	35.5%
	特定教育・保育施設		415	1,408	764	236
	確認を受けない幼稚園		738			
	特定地域型保育事業				30	8
	計	1,153	1,408	794	244	
西部北	不足分	0	0	0	0	0
	量の見込み	1,184	118	726	470	120
	保育希望率	54.7%	39.0%		34.5%	18.9%
	特定教育・保育施設		858	1,047	515	160
	確認を受けない幼稚園		472			
	特定地域型保育事業				0	0
西部南	計	1,330	1,047	515	160	
	不足分	0	0	0	0	0
	量の見込み	1,625	284	968	656	205
	保育希望率	54.9%	42.3%		34.9%	23.2%
	特定教育・保育施設		1,016	1,237	596	195
	確認を受けない幼稚園		1,049			
南部	特定地域型保育事業				73	22
	計	2,065	1,237	669	217	
	不足分	0	0	0	0	0
	量の見込み	203	32	277	167	43
	保育希望率	34.1%	51.9%		42.0%	22.5%
	特定教育・保育施設		245	349	176	60
東部	確認を受けない幼稚園		0			
	特定地域型保育事業				0	0
	計	245	349	176	60	
	不足分	0	0	0	0	0
	量の見込み	71	4	112	40	7
	保育希望率	35.0%	57.1%		34.8%	14.1%
	特定教育・保育施設		105	192	78	15
	確認を受けない幼稚園		0			
	特定地域型保育事業				0	0
	計	105	192	78	15	
	不足分	0	0	0	0	0

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業についても、教育・保育と同様に、平成25年度に実施した「奈良市子育てに関するニーズ調査」の結果を活用することにより、5年間の量の見込みとその確保方策を定めています。

なお、(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業と(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業については、量の見込み等を策定する事業の対象外のため、以降のページでは量の見込み等を記載していません。

(1) 利用者支援事業

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

利用者支援事業は、地域の子育て支援拠点等の子育て中の親子に身近な場所で実施する形態と、市役所等の行政機関で実施する形態とで構成されており、まずは市役所において開始することとし、地域子育て支援拠点での実施に向けた環境整備を平成27年度以降開始することを基本とします。なお、目標値を2箇所としていますが、地域子育て支援拠点の受託団体の受け入れ体制等を勘案し、本計画の中間年を目安として実施箇所数の見直しを検討するものとします。

【量の見込みと確保方策】

＜市全域＞

単位：箇所

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1	1	2	2	2
②確保方策	1	1	2	2	2

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

【今後の方向性】

時間外保育事業（延長保育事業）については、私立保育所において引き続き取り組んでいただくほか、市立保育所や現在設置を進めている認定こども園においても実施することで、確保していくことを基本とします。

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,102	2,193	2,284	2,375	2,467
②確保方策	2,102	2,193	2,284	2,375	2,467

<提供区域別>

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
中央	①量の見込み	553	577	601	625	648
	②確保方策	553	577	601	625	648
西部北	①量の見込み	488	509	530	551	573
	②確保方策	488	509	530	551	573
西部南	①量の見込み	868	906	943	981	1,020
	②確保方策	868	906	943	981	1,020
南部	①量の見込み	155	162	169	175	182
	②確保方策	155	162	169	175	182
東部	①量の見込み	38	39	41	43	44
	②確保方策	38	39	41	43	44

(3) 放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）

【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

【今後の方向性】

放課後児童健全育成事業（バンビーホーム等）については、本市では既にほぼすべての小学校区に設置しているほか、小学校6年生までを対象としています。

量の見込みに対する確保方策については、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、小学校の余裕教室の活用等も視野に入れながら、バンビーホーム施設の老朽度及び子どもの人数に対する施設の狭さ等によって優先順位をつけて、計画的に整備を進めていくことを基本とします。

また、事業実施にあたっては、放課後子ども教室との連携を図りながら進めていくこととします。

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	低学年	2,223	2,284	2,345	2,406	2,465
	高学年	716	735	755	775	794
	合計	2,939	3,019	3,100	3,181	3,259
②確保方策		2,939	3,019	3,100	3,181	3,259

<提供区域別>

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
中央	① 量の見込み	低学年	645	662	680	698
		高学年	198	203	209	214
		合計	843	865	889	912
	②確保方策	843	865	889	912	935
西部北	① 量の見込み	低学年	578	594	610	626
		高学年	184	189	194	199
		合計	762	783	804	825
	②確保方策	762	783	804	825	845

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
西部南	①量の見込み	低学年	756	777	797	818	838
		高学年	238	245	251	258	264
		合計	994	1,022	1,048	1,076	1,102
	②確保方策	994	1,022	1,048	1,076	1,102	
南部	①量の見込み	低学年	129	132	136	140	143
		高学年	23	23	24	25	25
		合計	152	155	160	165	168
	②確保方策	152	155	160	165	168	
東部	①量の見込み	低学年	115	119	122	124	128
		高学年	73	75	77	79	81
		合計	188	194	199	203	209
	②確保方策	188	194	199	203	209	

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ等）

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

子育て短期支援事業（ショートステイ等）については、現在市内には対象施設はなく、今後も他市の指定施設により量の見込みに対応していくことを基本とします。

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

単位：人日（年間延べ利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	300	300	300	300	300
②確保方策	300	300	300	300	300

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）については、面接率（平成25年度：98.3%）を維持できるよう、継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

＜市全域＞

単位：面接件数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	2,554	2,515	2,476	2,448	2,397
②確保方策	2,554	2,515	2,476	2,448	2,397

(6) 養育支援訪問事業

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

養育支援訪問事業については、今後も、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の後に、養育に関する相談・助言が必要な家庭に対して、家庭訪問を継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

＜市全域＞

単位：家庭数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策	40	40	40	40	40

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て広場）

【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

【今後の方向性】

地域子育て支援拠点事業（子育て広場）については、国が定める事業のほかに本市では「子育てスポット」という事業も実施することにより、概ねすべての中学校区で取り組んでいるところです。就学前の親子の居場所としては、この事業だけではなく、認定こども園における子育て支援（未就園児保育等）も認定こども園の設置と併せて進めていることから、トータルで考えたうえで内容を充実しつつ、利用者への周知を徹底する等、稼働率の向上を図ることを基本とします。

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

単位：人日（年間延べ利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	138,255	150,910	163,715	176,422	189,171
②確保方策	138,255	150,910	163,715	176,422	189,171

<提供区域別>

単位：人日（年間延べ利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
中央	①量の見込み	33,186	34,900	36,614	38,328
	②確保方策	33,186	34,900	36,614	40,042
西部北	①量の見込み	55,532	57,678	59,824	61,970
	②確保方策	55,532	57,678	59,824	64,119
西部南	①量の見込み	34,410	43,481	52,552	61,623
	②確保方策	34,410	43,481	52,552	70,694
南部	①量の見込み	11,946	11,754	11,638	11,466
	②確保方策	11,946	11,754	11,638	11,293
東部	①量の見込み	3,181	3,097	3,087	3,035
	②確保方策	3,181	3,097	3,087	3,023

(8) 一時預かり事業

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

【今後の方向性】

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）については、私立幼稚園全園のほか、市立認定こども園及び一部の市立幼稚園で引き続き実施します。

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

単位：人日（年間延べ利用者数）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見 込み	1 号認定	60,311	59,578	58,616	57,934	56,907
	2 号認定	18,555	18,330	18,034	17,824	17,508
	合計	78,866	77,908	76,650	75,758	74,415
②確保方策		78,866	77,908	76,650	75,758	74,415

<提供区域別>

単位：人日（年間延べ利用者数）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
中央	① 量の見 込み	1 号認定	15,138	14,954	14,713	14,541
		2 号認定	3,358	3,318	3,264	3,226
		合計	18,496	18,272	17,977	17,767
	②確保方策	18,496	18,272	17,977	17,767	17,453
西部北	① 量の見 込み	1 号認定	17,370	17,158	16,881	16,685
		2 号認定	4,101	4,051	3,986	3,939
		合計	21,471	21,209	20,867	20,624
	②確保方策	21,471	21,209	20,867	20,624	20,258
西部南	① 量の見 込み	1 号認定	23,823	23,533	23,153	22,884
		2 号認定	9,871	9,752	9,594	9,482
		合計	33,694	33,285	32,747	32,366
	②確保方策	33,694	33,285	32,747	32,366	31,792

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
南部	① 量の見込み	1 号認定	2,955	2,920	2,873	2,839
		2 号認定	1,095	1,081	1,064	1,052
		合計	4,050	4,001	3,937	3,891
	②確保方策	4,050	4,001	3,937	3,891	3,822
東部	① 量の見込み	1 号認定	1,025	1,013	996	985
		2 号認定	130	128	126	125
		合計	1,155	1,141	1,122	1,110
	②確保方策	1,155	1,141	1,122	1,110	1,090

②保育所等における一時預かり

【提供区域】

教育・保育と同様に5つの提供区域とします。

【今後の方向性】

保育所等における一時預かりについては、認可保育所における一時預かりのほか、地域子育て支援拠点での一時預かりにより、確保を図っていくこととします。

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

単位：人日（年間延べ利用者数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	11,430	13,032	14,634	16,236	17,836
②確保方策	10,104	11,520	14,634	16,236	17,836

<提供区域別>

単位：人日（年間延べ利用者数）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
中央	①量の見込み	2,320	2,645	2,971	3,296	3,621
	②確保方策	2,320	2,645	2,971	3,296	3,621
西部北	①量の見込み	3,395	3,871	4,346	4,822	5,297
	②確保方策	3,395	3,871	4,346	4,822	5,297
西部南	①量の見込み	4,389	5,004	5,619	6,235	6,849
	②確保方策	4,389	5,004	5,619	6,235	6,849
南部	①量の見込み	1,017	1,160	1,303	1,445	1,587
	②確保方策	0	0	1,303	1,445	1,587
東部	①量の見込み	309	352	395	438	482
	②確保方策	0	0	395	438	482

(9) 病児・病後児保育事業

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

病児・病後児保育事業については、稼働率を向上させ、既存の病児保育施設2箇所及び病後児保育施設2箇所により確保することを基本としますが、スピード感を持って対応するため、本計画の中間年を目安として、全体のバランスを見ながら実施箇所数を検討することとします。

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

単位：人日（年間延べ利用者数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	896	1,038	1,180	1,322	1,463
②確保方策	896	1,038	1,180	1,322	1,463

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、事業の周知と会員数の増加に引き続き取り組むことを基本とします。

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

単位：人日（年間延べ利用者数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	7,050	6,988	6,902	6,842	6,762
②確保方策	就学前	2,935	2,890	2,853	2,817
	就学後	4,115	4,098	4,049	4,025
	合計	7,050	6,988	6,902	6,842

(11) 妊婦健康診査事業

【提供区域】

市全域を1つの提供区域とします。

【今後の方向性】

妊婦健康診査事業については、母子の健康保持、異常の早期発見のために医療機関等で健診を定期的に受診できるよう、今後も継続して実施します。

【量の見込みと確保方策】

<市全域>

単位：回

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	30,648	30,180	29,712	29,376	28,764
②確保方策	30,648	30,180	29,712	29,376	28,764

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【今後の方向性】

この事業は、低所得で生計が困難である保護者が、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の一部を補助する事業です。

平成27年度からの新規事業となりますので、計画策定時には明記していませんが、今後具体的な検討を行うこととします。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【今後の方向性】

この事業は、地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築する事業です。

平成27年度からの新規事業となりますので、計画策定時には明記していませんが、今後具体的な検討を行うこととします。

第6章 事業計画の推進体制

1 計画内容の周知

「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、奈良市全体で子ども・子育て支援に取り組むためには、市民や関係機関等も、子ども・子育て支援の重要性を共有した上で取り組みを進める必要があります。

そのため、本計画について、関係機関等への配布や設置、または概要版の配布やホームページ等での情報提供のほか、子育てに関連するイベントや講座等を利用するなど、より効果的な計画内容の広報・啓発に努めます。

2 市民や関係機関等との連携

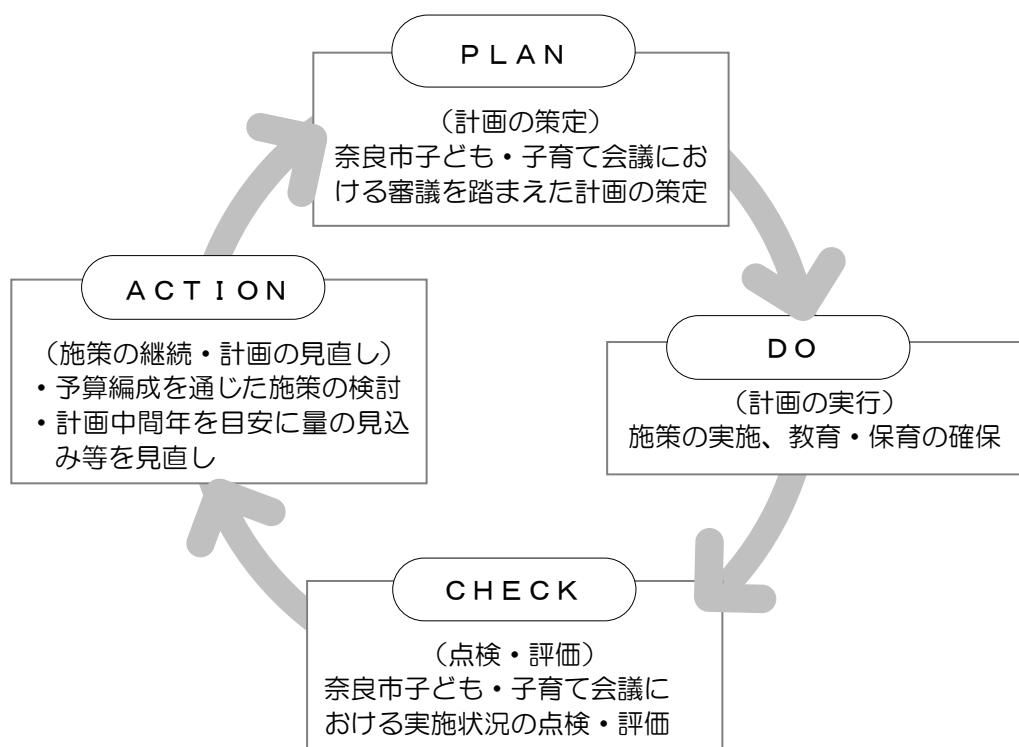
「子どもにやさしいまち」の実現に当たっては、行政の取り組みだけではなく、例えば、子育て中の保護者や子どもからも意見を聴きながら計画を進めていく等、家庭や地域をはじめ、子育てサークル、ボランティア、さらにNPO等の関係機関の協力が不可欠です。そのため、これらの個人・関係機関等の活動と連携しながら、引き続き地域の子育て支援を推進していきます。

3 計画の進捗管理

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCA サイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進することが重要です。

本計画の進捗状況については、「奈良市子ども・子育て会議」へ報告することとなります。この「奈良市子ども・子育て会議」は、子ども・子育て支援に関する学識経験者や関係機関の代表だけではなく、市民からの公募や教育・保育施設を利用する保護者のほか、企業の代表等で組織されており、本市の子ども・子育て支援に関する取り組みに対して、様々な視点から点検・評価が実施されます。また、その取り組みをホームページ等を通じて公開することにより、市民や関係機関等への周知に努めます。

なお、本計画における取り組みや量の見込み等は、社会情勢や国の今後の施策の展開状況のほか、本市における教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の動向を総合的に勘案したうえで、計画の中間年を目安として見直しを行うこととします。



資料編 参考資料

資料1 事業計画の策定体制と経過 91

- | | |
|-----------------------|----|
| 1 奈良市子ども・子育て会議の経過と概要 | 91 |
| 2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿 | 93 |
| 3 ニーズ調査・パブリックコメント等の実施 | 95 |

資料2 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況 97

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1 子ども・子育てに関する統計資料等 | 97 |
| 2 奈良市子育てに関するニーズ調査の結果（抜粋） | 110 |

資料3 事業計画に関する条例等 117

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例 | 117 |
| 2 奈良市子ども・子育て会議条例 | 123 |
| 3 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会設置要領 | 125 |

資料4 進捗管理事業一覧 127

1 奈良市子ども・子育て会議の経過と概要

本計画の策定に当たっては、学識経験者や教育・保育施設の運営者、子育て支援事業の関係者のほか、市民等で構成する「奈良市子ども・子育て会議」において審議を行い、本計画の方向性や施策体系、量の見込み等について、ご意見をいただきました。

また、本計画の施策体系や量の見込み等について、より具体的な審議を行うため、「奈良市子ども・子育て会議」の下部組織として「奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会」を設置し、検討を進めました。

(1) 奈良市子ども・子育て会議

回	開催日	概要
第1回	平成 25 年 5月 30 日	<ul style="list-style-type: none">・事業計画策定部会の設置について・子ども・子育て支援新制度について・奈良市の現状等について
第2回	平成 25 年 8月 30 日	<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援新制度と奈良市の取組状況について・部会の審議報告と奈良市版ニーズ調査票について
第3回	平成 25 年 12月 19 日	<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援新制度と奈良市の取組状況について・部会の審議報告について・ニーズ調査中間報告について
第4回	平成 26 年 2月 26 日	<ul style="list-style-type: none">・部会の審議報告について・ニーズ調査結果報告書（案）について
第5回	平成 26 年 5月 28 日	<ul style="list-style-type: none">・部会の審議報告について
第6回	平成 26 年 7月 14 日	<ul style="list-style-type: none">・部会の審議報告について
第7回	平成 26 年 11月 6日	<ul style="list-style-type: none">・部会の審議報告について・子ども・子育て支援事業計画素案の中間まとめ（案）について
第8回	平成 27 年 1月 26 日	<ul style="list-style-type: none">・意見募集結果の概要について
第9回	平成 27 年 3月 20 日	<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育て支援事業計画素案のまとめ（案）について

(2) 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会

回	開催日	概要
第1回	平成 25 年 8 月 9 日	・ニーズ調査項目の設計等について
第2回	平成 25 年 10 月 4 日	・ニーズ調査実施の報告について ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について ・子ども・子育て支援事業計画の構成の検討について
第3回	平成 26 年 1 月 31 日	・子ども・子育て支援事業計画の構成の検討について
第4回	平成 26 年 4 月 24 日	・教育・保育の提供区域の設定について ・量の見込みの算出について
第5回	平成 26 年 6 月 26 日	・量の見込みの算出について ・子ども・子育て支援事業計画素案の検討について
第6回	平成 26 年 8 月 8 日	・教育・保育の量の見込みと確保方策について ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について
第7回	平成 26 年 10 月 2 日	・子ども・子育て支援事業計画素案の検討について
第8回	平成 26 年 10 月 22 日	・子ども・子育て支援事業計画素案の中間まとめ（案）について
第9回	平成 27 年 2 月 5 日	・意見募集結果に対する本市の考え方（案）について ・子ども・子育て支援事業計画素案（概要版）について
第10回	平成 27 年 3 月 2 日	・子ども・子育て支援事業計画素案のまとめ（案）について

2 奈良市子ども・子育て会議委員名簿

(1) 奈良市子ども・子育て会議

(敬称略、力ナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	会長
2	岡田 和大	奈良市PTA連合会 会長	
3	岡本 聰子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
4	亀本 和也	奈良市保育園保護者会連絡協議会 副会長	
5	北岡 光代	公募委員	
6	栗本 恒子	公募委員	
7	杉山 時期子	奈良県私立幼稚園PTA連合会	
8	竹村 健	奈良市自治連合会	
9	西山 明彦	奈良市私立幼稚園協会 会長	
10	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	副会長
11	藤本 宣史	奈良市保育会 会長	
12	掘越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
13	横尾 典男	株式会社平井眞美館 総務課長	
14	和田 憲明	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 代表理事	

平成26年7月14日 現在

(2) 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会

(敬称略)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	大方 美香	大阪総合保育大学児童保育学部 教授	部会長
2	岡本 聰子	NPO法人ふらっとスペース金剛 代表理事	
3	北岡 光代	公募委員	
4	栗本 恭子	公募委員	
5	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	職務代理
6	掘越 紀香	奈良教育大学教育学部 准教授	
7	中川 昌美	奈良市子ども未来部 子ども政策課長	
8	岡崎 利彦	奈良市子ども未来部 こども園推進課長	
9	竹内 義朋	奈良市子ども未来部 保育所・幼稚園課長	
10	川尻 ひとみ	奈良市子ども未来部 子ども育成課長	
11	野儀 あけみ	奈良市子ども未来部 子育て相談課長	
12	嵯峨 伊佐子	奈良市保健所 健康増進課長	
13	石原 伸浩	奈良市教育委員会事務局 教育政策課長	
14	松田 義秀	奈良市教育委員会学校教育部 地域教育課長	

平成 26 年 4 月 24 日 現在

3 ニーズ調査・パブリックコメント等の実施

(1) 奈良市子育てに関するニーズ調査の実施

本計画の策定や本市の子ども・子育て支援施策に関する基礎資料を得るため、「奈良市子育てに関するニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

① 調査対象

市内の就学前児童（0～5歳）の保護者から3,000人、小学生（1～6年生）の保護者から2,000人、合計5,000人を無作為に抽出しました。

② 調査期間・方法

平成25年9月27日から平成25年10月17日までを期間とし、郵送による配布、回収を行いました。

③ 回収状況

区分	配布数	有効回答数	有効回答率
0～2歳児	1,500通	908通	60.5%
3～5歳児	1,500通	815通	54.3%
小学生	2,000通	1,151通	57.6%

(2) パブリックコメントの実施

計画素案を市のホームページに公表したほか、市役所、各出張所・行政センターでの配布、関係機関への周知を行い、素案に対するご意見を募集しました。

① 募集期間

平成26年12月1日から平成26年12月26日まで

② 募集結果

市民等のみなさんから15通、28件のご意見をいただきました。

（FAX：11通、メール：1通、ホームページ：2通、持参：1通）

(3) フォーラムの開催

平成27年4月から「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」が施行することから、本市ではこの条例の理念を踏まえ、子ども・子育て支援新制度を本格施行させる等により、本市が子どもと子育てにやさしいまちづくりを進めていくことを広く周知することを目的として、「奈良市子どもと子育てにやさしいまちづくりフォーラム」を開催しました。

1 日 時 平成27年3月1日（日）午後1時から午後4時

2 会 場 奈良県文化会館

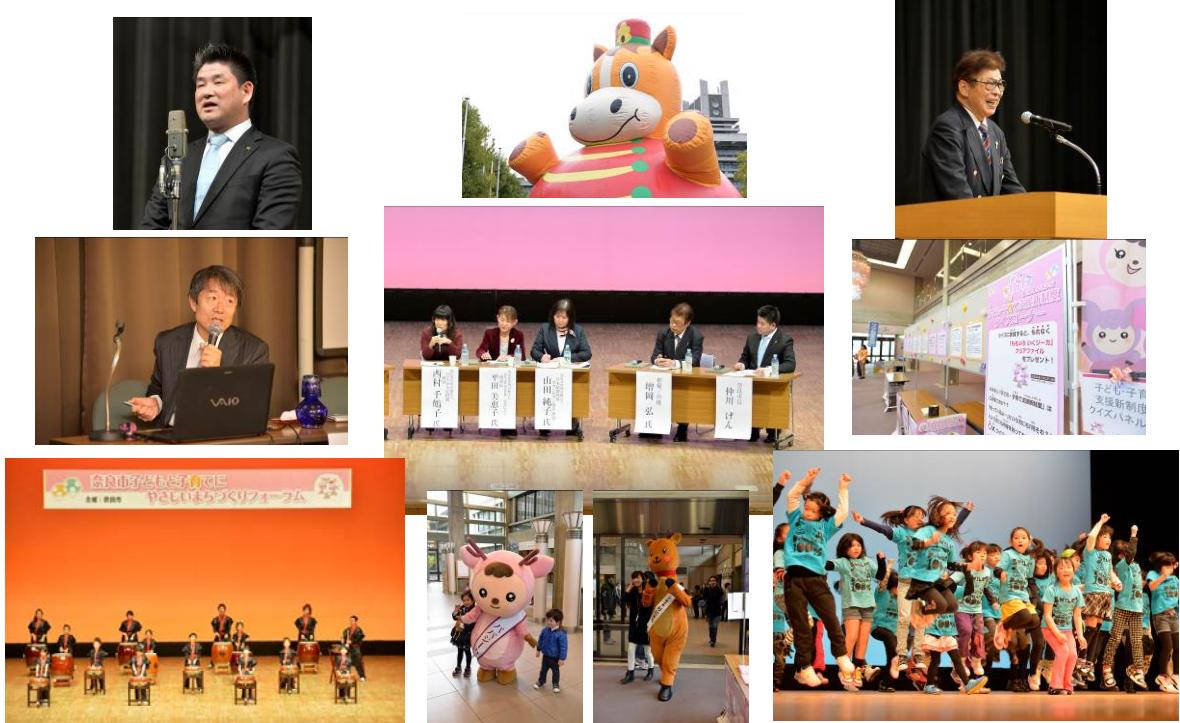
3 参加者 900名

4 内 容 ①講演 「サザエさん一家にみる子どもと子育てにやさしいまち」

講師 増岡 弘 氏（俳優／声優「サザエさん」のマスコット役他）

②パネルディスカッション 「こんなまちで結婚し子育てをしたい」

③子ども・子育て支援新制度の紹介、子どもと子育てに関するNPO活動紹介、子どもの医療講演等



資料 2

奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況

1 子ども・子育てに関する統計資料等

(1) 少子化の進行

① 人口・年齢3区分別の人口

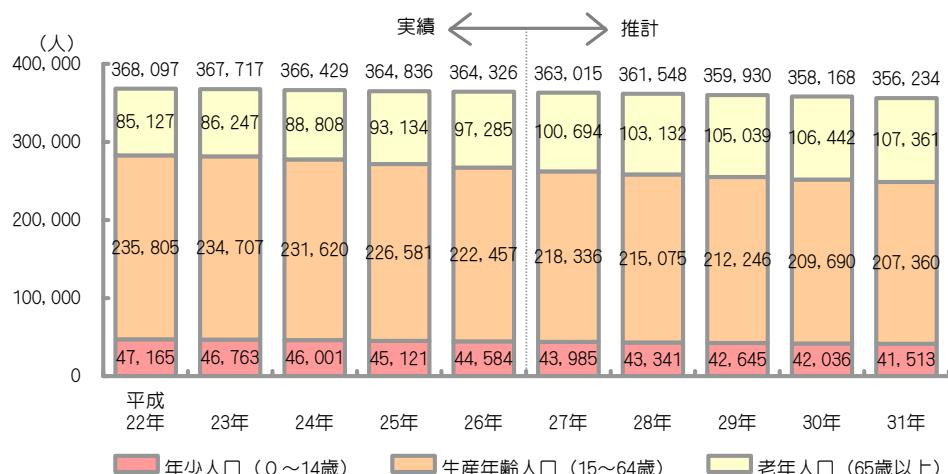
ア 人口の推移

本市の人口は、平成 22 年の 368,097 人以降徐々に減少しており、平成 26 年には 364,326 人となっています。

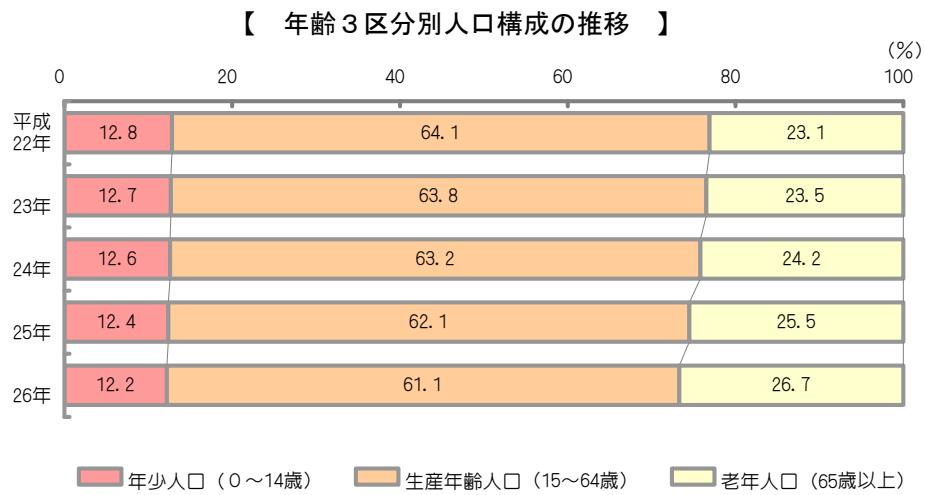
人口を、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、老人人口（65 歳以上）の年齢3区分でみると、年少人口は減少傾向が続いているが、平成 26 年には 44,584 人となっています。一方、老人人口は増加傾向にあり、平成 26 年には 97,285 人となっています。人口推計でも、年少人口の減少、老人人口の増加は続くと予想されています。

年齢3区分別の割合をみても、年少人口は平成 22 年では全体に対し 12.8%でしたが、平成 26 年には 12.2%に減少しています。それに対し、老人人口は平成 22 年では総人口の 23.1%であったのが、平成 26 年には 26.7%となっており、本市においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

【 年齢3区分別の人口の推移 】



資料：住民基本台帳（各年 4月 1日）

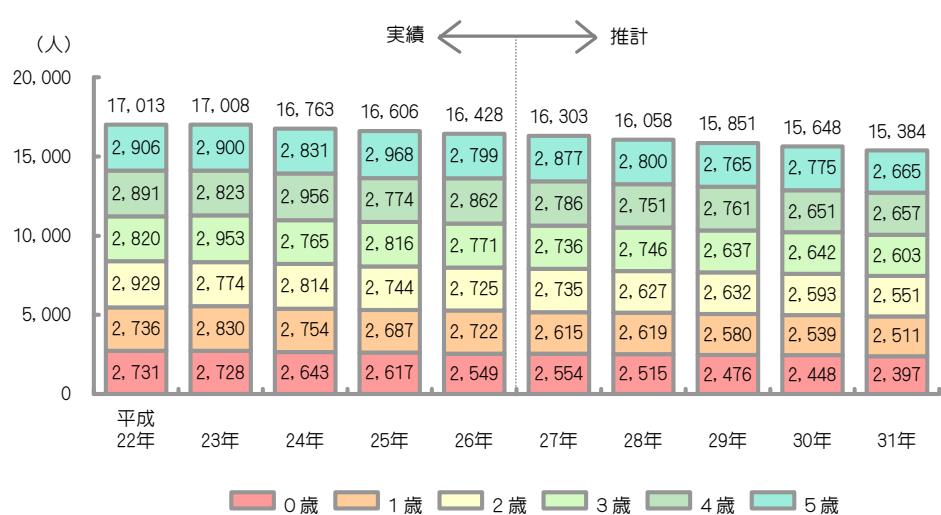


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

② 子どもの人口

年齢別就学前児童数も減少傾向が続いているおり、平成26年では16,428人と、平成22年からの4年間で約600人減少していることからも、少子化の進行がうかがえます。

【 年齢別就学前児童数の推移 】

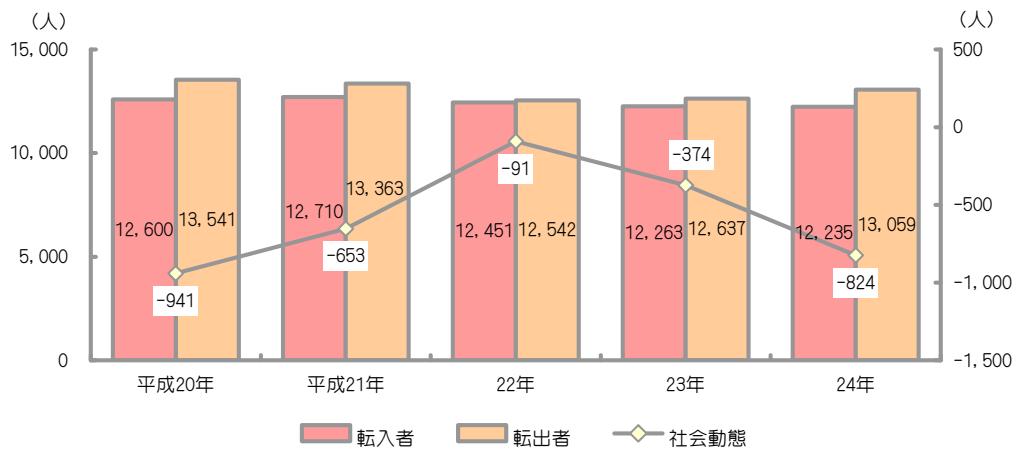


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

③ 社会動態

本市の社会動態をみると、平成 20 年以降、社会減（転出数が転入数を上回る状態）が続いており、平成 24 年では 800 人以上の減少がみられます。

【 社会動態の推移 】



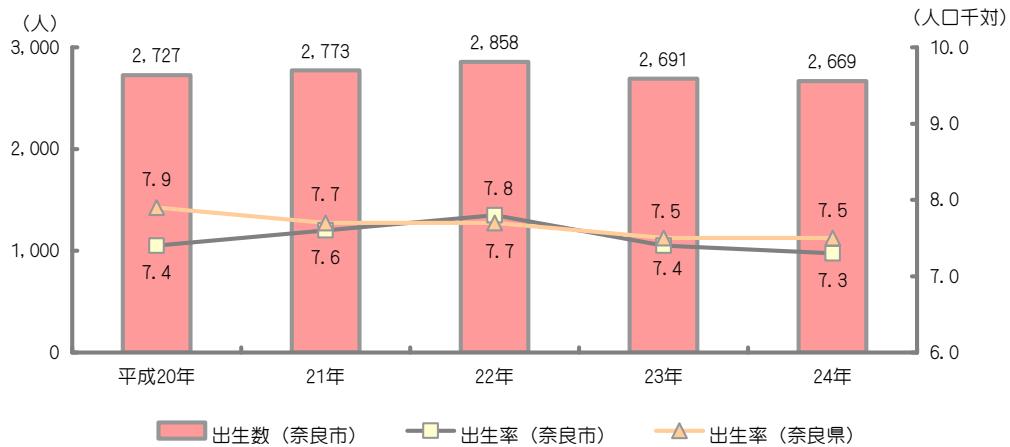
資料：市民課、奈良市保健所保健総務課

(2) 出生の動向

① 出生数

本市の出生数は、平成 20 年に減少し、その後増加したものの、平成 23 年に再度減少しています。同様に、出生率も増減を繰り返しています。奈良県の出生率と比較すると、平成 22 年を除き、県よりも低くなっています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



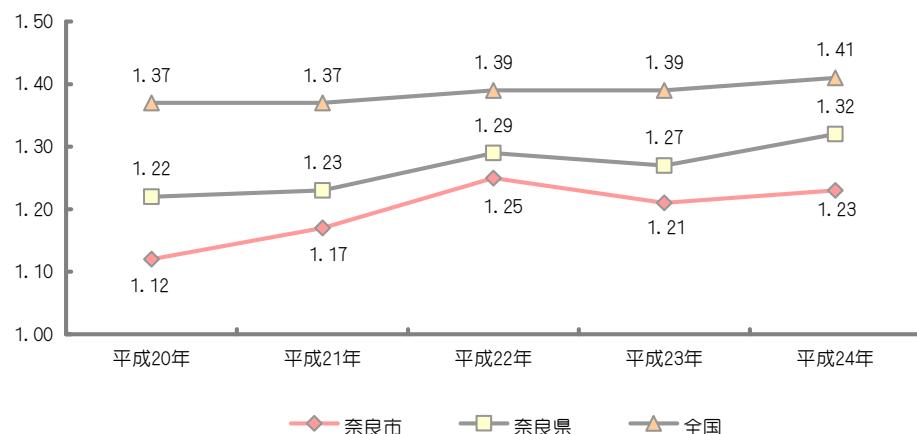
資料：奈良市保健所事業概況

② 合計特殊出生率*

本市の合計特殊出生率は、増減を繰り返し、平成 20 年から平成 22 年にかけて上昇し、平成 23 年に減少した後、平成 24 年に若干増加し、1.23 となっています。

また、奈良県及び全国と比較すると、本市の合計特殊出生率は奈良県・全国平均を下回って推移しており、平成 22 年以降は県・国との差も大きくなる傾向がみられます。

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：奈良市保健所事業概況

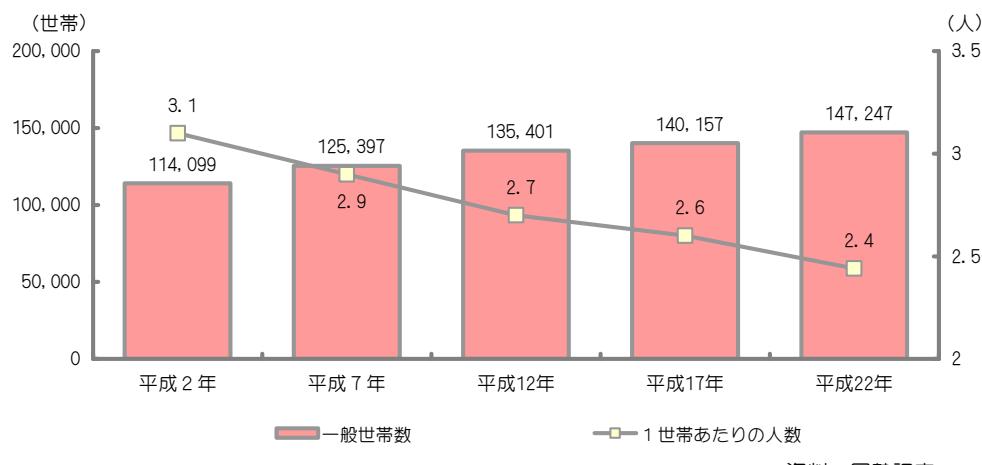
*合計特殊出生率：15 歳から 49 歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

（3）世帯の動向

① 一般世帯数・一世帯あたりの人数

本市の一般世帯数は、人口の減少傾向に反して増加しており、平成 22 年には 147,247 世帯と、平成 2 年から 33,148 世帯増加しています。それに伴い、一世帯あたりの人数は減少傾向が続いており、平成 22 年には 2.4 人となっています。

【 一般世帯数・一世帯あたり人数の推移 】

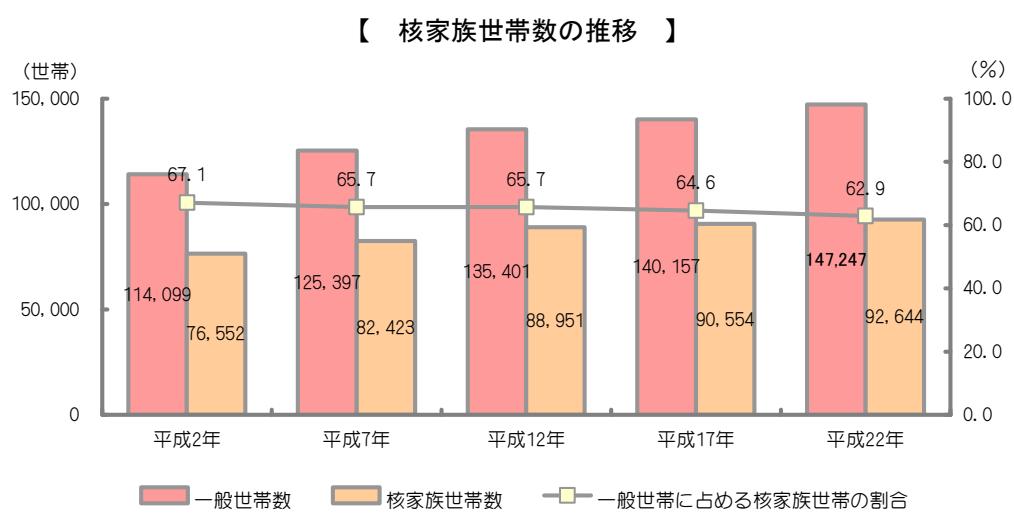


資料：国勢調査

② 核家族世帯の動向

ア 核家族世帯数等の推移

平成2年から平成22年の20年間で、一般世帯数は約1.3倍に増加しています。また、核家族世帯数も20年間で約1.2倍となっています。もっとも、核家族世帯が一般世帯に占める割合は減少傾向がみられます。

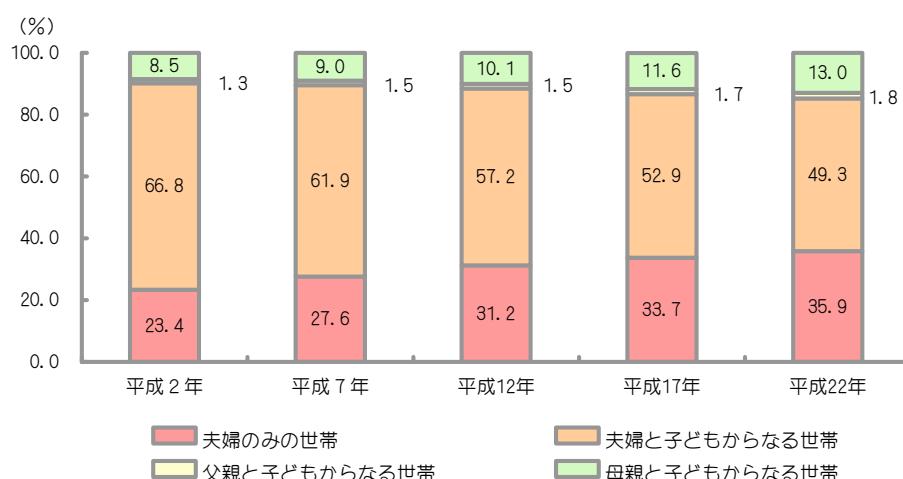


資料：国勢調査

イ 核家族世帯の内訳

核家族世帯の内訳をみると、平成2年以降、子どものいる世帯（夫婦のみの世帯を除く核家族世帯）の割合は減少しており、平成2年からの20年で12.5ポイント減少しています。もっとも、母親と子どもからなる世帯では増加傾向がみられます。

【 核家族世帯の内訳 】



資料：国勢調査

(4) 働く女性の状況

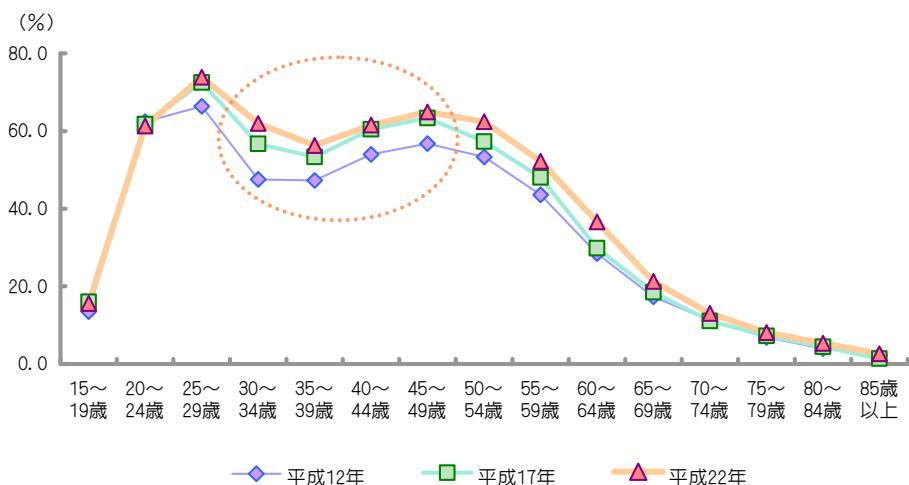
① 年齢別女性の労働力

ア 年齢階級別労働力率

本市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、25歳以降の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

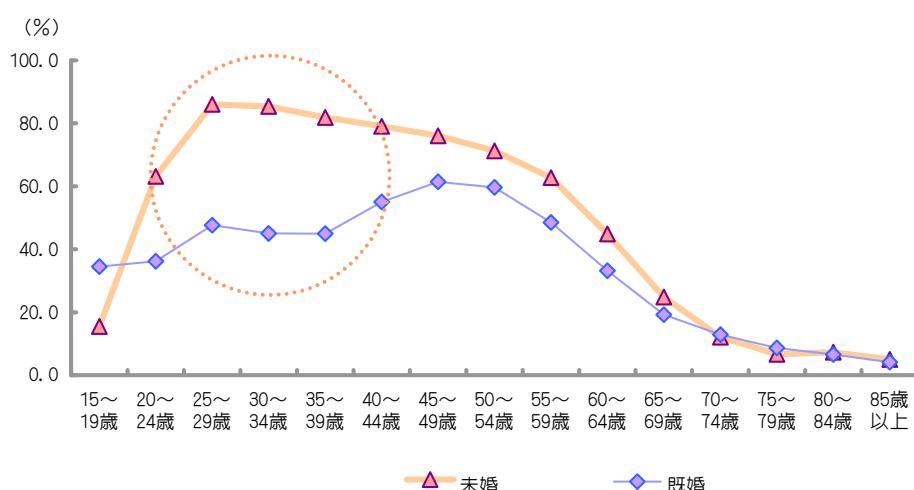
未婚・既婚別でみると、20代から30代においては、未婚に比べ既婚の労働力率が低くなっています。特に25～39歳で約40ポイントの差がみられます。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成 22 年）】

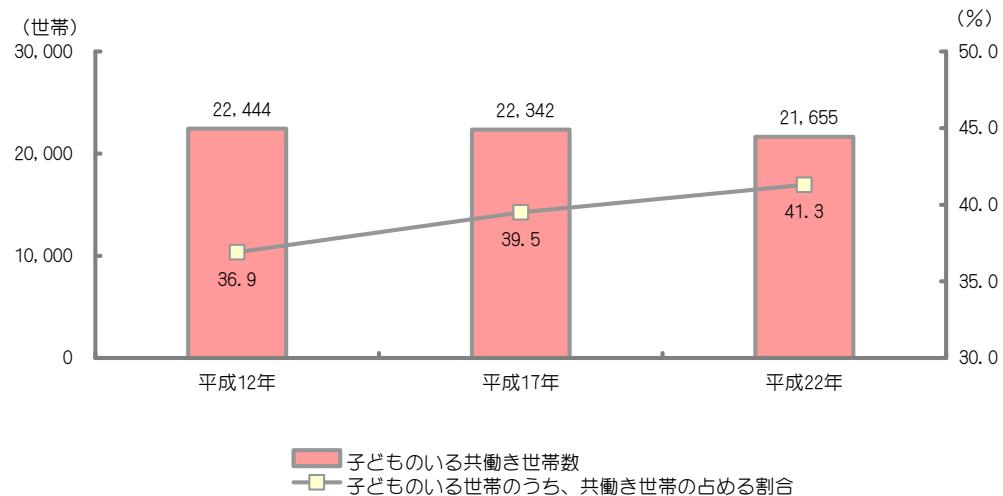


資料：国勢調査

イ 共働き世帯の状況

子どものいる共働き世帯数をみると、大きな変動はなく、約 22,000 世帯で推移しています。しかし、子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は増加しており、平成 12 年から平成 22 年の 10 年間で 4.4 ポイント増加しています。

【 共働き世帯の状況 】



資料：国勢調査

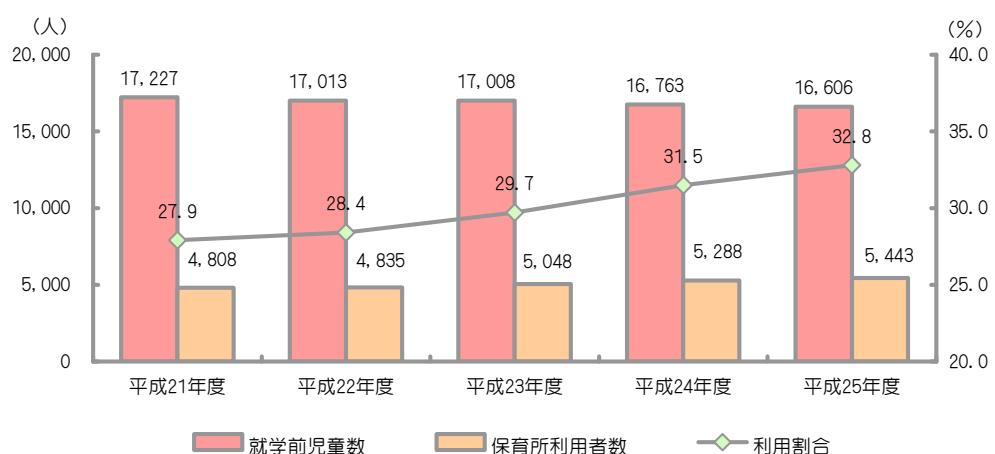
(5) 保育サービスの状況

① 保育所の状況

ア 就学前児童数と保育所利用者数の推移

就学前児童数は、年々減少しています。しかし、保育所利用者数は年々増加しており、利用割合も上昇傾向が続いている。

【 就学前児童数と保育所利用者数の推移 】

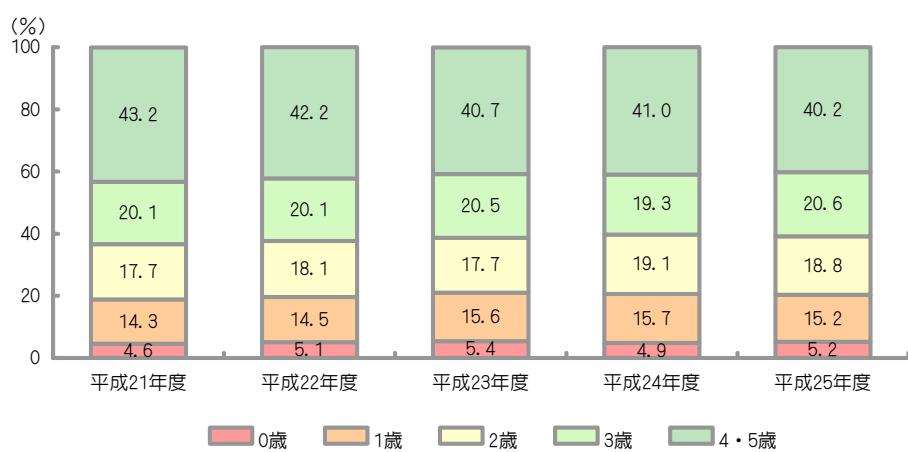


資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年度4月1日）
保育所利用者数：府内資料（各年度4月1日）

イ 保育所利用者の年齢別構成割合

保育所利用者の年齢別構成割合をみると、0～2歳児の割合がゆるやかに増加しています。

【 保育所利用者の年齢別構成割合 】

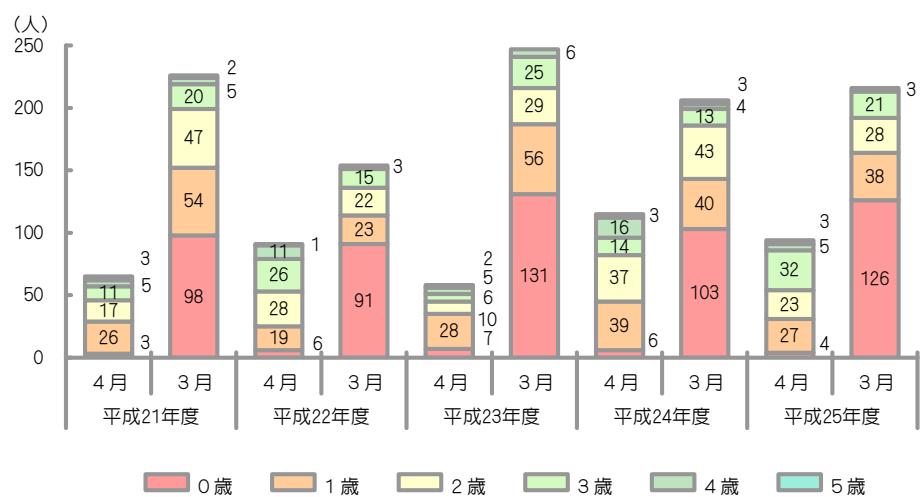


資料：府内資料（各年度4月1日）

ウ 待機児童数

本市の年齢別待機児童数の推移をみると、4月1日時点での待機児童数は、増減を繰り返しています。また、3月1日時点での待機児童数は、0歳児で特に多く100人前後で推移しています。

【 待機児童数の推移 】



※国基準による算定

資料：府内資料（各年度4月1日または3月1日）

② 特別保育事業の実施状況

ア 延長保育事業

本市の延長保育事業の利用状況をみると、実施園数が増加するとともに、利用人数も増加傾向にあります。

【 延長保育事業の利用状況 】

項目	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施園数	16園	19園	22園	22園	23園
延べ利用人数	71,115人	75,935人	80,831人	91,410人	88,017人

資料：府内資料

イ 一時預かり事業

本市の一時預かり事業の利用状況をみると、実施園（全て認可保育所）数が増加するとともに、利用人数も増加傾向にあります。

【 一時預かり事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	7 園	7 園	8 園	8 園	9 園
延べ利用人数	7,934 人	8,821 人	8,855 人	9,610 人	9,285 人

資料：府内資料

ウ 休日保育事業

本市の休日保育事業の利用状況をみると、実施園数は5年間変わっていませんが、延べ利用人数は増加傾向にあります。

【 休日保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	2 園	2 園	2 園	2 園	2 園
延べ利用人数	386 人	468 人	390 人	495 人	501 人

資料：府内資料

工 病児保育事業

本市の病児保育事業の利用状況をみると、平成 24 年度から平成 25 年度で、実施箇所数が 2 園に増加するとともに、病児保育の利用者数については急増しています。平成 25 年度では、前年の倍以上の 573 人となっています。

【 病児保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	—	—	—	1 園	2 園
延べ利用人数	—	—	—	231 人	573 人

資料：府内資料

才 病後児保育事業

本市の病後児保育事業の利用状況をみると、平成 25 年度から実施園数が 2 園に増えていますが、利用人数の急増は見られません。延べ利用人数は平成 23 年度の 270 人から、減少傾向にあります。

【 病後児保育事業の利用状況 】

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施園数	1 園	1 園	1 園	1 園	2 園
延べ利用人数	268 人	222 人	270 人	195 人	181 人

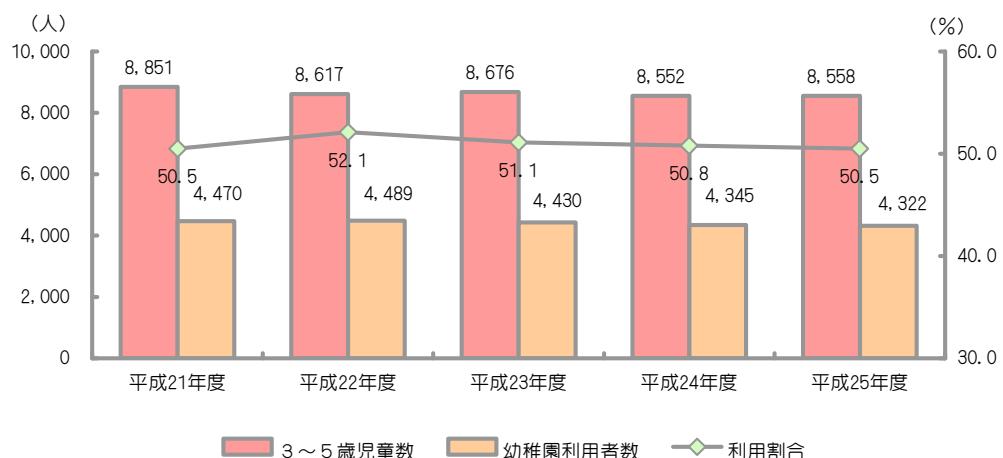
資料：府内資料

(6) 幼稚園の状況

① 3～5歳児数と幼稚園利用者数

3～5歳児数は平成23年度以降ゆるやかに減少しています。それに伴い、幼稚園利用者数もゆるやかに減少しています。また、3～5歳児に占める幼稚園の利用割合も、平成22年度以降徐々に減少しています。

【 3～5歳児数と幼稚園利用者数 】



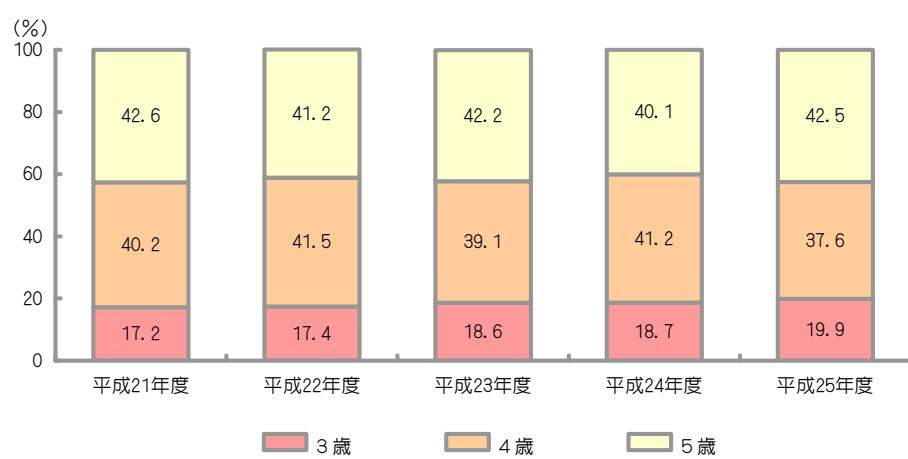
資料：就学前児童数：住民基本台帳（各年度4月1日）

幼稚園利用者数：奈良県学校基本数一覧（各年度5月1日）

② 幼稚園利用者の年齢別構成割合

幼稚園利用者の年齢別構成割合をみると、3歳児の割合が増加しています。

【 幼稚園利用者の年齢別構成割合 】



資料：奈良県学校基本数一覧（各年度5月1日）

(7) バンビーホーム（放課後児童クラブ）の状況

本市では、バンビーホーム（放課後児童クラブ）を合計 46 か所で開設しています。登録児童数は平成 22 年度から 24 年度には減少傾向にあったものの、その後増加に転じ、平成 26 年度には 2,800 人を超えています。特に、1 年生の登録児童数の増加が目立っています。

【 バンビーホーム（放課後児童クラブ）登録児童数の推移 】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
箇所数		42 か所	42 か所	42 か所	44 か所	46 か所
登録人数	1 年生	744 人	754 人	735 人	799 人	837 人
	2 年生	699 人	700 人	699 人	669 人	748 人
	3 年生	583 人	571 人	538 人	564 人	577 人
	4 年生	413 人	370 人	368 人	380 人	369 人
	5 年生	220 人	227 人	201 人	202 人	209 人
	6 年生	109 人	117 人	126 人	122 人	119 人
	合計	2,768 人	2,739 人	2,667 人	2,736 人	2,859 人

資料：府内資料（各年度 5 月 1 日）

2 奈良市子育てに関するニーズ調査の結果（抜粋）

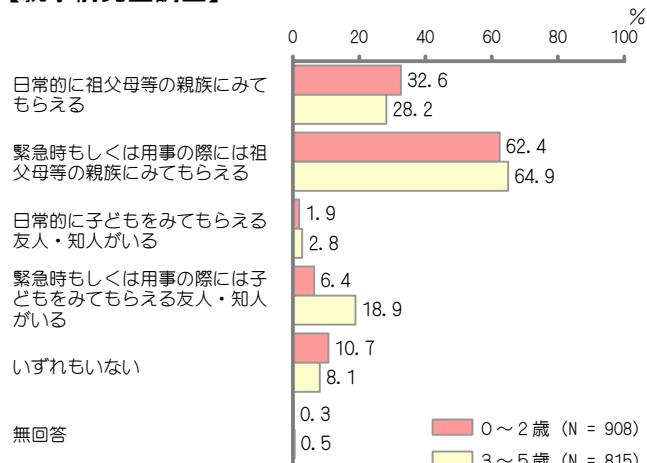
- 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（%）で示してあります。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことと、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。

（1）お子さんとご家族の状況について

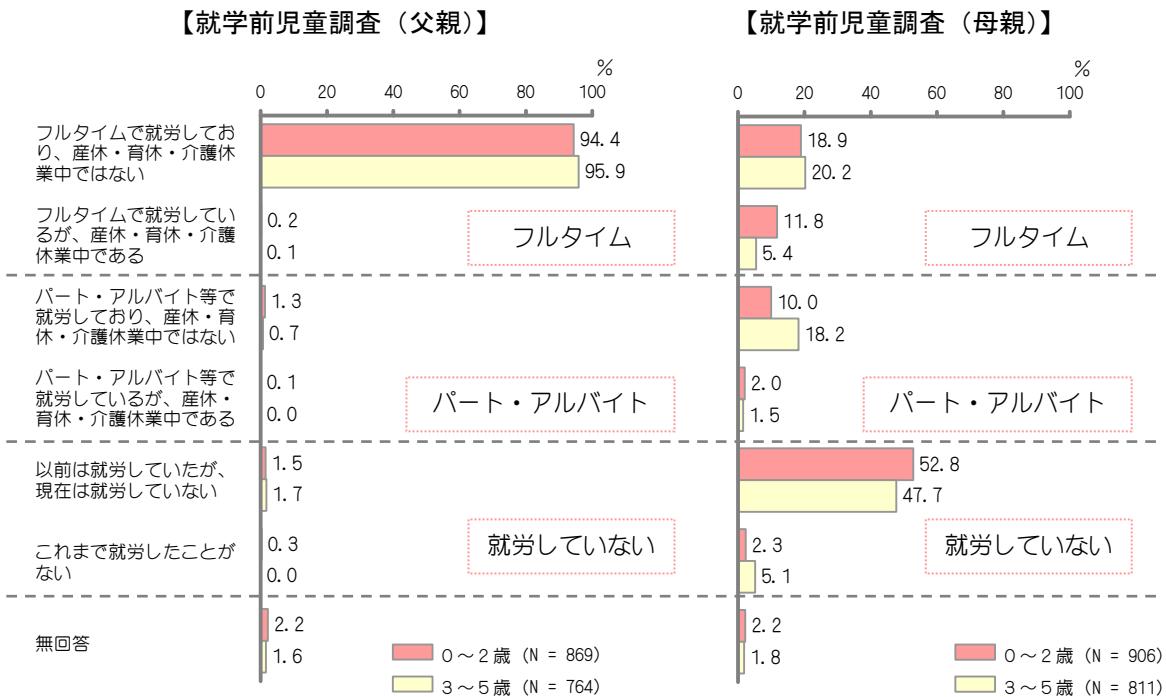
① 子どもをみてもらえる親族・知人

- 0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者とともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が高く、6割を超えています。
- 一方、みてもらえない親族・知人の「いすれもない人が約1割となっています。

【就学前児童調査】

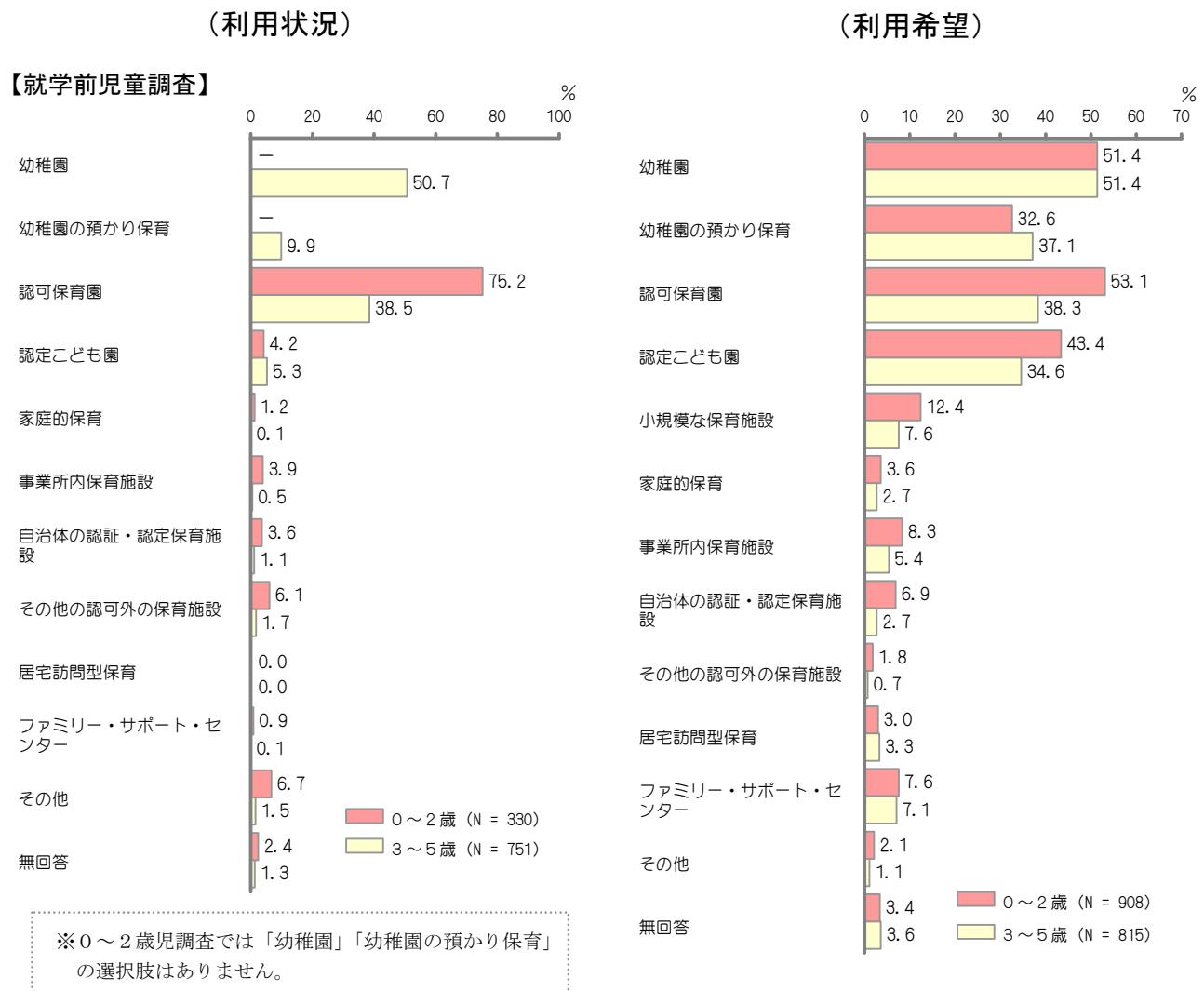


② 保護者の就労状況



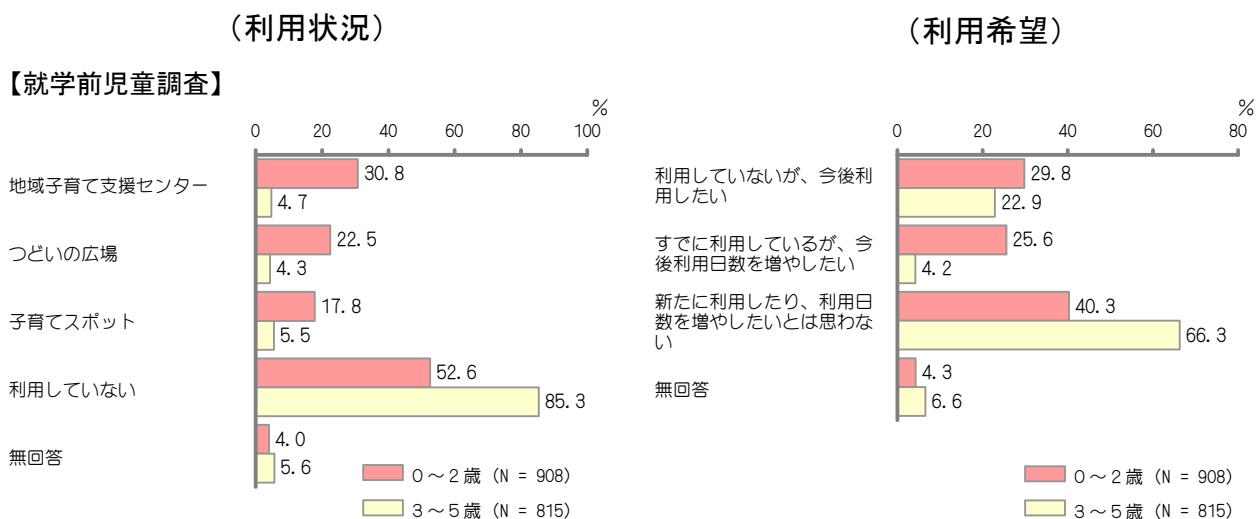
- ・父親については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに9割以上が“フルタイム”と回答しています。
- ・母親については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに約5割の人が“就労していない”と回答しています。また、0～2歳児の保護者では、休業中の人もあわせると約3割の人が、3～5歳児の保護者でも2割を超える人が“フルタイム”と回答しています。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について



- 利用している教育・保育事業の内訳は、0～2歳児では、「認可保育園」が75.2%と最も高くなっています。3～5歳児では、「幼稚園」が50.7%、「認可保育園」が38.5%となっています。
- 現在、利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したい平日の教育・保育の事業については、0～2歳児では「認可保育園」「幼稚園」の割合が高く、5割を超えていました。3～5歳児では、「幼稚園」の割合が51.4%と最も高くなっています。
- 0～2歳児、3～5歳児ともに「幼稚園の預かり保育」の割合が3割を超えています。
- 0～2歳児では、3～5歳児よりも「認定こども園」の割合が高くなっています。

(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

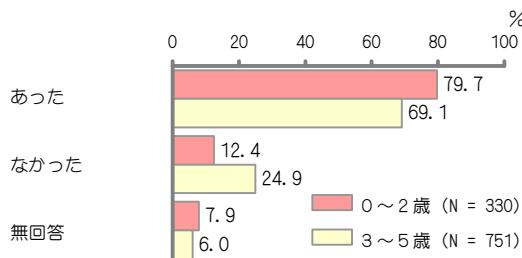


- ・0～2歳児の保護者では、「地域子育て支援センター」を利用している人が約3割、「つどいの広場」「子育てスポット」を利用している人が約2割となっています。
- ・一方、3～5歳児の保護者では「利用していない」の割合が8割を超えています。
- ・0～2歳児の保護者では「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」をあわせた割合が5割を超えてています。
- ・一方、3～5歳児の保護者では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が高く、約7割にのぼっています。

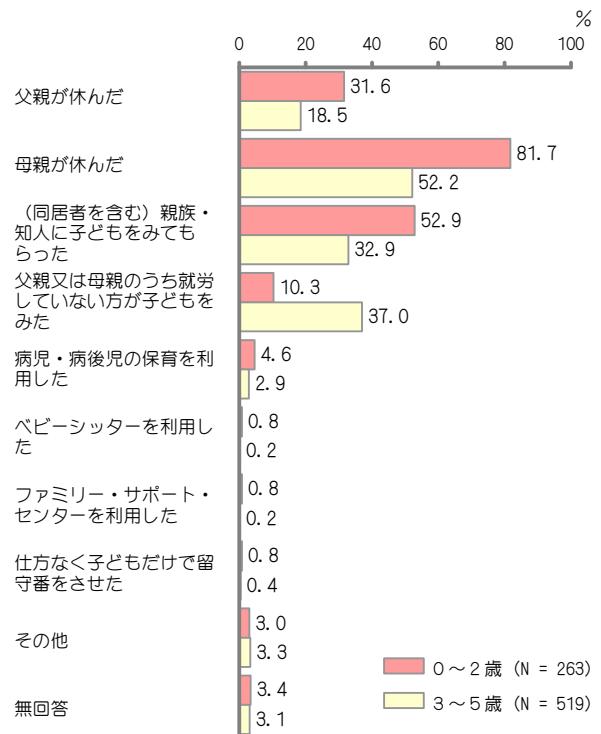
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】

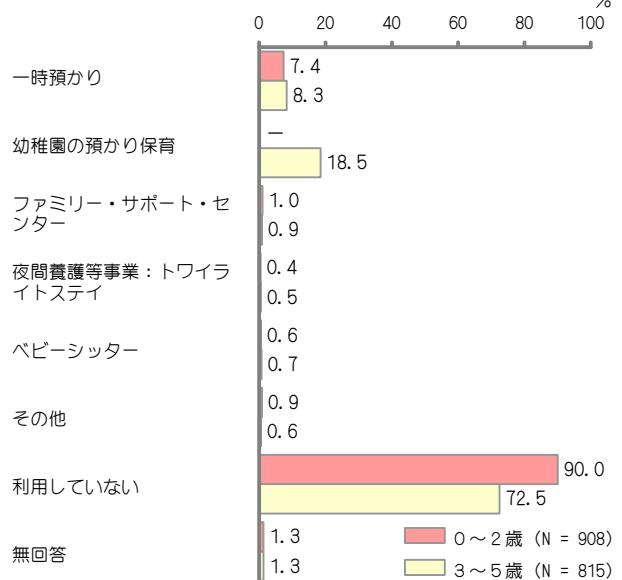


- 平日に教育・保育事業を定期的に利用している人のうち、1年間に、子どもの病気やケガで事業が利用できなかったことが「あった」人が、0～2歳児の保護者では約8割、3～5歳児の保護者では約7割となっています。
- 対処方法については、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者ともに「母親が休んだ」の割合が最も高くなっています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

- 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについては、0～2歳児の保護者、3～5歳児の保護者とともに「利用していない」の割合が最も高く、特に0～2歳児の保護者では9割となっています。

【就学前児童調査】

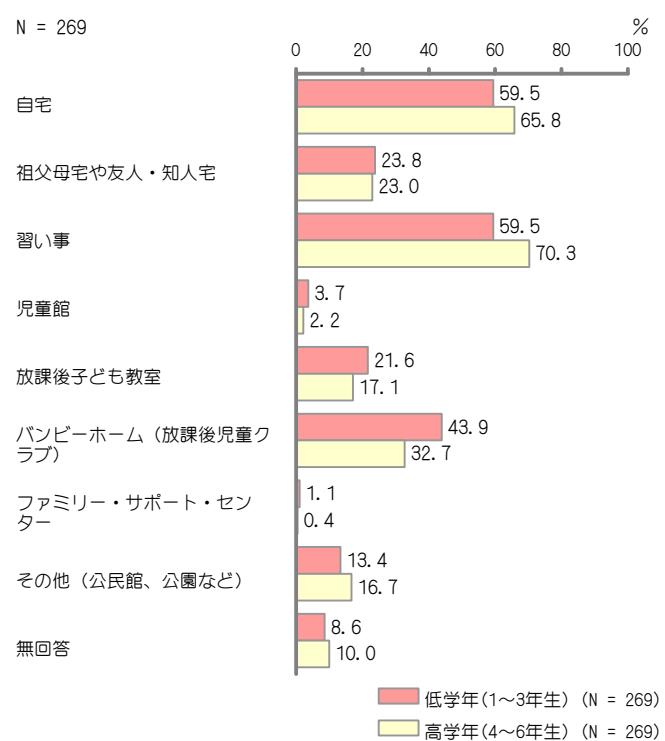


(5) 小学校入学後の放課後の過ごさせ方について

① 就学前児童の保護者の小学校入学後の希望

- 子どもの小学校入学後、子どもに放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」「習い事」の割合が最も高く、次いで「パンビーホーム（放課後児童クラブ）」となっています。
- 高学年（4～6年生）では、「習い事」の割合が高くなり、約7割となっています。また、「パンビーホーム（放課後児童クラブ）」の割合が、低学年に比べ低くなっています。

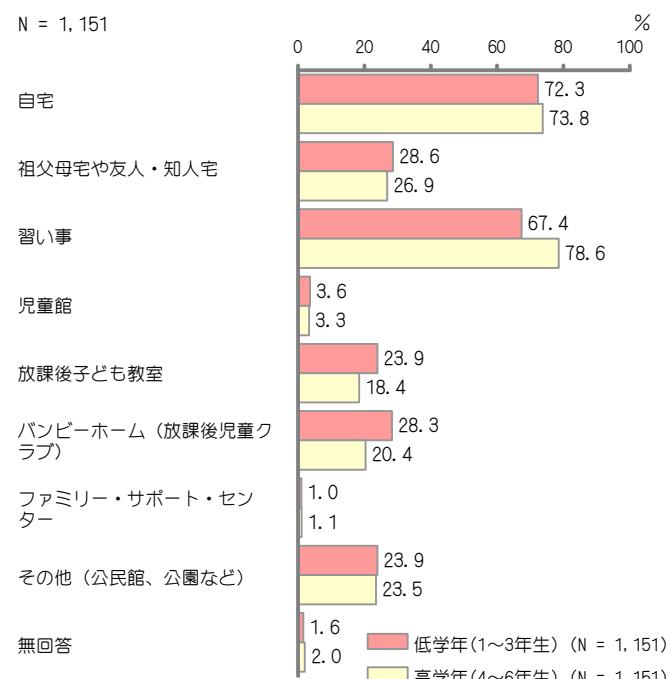
【就学前児童調査（5歳児の保護者のみ）】



② 小学生の保護者の希望

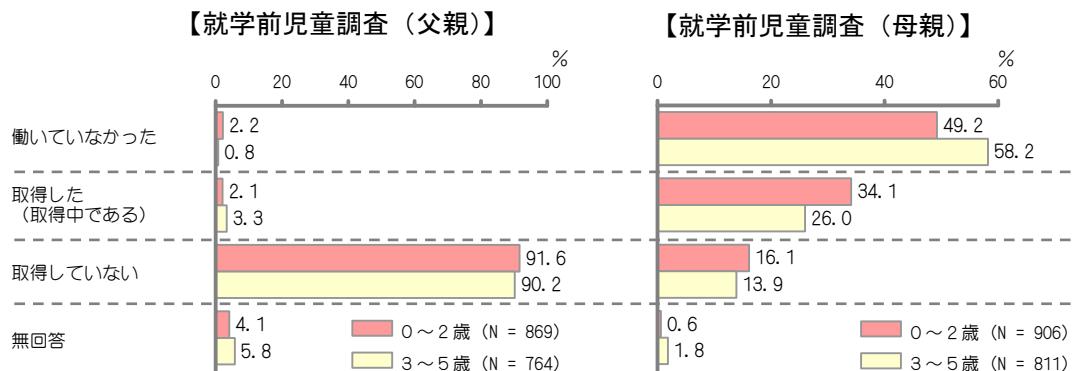
- 子どもに、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、低学年のうち、「自宅」の割合が最も高く、次いで「習い事」となっています。
- 高学年になってからは、「習い事」の割合が高くなり、約8割となっています。

【小学生調査】



(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

① 育児休業の取得状況

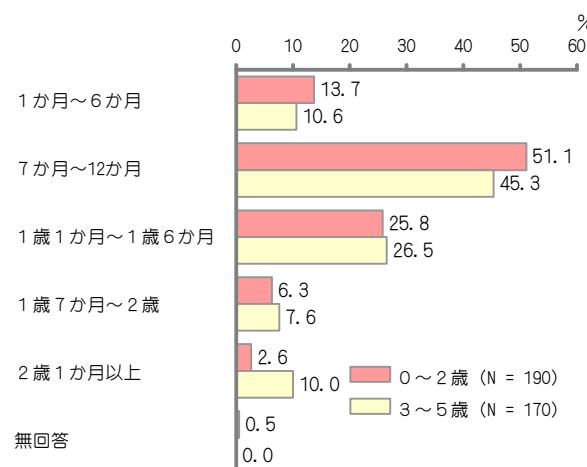


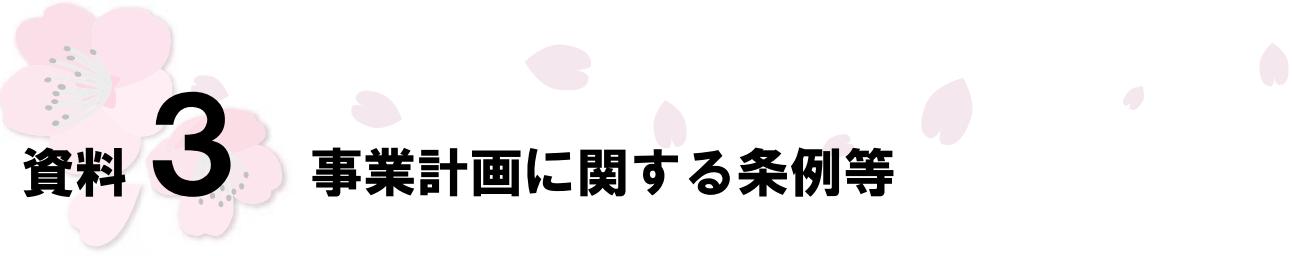
- ・父親では、0～2歳児の父親、3～5歳児の父親ともに「取得していない」の割合が約9割となっています。
- ・母親では、「取得した（取得中である）」人の割合が、0～2歳児の母親では34.1%、3～5歳児の母親では26.0%となっています。

② 職場に復帰したときの子どもの年齢

- ・0～2歳児の母親、3～5歳児の母親とともに、「1か月～6か月」と「7か月～12か月」をあわせた“12か月までに復帰した人”的割合が高く、特に0～2歳児の保護者で6割を超えてています。

【就学前児童調査（母親）】





資料 3 事業計画に関する条例等

1 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例

(平成26年12月25日条例第51号)

奈良市は、悠久の歴史の中で、美しい自然や古くから受け継がれる多くの文化を守り伝えてきたまちです。

私たちは、このまちがそうした美しい自然や文化を大切にするとともに、奈良市の未来をひらく子どもたちが、今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していくけるような、子どもにやさしいまちであってほしいと願っています。

こうした子どもにやさしいまちは、子どもだけにやさしいまちではなく、奈良市に住み、訪れる全ての人にとってやさしいまちへとつながっていきます。

子どもは、生まれながらにして、成長していく力とともに、周囲に対して自ら働きかけようとする力を持っています。そして、子どもには、人と人とのつなぐ力や、まちを明るくする力があります。こうした力を発揮するには、子どもが安心して暮らせる環境が大切です。奈良市は、この条例を作る上で、子どもの声を聴くための様々な取組を行いました。その中で、「気持ちや意見を聞いてほしい」、「意見を言う場がほしい」、「大人と一緒に奈良をよくしたい」といった多くの声がありました。私たちはそのような子どもの意見表明や参加がまちづくりにとって大切なものであるとともに、子どもが地域への愛着を育み、将来のこのまちを担う大人へと成長していく上でも必要なことだと考えます。

私たちは、日本国憲法と児童の権利に関する条約の理念に基づき、一人一人の子どもにとって何が最善かを常に考え、子どもが一人の市民として尊重され、大人と子どもがパートナーとして、子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目指して、ここに、この条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、奈良市が子どもにやさしいまちづくりを進める上で、その基本となる理念及び具体化の方向について定めることにより、奈良市の子どもたちが今を幸せに生きることができ、将来に夢と希望をもって成長していくようにし、及び子ども参加によって大人とともにまちづくりを進めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 子どもにやさしいまちづくりを実現するための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもが権利の主体として尊重されることを全ての取組の基礎とすること。
- (2) 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもの成長及び発達に応じ、その思いや意見に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮すること。
- (3) 子どもにやさしいまちづくりを進めることは、子どもだけでなく、奈良市に住み、又は訪れる全ての人にとってやさしいまちづくりにつながるという理念を取組の基礎とすること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子どもにやさしいまち 子どもの権利を尊重し、子どもが自立するための知識と経験を得られるよう子どもへの支援及び子育て支援に社会全体で取り組み、一人一人の子どもが安心して豊かに暮らすことのできるまちをいう。
- (2) 子ども 18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であると認められる者をいう。
- (3) 保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住する者若しくは勤務場所を有する者（第2号に規定する子どもを除く。）又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。
- (5) 子どもが育ち・学ぶ施設 市内の児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設その他これらに類する施設をいう。

(6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

第2章 子どもの大切な権利

(子どもにとって大切な権利の保障と他者の権利の尊重)

第4条 子どもは、この条例の基本理念にのっとり、子どもにとって大切な権利の保障を求めることができる。

2 子どもは、自分にとって大切な権利の保障を求めることができることと同様に他者の権利を尊重するよう努めるものとする。

第3章 大人等の役割

(共通の役割)

第5条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、連携し、及び協働するよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うものとする。

(1) 子どもを社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、子どもに関する施策を行うこと。

(2) 子どもに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じること。

(3) 保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行うこと。

(保護者の役割)

第7条 保護者は、家庭が子どもの成長に大きな役割を果たすことから、子どもの育成に対し第一義的な責任を有するものであって、子どもが健やかに育つよう努めるものとする。この場合において、保護者は、適宜、市に相談その他の支援を求めることができるものとする。

(地域住民の役割)

第8条 地域住民は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

(1) 子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会、歴史及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援すること。

(2) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪並びに事故から子どもを守るため、安全で安心な地域をつくること。

(3) 地域における取組の中において、子どもが多様な世代や子ども同士の交流及び様々な体験をすることができる機会を提供すること。

(子どもが育ち・学ぶ施設の関係者の役割)

第9条 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、子どもの育成における重要な役割を担っていることを認識し、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもが、心身ともに健やかに成長し、生きる力を身に付けること並びに能力及び可能性を最大限に伸ばすことができるよう支援すること。
- (2) 子どもが育ち・学ぶ施設が、子どもにとって、安全にかつ安心して育ち、又は学ぶことのできる場となるよう、保護者、地域住民等と連携協力して環境をつくること。
- (3) 虐待、いじめ、体罰等については、関係機関と連携協力し、未然防止、早期発見及び解決に向けた取組を行うこと。

(事業者の役割)

第10条 事業者は、子どもにやさしいまちづくりを進める上で、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることから、雇用する労働者が仕事と子育てを両立できるよう必要な職場環境の整備をすること。
- (2) 地域社会の一員として、子どもが育ち・学ぶ施設、地域、市等が行う子どもを健やかに育むための取組に協力すること。

第4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(子どもの意見表明及び参加の促進)

第11条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明や参加を促進するために、子どもの主体的な活動を奨励し、支援を行うよう努めるものとする。

- 2 市は、子どもに関する施策について、適切な情報を提供し、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 3 地域住民は、地域の活動及び行事等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、施設の行事や運営等について、子どもが意見表明や参加する機会を設けるよう努めるものとする。

(子ども会議)

第12条 市は、子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策について、子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を置くものとする。

2 子ども会議は、これに参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。この場合において、子ども会議は、その運営のために市に必要な支援を求めることができるるものとする。

3 子ども会議は、これに参加する子どもの意見をまとめ、市長に提出することができるものとする。

(子育て家庭への支援)

第13条 市は、保護者が安心して子育てをすることができるよう、子育て家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、保護者が子育てをしやすい環境づくりに努めるものとする。

(困難を有する子どもとその家庭に対する支援)

第14条 市、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、障害のある子ども、ひとり親家庭の子ども等、困難を有する子どもとその家庭に対し必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもへの虐待等に対する取組)

第15条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもへの虐待、いじめ、体罰等の予防と早期発見に努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、虐待、いじめ、体罰等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(有害・危険な環境からの保護)

第16条 市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者は、子どもを犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から守るために安全な環境づくりに努めるものとする。

2 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが犯罪、交通事故、災害の被害その他の子どもを取り巻く有害及び危険な環境から自分自身を守る力を育むために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(子どもの居場所・遊び場づくり)

第17条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

(相談体制)

第18条 市は、子どもが、自分自身、家庭及び学校並びに虐待、いじめ、体罰等について、直接に、かつ、安心して容易に相談することができるよう相談体制の充実を図るものとする。

2 市は、子どもからの相談内容に応じ、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者、事業者及びその他の関係機関と連携し、子どもの救済を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、市及び関係行政機関等の相談窓口の周知を図るものとする。

第5章 施策の推進

(計画及び検証)

第19条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）において定めるものとする。

2 市は、計画を策定したときは、これを公表するものとする。

3 この条例の運用状況及びこの条例の規定に基づく事業等の実施状況について、奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号）第1条に規定する奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）において定期的に検証するものとする。

4 会議は、前項の規定による検証の結果を市長に報告し、これを公表するものとする。

(体制整備)

第20条 市は、子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策に関して総合的な調整を行うための必要な体制を整備するものとする。

(広報及び啓発)

第21条 市は、この条例について、子ども、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 奈良市子ども・子育て会議条例

(平成25年3月28日条例第12号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、本市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議すること。
- 2 会議は、前項第3号に規定する重要事項に関し市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内で組織する。

- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員若干人を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 子どもの保護者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

子ども・子育て会議の委員	日額	10,000円
--------------	----	---------

附 則（平成26年10月3日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正法附則第9条の規定による改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により、奈良市子ども・子育て会議において調査審議を行うことができる。

3 奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会設置要領

(設置)

第1条 奈良市子ども・子育て会議条例（平成25年奈良市条例第12号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て支援事業計画の策定について協議するとともに、関連する課題を整理することを目的として、奈良市子ども・子育て会議事業計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 利用希望の調査に関すること
- (2) 子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に関すること
- (3) 子ども・子育て支援法第61条第3項の規定に関すること
- (4) 前3号のほか事業計画の策定に関連して検討を要すること

(構成)

第3条 部会の委員は、奈良市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）に属する委員並びに奈良市職員及び奈良市教育委員会事務局職員のうちから会議の会長が指名する。

(部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集等)

第5条 部会は部会長が招集し、部会長が議長となる。ただし、部会長が互選される前に招集する部会は、会議の会長が招集する。

- 2 部会は、部会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の議事に関係のある者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議への報告)

第7条 部会長は、部会の調査審議事項を会議に報告する。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(廃止)

第9条 部会は次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、廃止するものとする。

- (1) 第2条各号に定める事項の調査審議が終了したとき
- (2) 会議で部会廃止の決議がなされたとき
- (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月30日から施行する。

資料4 進捗管理事業一覧

(※本計画策定時の内容であり、本市の今後の取り組みの状況により変更となる可能性があります)

基本方針1 子どもがいきいきと心豊かに育つまちづくり

基本目標1. 子どもにとって大切な権利の保障

① 子どもの権利保障のための取り組みの推進

No	事業名	事業内容
1	子ども会議の設置	子どもの意見表明や参加を支援するための取り組みとして、子どもの自主的・自発的な運営による「子ども会議」を設置します。

基本目標2. 乳幼児期の教育・保育の充実

① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保

No	事業名	事業内容
2	教育・保育施設及び地域型保育事業の整備	待機児童解消や多様な教育・保育ニーズに対応するため、既存の教育・保育資源を活用するとともに、民間活力による教育・保育施設及び地域型保育事業等の整備を行います。
3	市立こども園の設置	「奈良市幼保再編基本計画」「奈良市幼保再編実施計画」に基づき、市立幼保施設の再編を進めながら、「市立こども園（幼保連携型認定こども園）」の設置を進めます。
4	幼稚園等の預かり保育	幼稚園や認定こども園の通常の教育時間外に、希望する園児を対象に預かり保育を実施し、保護者の子育てを支援します。
5	保育所等の延長保育	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、保育所や認定こども園等において認定された利用時間を超えた保育を実施し、就労世帯等の支援を図ります。
6	休日保育事業	保育所において、日曜・祝日などに就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。
7	夜間保育事業	保育所において、夜間に就労するため、保育を必要とする保護者の子どもを預かり保育します。

② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実

No	事業名	事業内容
8	保育所及び幼稚園等職員研修の推進	子どもの人権を十分配慮し、多様な教育・保育ニーズ及び子育て支援等のサービスに対応するため、保育所及び幼稚園、認定こども園に勤務する職員を対象に園内外の研修を実施し、資質向上を図ります。
9	保育所及び幼稚園等と小学校との連携の推進	中学校まで連携・接続した教育をめざし、保育所及び幼稚園、認定こども園から小学校への滑らかな接続を図るとともに、小学校との連携を推進します。
10	特別支援教育支援員の配置（幼稚園）	幼稚園に在園する特別な支援を要する児童に対して、必要な支援を提供することにより、他の児童を含めて行き届いた教育を提供するとともに、特別支援教育の充実を図ります。
11	公立保育所の充実	公立保育所においても、保育環境及び保育サービスの充実を図ることにより、子育てと仕事の両立支援をめざします。
12	保育所等における食育の推進	乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成など、心身の健全育成を図るため、保育所等で「食育カリキュラム」を作り、実施します。また、「奈良市立保育園・こども園食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、食物アレルギーのある園児に安全な給食を提供します。
13	民間保育所等運営費補助金	運営費補助金の交付により、保育サービスの内容の充実を図り、多様化する保育ニーズに応えることで、子育てと仕事の両立支援をめざします。
14	保育所等のサービス評価の実施	保育所等に第三者評価を導入し、保育サービスの質の向上を目的として、これまでに提供してきた保育内容や保育の質を、保護者や子どもの視点から見直し改善します。
15	私立幼稚園運営費補助金	運営費補助金の交付により、私立幼稚園の教育条件の維持向上と園児にかかる経済的負担の軽減を図り、幼稚園の経営の健全性を高めることで私立幼稚園の健全な発展を図ります。

基本目標3. 学齢期の教育・育成施策の充実

① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実

No	事業名	事業内容
16	人権教育推進のための副教材の配付	学校における人権教育の推進を図るため、副教材として人権教育テキスト「なまともに」を小・中・高等学校に配付し、活用を図っています。
17	地域で決める学校予算事業	中学校区を単位として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制をつくります。
18	世界遺産学習推進事業	世界遺産等の文化遺産や自然環境などを通じて、地域に対する誇りを育て、奈良で学んだことを誇らしげに語れる子どもを育成します。
19	フューチャースクール構想実証事業	タブレット端末等のICT機器を小学校・中学校に配備し、その活用を通して基礎学力の定着や学習意欲、コミュニケーション能力や課題解決力の向上を図ります。
20	地域に開かれた魅力ある学校・教育の推進（学校の自己評価）	各学校がその教育活動や学校運営の状況について自己評価を行い、成果や課題を明らかにして改善を進めるとともに、それを保護者や地域社会に公開することで、開かれた学校づくりを進めます。
21	学校評議員制度の推進	学校運営を地域に開かれた特色あるものにするため、学校評議員を設置します。校長は評議員に意見を求めながら、自主的・自立的な学校運営を推進します。
22	小学校での少人数学級の実施	少人数学級を実施し、よりきめ細かな指導を行うことにより、子どもの教育の充実を図ります。

No	事業名	事業内容
23	教職員研修の推進	奈良市教育センターを拠点とした研修と教員一人一人の指導力に応じた研修及び児童生徒の発達と学びの連続性をふまえた中学校区別の研修を実施し、教員の意識改革と指導力向上を目指します。
24	中学校給食実施事業	健康で安心、安全な食を提供するため、小学校に加え、中学校でも給食を実施します。

② 子どもの居場所や体験活動の充実

No	事業名	事業内容
25	放課後児童健全育成事業	保護者が就労などで扈間家庭にいない世帯の小学生を預かり、放課後児童健全育成事業施設内において、集団生活を体験させながら、健全育成を図ります。
26	放課後子ども教室推進事業	放課後等に小学校等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得てスポーツ等交流活動を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。
27	教育センター学習事業	教育センターのキッズ学びのフロアの設備を活用した体験教室等を開催することで、子どもたちの豊かな学びを保障し、創造性や探究心を育てます。
28	黒髪山キャンプファーリード管理運営	自然環境の中での野外活動やレクリエーション活動を通じて、青少年の心身の健全な育成を図ります。
29	児童館事業の充実	児童の健全育成とともに市民との協働による子育て支援の拠点としての事業を行い、より開かれた児童館をめざします。
30	スポーツ体験フェスティバルの開催	「体育の日」にちなんで、スポーツの裾野を拡大し、「見て、触れて、体験」することにより、子どもたちがスポーツに親しみ、取り組む足がかりとなる場を提供します。
31	スポーツ少年団の育成	スポーツ少年団事業として魅力ある本部事業を展開し、団への加入を促進することにより、子どもたちのスポーツの継続的な活動を促進します。
32	子どもを対象とした文化事業の実施	子どもたちが優れた芸術や伝統的な芸能等、文化に親しむ機会を設けます。
33	アウトリーチ活動の実施	学校教育との連携を図り、子どもたちが芸術文化に親しむ機会を充実させます。

③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

No	事業名	事業内容
34	教育相談業務の充実	教育センターに総合相談窓口を設け、カウンセラーを配置することで不登校などの教育に関する様々な相談の充実を図ります。
35	特別支援教育推進事業	特別支援教育の推進のため、専門の相談員を配置し、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人に応じた相談の充実を図ります。
36	すこやかテレフォン事業	青少年の健全育成を図るため、青少年の育成に関する相談業務を奈良「いのちの電話」協会に委託し、すこやかテレフォン相談室を設置し、専門の相談員が年中無休で電話による各種の相談業務を行います。
37	エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発事業	特に性行動が活発化する若年層を中心に、エイズや性感染症に関する正しい知識を持ち予防行動がとれるよう、学校、NPO団体等関係機関と協力しながら啓発事業を推進します。 また、感染不安のある方への相談や検査を行い、知識普及と感染予防への意識づけを行います。

No	事業名	事業内容
38	未成年の喫煙対策	たばこから子どもたちの健康を守るため、関係機関と協力しながら子どもおよび保護者への啓発を行います。
39	思春期保健対策 (性)	10代の望まない妊娠、性感染症の防止のために、思春期相談窓口を設けています。関係機関と協力しながら啓発活動等を行います。

基本方針2 子どもを安心して生み育てられるまちづくり

基本目標1. 子どもと子育て家庭の健康の確保

① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実

No	事業名	事業内容
40	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費助成金を交付することにより、医療保険が適用されず高額の医療費がかかる不妊治療費の一部を負担し、不妊に悩む夫婦の支援を行います。
41	母子健康手帳の交付	医療機関で妊娠判定を受け、妊娠届けを出されたら母子健康手帳を交付します。母子健康手帳は、妊娠出産の経過、お子さんの乳幼児健診、予防接種の記録等大切な成長記録となります。また、妊娠期からの健康づくりに関する情報を提供します。
42	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、未受診妊婦の解消を図るとともに、母体及び胎児の健康の保持・増進を図ります。
43	はじめてのママパパ教室/プレママのためのクッキング講座/マタニティー歯っぴいチェック（妊婦に対する健康教室）	妊婦とその家族に対して、妊娠・出産・育児、歯の健康・栄養についての必要な知識や技術を提供します。
44	妊産婦、新生児、未熟児訪問（保健指導事業）	妊産婦・新生児の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児などの相談を行うとともに、適切な指導を行います。 また未熟児については、保護者の育児不安が強く、早期に援助を必要とする対象者を医療機関等と連携しながら把握し支援します。
45	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する必要な情報提供等を行います。また、支援が必要な家庭に対しては助言を行い、乳児家庭の孤立化を防ぎ、保護者の育児不安等を軽減し、虐待の予防や子どもの健全育成を図ります。
46	4か月健康診査（乳児一般健康診査）	生後4か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。また、4か月健康診査を登録医療機関で受診することで、小児科医にかかる機会を提供し、かかりつけ小児科医を持つ保護者の割合を増やします。
47	10か月健康診査（乳児一般健康診査）	生後10か月の時点で医療機関において、子どもの身体発達・運動発達・栄養状態を診査し、疾病の早期発見・早期治療・早期療養および育児指導を行い、乳児の健康の保持・増進を図るとともに育児不安の軽減を図ります。
48	1歳7か月児健診、1歳7か月児歯科健診	1歳7か月児に対して健康診査を行い、疾病・障がい・発達の遅れ等を早期に発見し、適切な指導を行うとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。
49	3歳6か月児健診、3歳6か月児歯科健診	身体の発育および精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に対して健康診査を行い、運動機能・視聴覚発達などの障がいや疾病等を早期に発見し、適切な指導を行うことにより、障がい等の進行を未然に防止するとともに、むし歯の予防・発育・栄養・生活習慣、その他育児に関する指導を行い、子どもの心身の安らかな成長の促進と育児不安の軽減を図ります。

No	事業名	事業内容
50	フッ化物塗布事業	幼児のむし歯予防とかかりつけ歯科医をもつきっかけづくりのために、2歳のか月児の希望者に実施します。歯科健診と歯みがき指導も併せて実施します。
51	乳幼児予防接種事業	<p>子どもを感染症から守るため、予防接種を実施します。 <個別接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒブ感染症(生後2か月～5歳未満) ・小児肺炎球菌感染症(生後2か月～5歳未満) ・BCG(生後3～12か月未満) ・4種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・三種混合(生後3か月～7歳6か月未満) ・二種混合(小学校6年生) ・不活化ポリオ(生後3か月～7歳6か月未満) ・MR(麻しん・風しん) <ul style="list-style-type: none"> 第1期(1歳～2歳未満) 第2期(年長児) ・水痘(1歳～3歳未満) ・日本脳炎 <ul style="list-style-type: none"> 第1期(生後6か月～7歳6か月未満) 第2期(9歳～13歳未満) ・ヒトパピローマウイルス感染症(小学6年生～高校1年生相当の女子)

② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業内容
52	妊娠婦・乳幼児健康相談事業(巡回相談・おやこプチ講座)	安心して妊娠・出産・育児が行えるよう公民館等の地域の身近な場所に出向き、保健師、助産師等が健康相談を実施します。また、親子の健康づくりに関する情報提供の場として、おやこプチ講座を実施します。
53	地域における幼児期からの歯の健康教育	保育所や地域の子育てサークルなどで、幼児と保護者を対象に幼児期に必要な歯の知識と正しい歯磨きの方法等について健康教育を実施します。
54	5か月児ぱくぱく教室(離乳食教室)	生後5か月児を持つ保護者に離乳食の進め方、子どもの発達・子育てについての知識提供を行うとともに、集まる場の設定をすることにより乳児期前期の養育者の孤立感に伴う育児不安の軽減を図ります。
55	歯びかびかむし歯予防教室(1歳児むし歯予防教室)	1歳0か月児～1歳2か月児の保護者に、むし歯予防の知識と歯の手入れの実習、生活リズム確立の大切さについての知識提供を行います。また、保護者自身に歯の健康に関心を持ってもらい、成人期の歯周病予防を図ります。
56	きしゃっぽ教室(発達支援教室)	1歳7か月児及び3歳6か月児健康診査後の事後指導の場として、遊びやグループワークを通して、子どもの発達や適切な関わり方を学び、親同士が悩みを共有することで育児不安の軽減及び子どもの発達の理解・受容につなげるために実施します。
57	すくすく相談	育児や発達に関する相談に応じ育児不安を軽減します。また、適切な子育て情報を発信します。
58	発達相談	幼児健康診査後の精神発達面の状態を個別の検査を用いて確認します。
59	妊娠婦の喫煙・飲酒対策事業	妊娠婦・胎児・乳児へのタバコ・アルコールによる健康被害を防ぐための啓発、相談を行います。

③ 小児医療体制等の充実

No	事業名	事業内容
60	休日・夜間応急診療所、休日歯科応急診療所の充実	妊娠・出産の安全確保とともに、育児不安の解消をめざし、救急医療体制の充実を図ります。

基本目標2. 地域の子育て支援の充実

① 子育て中の親子の居場所づくりの推進

No	事業名	事業内容
61	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が気軽に集い、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
62	子育てスポット事業	公共施設の空きスペースで、月1～2回、乳幼児と保護者が気軽に集って、交流できる場を地域に提供し、育児相談や子育て関連情報の提供、講習会などを行います。
63	子育てスポットすくすく広場事業	福祉センターで、主として乳幼児（0～3歳）と保護者が気軽に集える場を提供し、高齢者から昔ながらの遊びや昔話を教えてもらうなど、異世代間における交流を行います。
64	市立こども園の地域活動の推進	地域に開かれたこども園として、地域の様々な人との交流を推進するとともに、未就園児の親子登園や子育て相談を実施する等、地域の子育て支援の拠点として子育て支援の充実を図ります。
65	地域に開かれた幼稚園・保育所づくりの推進	地域の仲間とふれあう機会が少なくなっている幼児や、子育てに孤立感・不安感を抱えている保護者のために、園庭・園舎を開放し、在園児との交流や未就園児の親子登園を実施します。
66	公民館での各種教室・講座	公民館の特性を生かし、各年度において、各種子育て支援事業を実施します。 ①親子が集える「場」の提供・情報提供事業 ②子育て支援教室・講座（保護者対象） ③体験教室・講座（親子対象） ④体験教室・講座（児童対象） ⑤地域の子育て力向上をめざした教育・講座（市民対象）

② 多様な子育て支援サービスの充実

No	事業名	事業内容
67	保育所における一時預かり事業	保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。
68	地域子育て支援拠点における一時預かり事業	地域子育て支援拠点の利用経験のある乳幼児を対象に、一時預かりを行い、地域の子育て家庭に対してよりきめ細やかな支援します。
69	病児・病後児保育事業	児童が病気や病気の回復期で、保護者の仕事の都合等で家庭での保育が困難な場合に、児童を一時的に専用施設で預かります。
70	子育て短期支援事業	緊急一時に児童の養育が困難になった場合に、児童を7日間を限度に預かり、養育・保護を行います。（ショートステイ事業） 仕事等の理由で帰宅が遅くなり、長期に児童の養育が困難な場合に、午後2時から10時までの時間帯のうち、1日4時間、6ヶ月の範囲で児童を預かり、養育・保護を行います。（トワイライト事業）

基本目標3. 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実

① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

No	事業名	事業内容
71	利用者支援事業	就学前の子どもとその保護者や妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集や提供のほか、必要に応じて相談・助言等を行います。
72	子育て世代支援PR事業	本市の子育て情報をわかりやすく掲載した子育ておうえんサイト「子育て@なら」を運営するとともに、本市の子育て情報を一冊にまとめた「なら子育て情報ブック」を作成・配布します。
73	家庭児童相談室運営事業	子どもの生活習慣、学校生活、家庭環境等、児童と家庭の福祉の向上を図るため、家庭児童相談室を設置しています。
74	幼稚園や保育所の子育て相談	幼稚園や保育所への電話や来園により、子育ての悩みや育児相談を行います。
75	家庭教育推進事業	子どもや家庭教育を取り巻く諸問題の解決と家庭の教育力の向上を図り、これから家庭教育のあり方、親の役割について考えるため講演会等を実施します。

② 子育て家庭への経済的な支援の充実

No	事業名	事業内容
76	子ども医療費助成	健康保険に加入している中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の子どもを対象に、保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費は除く）から一部負担金を除いた額を助成します。ただし、中学生は入院のみの助成です。
77	就園奨励費補助	私立幼稚園に通う保護者の経済的負担の軽減を図ります。
78	就学援助	小・中学校の就学が経済的に困難な世帯に必要な援助を行い、安心して義務教育を受けられる環境を整えます。
79	特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級への就学のために必要な援助を行い、特別支援学級に在籍する児童・生徒が安心して義務教育を受けられる環境を整えます。

基本目標4. 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実

① ひとり親家庭への支援の充実

No	事業名	事業内容
80	ひとり親家庭等医療費助成	健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳到達後最初の3月31日まで）の子や父母のいない18歳未満の子を対象に、保険診療の自己負担額（入院時の食事療養費・生活療養費は除く）から一部負担金を除いた額を助成します。
81	ひとり親家庭等相談	母子家庭、父子家庭、寡婦または離婚前の方に対し、生活や家庭、子どもの養育、就職や自立の支援、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の利用等の相談に応じます。
82	母子家庭等日常生活支援事業	修学や求職等の自立に必要な理由や疾病等の社会的理由で一時的に生活援助や保育サービスが必要な母子家庭、父子家庭、寡婦の世帯に、家庭生活支援員を派遣します。
83	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の自立を支援するため、就業相談、就業支援講習会、就業情報提供等の施策を総合的・計画的に実施します。
84	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母、または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援するもので、母子家庭、父子家庭の自立促進を図るため、教育訓練を受講することが適職につくため必要と認められる場合に、教育訓練給付金を交付します。
85	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母、または父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講するに際して、高等職業訓練促進給付金を交付することで、受講期間中における生活の不安の解消および生活の負担の軽減を図り、安定した修業環境を提供し、資格取得を容易にします。
86	公共賃貸住宅における母子・父子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、母子世帯または父子世帯で20歳未満の子がいる世帯に対する優先入居制度を実施します。

② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実

No	事業名	事業内容
87	放課後児童健全育成事業施設における障がい児の受け入れ推進	放課後に就労等で保育のできない世帯の小学生を対象に、バンビーホームを開設しており、障がいの程度・内容に応じて指導員の加配をしながら、障がい児の受け入れを推進します。
88	短期入所	居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、障害福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい児につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
89	障害児通所支援	障がい児を児童発達支援センター等の施設に通わせ、年齢に応じて日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の伝達及び集団生活への適応訓練を行います。
90	居宅介護	居宅において、入浴、排泄及び食事等の介護ならびに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる支援を行います。
91	行動援護	知的や精神に重い障がいがあり、一人で行動することが難しい障がい者児が対象です。 対象児のことによくわかっているヘルパーが、そばにいて、安心して外出し、活動できるよう支援を行います。

No	事業名	事業内容
92	奈良市歯科診療	みどりの家歯科診療所（総合福祉センター内）において、障がい児の歯科検診及び治療を行います。
93	日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的に、障がい児の一時的な介助や見守りが必要な場合に、日帰りで施設を利用することができます。 ※施設入所者及び病院に入院されている方は、利用できません。
94	移動支援	障がい児の外出及び余暇活動等の移動を支援します。ただし、通学及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で終わるものに限ります。 ※病院に入院されている方は、利用できません。
95	みどり園	総合福祉センター内の障がい児親子通園室「みどり園」において、就学前の障がい児を対象に、保護者とともに通園し日常生活において必要な指導を行い、集団生活への適応を促すよう療育を実施しています。また、家族支援も行っています。
96	相談支援事業	障がい児が、地域で安心して自立した生活を送るために、本人や関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などを総合的に行います。
97	親子体操教室	総合福祉センター体育館において障がい児と保護者が、一緒にスポーツ・レクリエーションを楽しみながら、健康の維持・増進を図ることを目的に実施しています。
98	子ども発達支援事業	心理的な発達の障がい並びに行動及び情緒の障がいのある就学前の幼児又は発達支援の必要があると認められる就学前の幼児とその保護者に対して、相談・療育の場を設け、心理的な発達を関係機関と協働しながら一貫して支援します。
99	長期療養児支援	障がい児が適切な医療ケアや医療・福祉制度を利用しながら在宅で生活が送れるこどや、保護者は地域の人や専門職の支えを受けながら安心して子育てができるように、訪問や相談等を実施します。

③ 児童虐待防止などの取り組みの充実

No	事業名	事業内容
100	被虐待児童対策地域協議会の活用	児童虐待の未然防止・早期発見・再発防止のため、児童相談所、医療機関、民生児童委員協議会連合会、弁護士、警察などの関係機関が連携して、虐待から子どもを守るために「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置しています。
101	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対し、訪問などにより、養育に関する相談、助言などの支援を行います。
102	家庭訪問	育児が困難で支援が必要と思われる家庭を訪問し、生活環境と養育状況・家庭環境・子の成長発達などを総合的に把握し、必要な支援を行うことにより、保護者の育児不安や育児ストレスの軽減を図り虐待予防に努めます。

基本方針3 地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり

基本目標1. 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進

① 地域における子育て支援活動の充実

No	事業名	事業内容
103	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」が依頼・援助・両方のいずれかの会員として登録し、児童の放課後の預かりや保育所等の送迎等で育児の援助が必要となったときに、会員相互の援助活動を行います。
104	子育て支援アドバイザー事業	子育て支援アドバイザーとして登録した地域の子育て経験豊かな市民を、乳幼児と保護者が集まる場所に派遣し、保護者の子育てに関する疑問や悩みに対する相談等を行います。
105	子育てサークルの支援	地域で活動する子育てサークルに補助金を交付することにより、経済的に支援するとともに、サークルを含めた地域の子育て支援団体を対象にした交流会を行うことにより、情報交換等のネットワーク化を図り、子育て中の保護者が自主的に運営する子育てサークルを支援します。

② 地域における子どもの見守り活動の推進

No	事業名	事業内容
106	交通安全教室の開催	学校園に出向き、警察と協力して横断歩道の渡り方、正しい自転車の乗り方などの交通ルールをビデオ・人形劇等でわかりやすく説明するとともに、信号機を使った実技指導なども併せて行い、子どもたちに交通事故から身を守るすべを身につけてもらうために開催します。
107	学校・家庭・地域が連携した防犯力の充実	「子ども安全の日の集い」を開催する等、子どもの安全に取り組む大人の防犯意識を高めます。
108	不審者情報の配信	子どもたちの登下校時の安全確保のために、警察と連携して、学校園や地域から入ってくる不審者の情報を「なら子どもサポートネット」登録者に配信します。
109	「子ども安全の家」標旗配布	子どもを犯罪や事故から守るため、地域の家庭などに「子ども安全の家」になってもらい、家の入口などに「安全の家」標旗を掲げ、子どもが危険を感じた時に、助けを求めて駆け込める場所を提供してもらい、地域で子どもを守る機運を広めます。

基本目標2. 仕事と子育ての両立支援の推進

① 男女共同の子育ての促進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成

No	事業名	事業内容
110	イクメン手帳の配布	奈良市オリジナルのイクメン手帳「IKUMEN HANDBOOK for nara papa」を母子健康手帳交付者及び子育て中の希望者に配布します。
111	仕事と生活の調和推進事業	事業主や企業を対象に、育児休業の取得促進や労働時間等の改善など、仕事と生活の調和のとれた働き方に向けた意識啓発に努めます。

基本目標3. 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

① 安心して外出できる環境づくりの推進

No	事業名	事業内容
112	通学路整備事業	児童・生徒が安全で安心して通園・通学できるよう歩道の整備及び防護柵、路面標示等の安全施設を整備します。
113	公園管理運営	身近な自然との心れあいの場所、防災空間、良好な風致・景観を備えた地域の形成等、多くの機能を有している公園・緑地の維持管理を行います。また、街区公園等に設置されている遊具の安全点検を行い、老朽化した遊具の修繕を行います。
114	公園整備事業	街区公園の経年劣化によるフェンス・あづまや等の施設の改修を行います。
115	公共賃貸住宅における多子世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の3DK若しくは3LDKの空家募集において、18歳未満の児童が3人以上いる世帯（多子世帯）に対する優先入居制度を実施します。
116	公共賃貸住宅における子育て世帯向けの優先入居制度の活用	市営住宅の空家募集において、同居親族に小学校就学前の児童がいる世帯（子育て世帯）に対する優先入居制度を実施します。

奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン

～奈良市子ども・子育て支援事業計画～

平成 27 年 3 月

【発行】奈良市子ども未来部子ども政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1-1
電話：0742-34-4792 FAX：0742-34-4798
E-mail：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



子どもにやさしいまちをめざし
ん